

平成27年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成27年2月26日（開会）

平成27年3月20日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十七年第一回定例会議録

(平成二十七年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（2月26日）（木曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 発言の申し出について	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	7
1. 議案第 1 号～議案第 3 号 一括上程	1 1
説明、質疑	
議案第 1 号 総務文教委員会付託	
議案第 2 号・議案第 3 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 4 号～議案第 11 号 一括上程	1 5
説明、質疑	
議案第 4 号～議案第 11 号 総務文教委員会付託	
1. 議案第 12 号 上程	2 3
説明、質疑	
議案第 12 号 各常任委員会付託	
1. 議案第 13 号～議案第 20 号 一括上程	2 6
説明、質疑	
議案第 13 号～議案第 15 号 総務文教委員会付託	
議案第 16 号～議案第 20 号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第 21 号～議案第 31 号 一括上程	3 4
説明	
1. 請願第 8 号・請願第 9 号・陳情第 29 号・陳情第 30 号 一括上程	3 9
請願第 8 号・陳情第 29 号・議案第 30 号 総務文教委員会付託	
請願第 9 号 産業厚生委員会付託	
1. 日程報告	4 0
1. 散 会	4 0

第 2 号（3月10日）（火曜日）

1. 開 議	4 2
1. 議案第 32 号 上程	4 2

説明	
1. 議案第33号～議案第37号 一括上程	4 2
説明、質疑	
議案第33号・議案第35号 総務文教委員会付託	
議案第34号・議案第36号・議案第37号 産業厚生委員会付託	
1. 議案第38号 上程	4 7
説明、質疑	
議案第38号 各常任委員会付託	
1. 議案第12号～議案第20号 一括上程	5 0
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 平成27年度各会計予算案に対する質疑・一般質問	5 1
川越信男議員	5 1
三役の市政に対する想いについて	
防災ラジオの配布について	
水道事業について	
地方創生について	
堀内貴志議員	6 1
国の実施する「地方創生」に対する垂水市の取組について	
(1) 補正予算の地方交付税増額と地方創生の関係について	
(2) 昨年暮れに本市に立ち上げた「地方創生本部会議」の概要と今後の方向性について	
(3) 垂水市の取り組むべき地方創生とは、何か。	
垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例について	
(1) 条例制定の目的と背景について	
(2) 本年4月1日に施行し、遡って1月1日から適用するとしているが、建設中も含めて現時点で垂水市に適用する建物はあるのか。	
職員に対する提案制度の創設について	
(1) 平成25年第2回定例会で「職員に対する提案制度の創設について」要望として上げてあるが、その後どうなっているのか。	
川畑三郎議員	7 0
桜島降灰対策について	
(1) 降灰の状況について	
(2) 対策はどうだったのか	
(3) 今後の対策は	

2期目への決意は	
宮迫泰倫議員	76
地方創生について	
(1) 地元を活性化させるために必要なことは	
(2) 行政、市民の役割は	
(3) 平成27年度予算案に盛り込まれているのか	
(4) 今ある各種基金を「地方創生」に活用する考えはあるのか。また、併用できるのか。転換できるのか。	
(5) 地域おこしに関連して、売り払った旧市有地が荒地になっている所があるが、買い戻すことや所有者に指導する考えがあるのか。	
垂水市政治倫理条例の制定について	
(1) 2年前、議会は改革をやりました。二元代表制のあるべき姿を作り上げる時期にきているのではないのでしょうか。市民のお考えを。	
池山節夫議員	87
市政について	
一般会計予算案について	
(1) 認定こども園事業費について	
(2) 生活困窮者自立支援事業について	
まち・ひと・しごと創生総合戦略について	
(1) 小さな拠点の形成について	
(2) 地方財政措置について	
プレミアム付商品券について	
高齢者虐待について	
(1) 家族での虐待について	
(2) 介護施設での虐待について	
公共施設の集約について	
無線LAN(Wi-Fi)について	
感王寺耕造議員	94
地方創生について	
(1) 本市の交付額の見込みは、いくらか。	
(2) 本年度の用途は、決定しているのか。	
(3) 今後5か年の目標や施策の基本的な方向、具体的な施策をどのように作成していくのか。	
(4) 市民の声をどのように施策に反映していくのか。	

空き家対策特別措置法について

- (1) 成立施行を受け、「特定空き家」の対策にどのように取り組むのか。
- (2) 市内847戸の利活用可能な家屋の有効活用について。

ふるさと納税について

- (1) 市出身者又は縁故のない寄付者の内訳は。(それぞれの件数と金額)
- (2) 直接寄付の総額2,404万円は県内で何番目に位置しているのか。
- (3) お礼品の品揃えは。

住宅取得費助成制度について

- (1) 市民にも対象を広げる考えは。

残土処分場について

- (1) 新規残土処分場の新設の方向性は。

小学校の統廃合について

- (1) 文部科学省の統廃合の基準の見直しを受け、今後の方向性は。

土曜授業の実施について

- (1) 県教委からの通知後、教育委員会でどのような議論がなされ、実施決定となったのか。
- (2) 土曜授業は義務なのか

終戦70周年記念事業について

- (1) 歴史を振り返るためにも必要と考えるが計画の予定はないのか。

1. 日程報告	1 0 7
1. 散 会	1 0 7

第3号(3月11日)(水曜日)

1. 開 議	1 1 0
1. 議案第32号	1 1 0
休憩、全協、質疑、表決	
1. 平成27年度各会計予算案に対する質疑・一般質問	1 1 0
持留良一議員	1 1 0

市長の政治姿勢

- (1) あらためて自治体のあり方について
 - ア 際限のない負担増の中で自治体本来の原点である「住民の福祉の増進(福祉と暮らしを守る。)」は、どのように図られてきたのか、さらにどのようにしていくのか。

予算案に関して

(1) 「地方創生」と「新交付金」

ア 「地方創生」の問題

(ア) 基本的な問題点として、地方再生の保障の可能性はあるのか。

イ 「新交付金」問題

(ア) 地域消費喚起。生活支援型～生活支援と地域が活性がしていくための財源（国の補正予算と当初予算）は、確保されているのか。

(イ) 住民の要求はどのように反映されているのか。

a) 地域にある力（人・資源）を活かし伸ばす産業振興策、経済政策がカギになる。考えと具体策は

b) 子育て支援策の拡充が、人口増の重要な要因と考えるが具体策は（保育料の軽減。学校給食無料化等）

(2) 臨時・非常勤職員の待遇改善と水道検針員の給与問題

ア 臨時・非常勤職員の待遇改善

(ア) 2014年7月の「通知」

時間外手当や通勤費等への対応と改善。

イ 水道検針員の給与問題

(ア) 現行時間給の設定時期は、他自治体との比較

(イ) 改善方向の必要性について

(3) 「道の駅」の職員の労働環境整備

ア 労働条件への適切な配慮－経過と結果及び対策は

(ア) 帯広市「指定管理業務 留意事項」を参考に

(4) 小規模企業振興基本法の実践

ア 具体的な施策の企画立案・実行は自治体の役割であるが、現在の進行状況と活性化対策のためにも「中小企業振興条例」の制定の考えと方向性について

(5) 寡婦控除のみなし適用

ア 「非婚のひとり親家庭に、のみなし適用を早急に」実施している保育料との整合性の確保と統一を

特別会計について

(1) 介護保険特別会計

ア 介護保険事業

(ア) 保険料値上げの抑制への取組は十分だったのか。

県への働きかけは。

(イ) 要支援者への介護保険サービスの継続と新たな要介護認定を受ける権利の保障を。	
(2) 国民健康保険特別会計	
ア 国民健康保険事業	
(ア) 国保税は高い(担税力を超えている。)との認識はあるのか。	
(イ) 来年度の自治体への財政支援策(保険者支援)は、どうなっているのか。	
(ウ) 財政支援で国保税の引下げの検討は、できないのか。	
北方貞明議員	1 2 3
人口減少対策について	
(1) 若い年齢層(20歳～40歳代の女性)の将来予想人口は	
ふるさと納税について	
(1) 垂水市出身以外の納税者は、何人ほどか。	
国保について	
池之上誠議員	1 2 8
商工観光行政について	
(1) プレミアム商品券の総括について	
(2) 観光拠点づくりの展望について	
(3) 道の駅、森の駅に続く南の拠点づくりの基本構想について	
消防行政について	
(1) デジタル無線化への展望について	
(2) 広域化と単独との今後のあり方について	
地方創生について	
(1) 地方創生コンシェルジュ(地域担当職員)について	
(2) コミュニティ拠点としての公民館創生について	
(3) 垂高振興対策支援策とあしなが100人委員会について	
市長の政治姿勢について	
1. 議案第21号～議案第31号	1 3 9
各常任委員会付託	
1. 日程報告	1 4 0
1. 散 会	1 4 0
<hr/>	
第4号(3月20日)(金曜日)	
1. 開 議	1 4 2

1. 議案第 1 号～議案第11号、議案第21号～議案第31号、議案第33号～議案第38号、 請願第 8 号・請願第 9 号、陳情第29号・陳情第30号 一括上程……………	1 4 2
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第 1 号～議案第11号（原案可決）	
議案第21号～議案第31号（原案可決）	
議案第33号～議案第38号（原案可決）	
請願第 8 号（不採択）	
請願第 9 号（不採択）	
陳情第29号（不採択）	
陳情第30号（不採択）	
1. 議案第39号 上程……………	1 4 7
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 閉 会……………	1 5 0

平成27年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月	日	曜	種 別		内 容
2	・26	木	本会議		会期の決定、議案等上程、説明、質疑、委員会付託
2	・27	金	休会		
2	・28	土	〃		
3	・1	日	〃		
3	・2	月	〃		(質問通告期限：正午)
3	・3	火	〃	委員会	産業厚生委員会
3	・4	水	〃	委員会	総務文教委員会
3	・5	木	〃		
3	・6	金	〃		
3	・7	土	〃		
3	・8	日	〃		
3	・9	月	〃		
3	・10	火	本会議	委員会	議会運営委員会
					議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、 平成27年度各会計予算案に対する質疑・一般質問
3	・11	水	本会議		平成27年度各会計予算案に対する質疑・一般質問
3	・12	木	休会		
3	・13	金	〃	委員会	産業厚生委員会
3	・14	土	〃		
3	・15	日	〃		
3	・16	月	〃	委員会	総務文教委員会
3	・17	火	〃		
3	・18	水	〃		
3	・19	木	〃	委員会	議会運営委員会
3	・20	金	本会議		委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、表決

2. 付議事件

件 名

議案第 1号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例 案

- 議案第 2 号 垂水市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例 案
- 議案第 3 号 垂水市介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例 案
- 議案第 4 号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 7 号 垂水市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 8 号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 9 号 垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 10 号 垂水市行政手続条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 11 号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 12 号 平成 26 年度垂水市一般会計補正予算（第 6 号） 案
- 議案第 13 号 平成 26 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） 案
- 議案第 14 号 平成 26 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） 案
- 議案第 15 号 平成 26 年度垂水市交通災害共済特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 16 号 平成 26 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） 案
- 議案第 17 号 平成 26 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 18 号 平成 26 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 1 号） 案
- 議案第 19 号 平成 26 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 20 号 平成 26 年度垂水市水道事業会計補正予算（第 3 号） 案
- 議案第 21 号 平成 27 年度垂水市一般会計予算 案
- 議案第 22 号 平成 27 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 案
- 議案第 23 号 平成 27 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 案
- 議案第 24 号 平成 27 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 案
- 議案第 25 号 平成 27 年度垂水市介護保険特別会計予算 案
- 議案第 26 号 平成 27 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 案
- 議案第 27 号 平成 27 年度垂水市病院事業会計予算 案
- 議案第 28 号 平成 27 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 案
- 議案第 29 号 平成 27 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 案
- 議案第 30 号 平成 27 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 案
- 議案第 31 号 平成 27 年度垂水市水道事業会計予算 案
- 議案第 32 号 垂水市副市長の選任について
- 議案第 33 号 垂水市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例 案

- 議案第 34 号 垂水市食育推進会議条例 案
議案第 35 号 垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 案
議案第 36 号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案
議案第 37 号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第 38 号 平成 26 年度垂水市一般会計補正予算（第 7 号） 案
議案第 39 号 垂水市監査委員の選任について

請願・陳情

- 請願第 8 号 国民健康保険税の引き下げを求める請願書
請願第 9 号 介護保険料の値上げの中止を求める請願書
陳情第 29 号 川内原発 1・2 号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情書
陳情第 30 号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書

平成 2 7 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 2 7 年 2 月 2 6 日

平成27年2月26日午前10時開会

△開 会

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第1回垂水市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（森 正勝） これより、本日の会議を開きます。

△発言の申し出について

○議長（森 正勝） ここで、去る1月1日付で課長の異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○生活環境課長（田之上康） おはようございます。1月1日付で生活環境課長を拝命いたしました田之上康です。どうぞ、よろしく願っています。

○議長（森 正勝） 次に、市長再任挨拶のための申し出がありますので、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。平成27年の第1回定例市議会に当たり、お許しをいただきましたので、簡単に御挨拶を申し上げます。

去る1月の市長選挙におきまして16代目の垂水市長として再び市政を担わせていただくことになりました。これまでの4年間の取り組みの成果に対する評価の結果、市民の皆様の温かい御支援と多くの熱い御指示を賜り、引き続き市政を担わせていただくことになりました。誠に光栄なことであり、改めて課せられた使命の大きさと重責を厳粛に受けとめて、身の引き締まる思いであります。

私に与えられました2期目の4年間は、垂水市の将来を左右する非常に重要な時期になると考えております。1期目で築き上げてまいりま

したさまざまなまちづくりの礎の上に、さらに大きく飛躍するまちづくりを進めていかなければなりません。

今後は、さらに市民と連携した協働による安心・安全で住んでよかったと思える元気なまちづくりのために、先頭に立って公約に沿った市政運営を推進してまいります。具体的な施策などにつきましては、次の定例市議会におきまして施政運営方針としてお示ししたいと考えておりますので、いましばらくの猶予を賜りたいと思います。

これからは、これまで以上に丁寧に対話を重ね、多くの皆様との自由闊達な議論の中から最良の結果が生まれるよう、努力してまいりたいと思います。

議員各位におかれましては、今後の市政運営におきましてさらなる御支援、御鞭撻を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げまして、再任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） これより議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（森 正勝） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第80条の規定により、議長において川越信男議員、川畑三郎議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（森 正勝） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る20日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例議会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月20日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

りの推進を図るための諸事業を実施しております。

次に、水産商工観光関係について報告をいたします。

11月末から千本イチョウ祭が開催され、県内外から約5万人の方が垂水市に来られました。しかしながら、土日・祭日があいにく天候不順でありましたことから、昨年度より少ない来場者でありました。

12月7日には、旧大野小中学校体育館で、開拓百周年記念うのばい生き生き祭が開催され、つらさげいもを中心とした山の幸を求め、多くの皆様の来場がありました。また、同日、旧フェリー乗り場近くのとんとこ館で開催されたとんとこ祭では、無料のエビ汁などがふるまわれるなど、にぎやかな一日となりました。

また、平成27年1月10日から2日間、商工会青年部主催で、鹿児島実業サッカー部の皆様に御協力をいただき、第21回U-10サッカー大会が開催され、64チームの参加のもと、各会場で子供たちや御父兄の方々の元気な声が聞こえておりました。

次に、教育関係について報告をいたします。

11月28日、第2回垂水高校振興対策協議会総会が開催され、振興支援策の検証・検討がなされました。今回、商工会からあしなが100人委員会を立ち上げ、垂水市在住者・出身者などからの寄附金を募り、垂水高校の新入学生に入学祝金を支給する支援策が紹介されました。

垂水市では、広報垂水2月号に、協力者であるあしながさん募集の記事を掲載したところでございます。

次に、教育施設整備でございますが、1月22日に垂水小学校の体育館周辺整備工事完成検査を、2月6日に屋外運動場整備工事の完成検査を行いました。工事の完成で、運動場の排水改善対策を図るとともに、200メートルトラックと100メートル直線走路、並びに隣接する体育

館周辺に87台分の駐車場が整備をされました。

次に、学校教育関係について報告をいたします。

12月6日に、きららドームをメイン会場として科学の祭典が開催され、昨年度を上回る760人の参加者があり、大変充実した一日となりました。

また、柘原小学校の防犯パトロール隊が、これまでの学校安全ボランティア活動への取り組みが高く評価され、全国39団体の1団体に選ばれ、文部科学大臣から表彰をされました。

さらに、協和小学校が、これまでのキャリア教育への取り組みが高く評価され、全国15校の1校に選ばれ、文部科学大臣から表彰をされました。

次に、社会教育関係について報告いたします。

1月5日に、文化会館におきまして、新春恒例の成人式が行われ、ことしは164名の対象者に対しまして、78%に当たる128名の出席のもと、厳粛かつ盛会のうちに終了をいたしました。

また、1月17日には、第30回国民文化祭作文コンクールにおきまして、1,631点の応募作品の中から、小学生上学年の部で、新城小学校5年生の安楽千夏さんが優秀賞を受賞し、中学生の部では、中央中学校1年生の永田笑さんが最優秀賞の県知事賞を受賞いたしました。

1月29日には、垂水市文化財保護審議会が開催され、境地区の棒踊りが市の文化財の指定に値するとの答申がなされたことから、2月20日の教育委員会定例会におきまして、無形文化財の指定を行なったところでございます。

次に、交通事故の発生状況について報告をいたします。

平成26年中の交通事故の発生件数は96件、死亡者3名、負傷者135名となっております。前年と比較しますと、発生件数は15件減少しておりますが、死亡者数は1名増加しているものの負傷者数は19名減少した結果となりました。

ことしになって、浜平地区において既に交通死亡事故が2件発生をしております。この2件の交通事故が発生したことから、1月30日に交通死亡事故診断会議が開催され、地域の代表者と交通事故の防止対策についての意見交換をいたしました。

今後も交通事故の発生や死亡事故の減少を図るために、鹿屋警察署や交通安全協会などの関係機関並びに振興会の御協力を賜りながら交通事故防止に努め、また、交通事故の起因となり得るものについても、関係各課と連携を図りながら対処し、交通安全対策に努めてまいります。

さらに、高齢者や子供たちへの交通安全教室を実施して、交通事故防止対策に努めてまいります。

次に、消防関係について報告をいたします。

建物火災1件、その他火災2件の火災が発生しております。

建物火災は、2月15日、海潟において住宅1棟の半焼火災で死傷者1名が発生しております。その他火災は、1月10日、垂水中央運動公園内において、露店の屋台1台が燃え上がる火災が発生をしております。また、2月11日、中俣において、田畑1.4アールが燃える火災で、火傷による負傷者1名が発生をしております。

次に、主な出張用務について報告をいたします。

県外出張でございますが、1月23日に東京プリンスホテルで行われた鹿児島の夕べに出席してまいりました。このイベントは、首都圏に鹿児島の物産や文化の情報発信を行うもので、会場には1,000人を超える方々が集まり、多くの業界関係者の皆様と意見交換を行ってまいりました。

2月1日は、宮崎市佐土原町に観光物産情報を発信する拠点施設、城の駅佐土原いろは館のオープンセレモニーに出席をいたしました。

次に、2月12日、13日は、全国過疎地域自立

促進連盟理事会への出席と、総務省を初め地元選出国議員の先生方への要望活動を行うため、上京をいたしました。総務省へは、桜島の火山活動の現状をお伝えし、特別交付税への配慮をお願いしてまいりました。

次に、県内の主な出張用務ですが、12月21日には、東九州自動車道及び大隅縦貫道の開通式、1月22日は、建設業労働災害防止大会に出席してまいりました。

2月2日は、鹿児島県市長会定例会及び知事と語る会に出席し、地方創生に関して意見交換を行ってまいりました。

また、2月4日は大隅医療協議会、2月17日には大隅地域振興局長との意見交換を行ってまいりました。

そのほか、委員を務めます後期高齢者医療広域連合会運営委員会、日本赤十字社鹿児島県支部評議委員会、大隅広域事務組合議会、県木材利用推進協議会に出席してまいりまして、議案等の審議を行ってまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長(森 正勝) 以上で、市長報告を終わります。

次に、議会運営委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

[議会運営委員長川尻達志議員登壇]

○議会運営委員長(川尻達志) おはようございます。

議会運営委員会の所管事項調査の報告をいたします。

私も議会運営委員会の5名及び随行1名は、去る2月4日から6日まで、大阪府大阪狭山市及び福井県敦賀市において所管事項調査を実施しましたので、御報告をいたします。

大阪狭山市では、通年議会について、通年議会導入の経緯について、通年議会導入のメリット・デメリットについて、通年議会関係例規の

した意見の取り扱いについても同委員会において協議し、議長に報告後、担当の常任委員会にて協議を行う流れになっておりました。

開催当初は、行政側の報告と重複するような内容であるとの市民の皆様方からの声があったため、現在では、市民の皆様の関心や討論の内容を考慮し、事業を取捨選択し報告しているとのことであります。

現在、議会報告会を実施している市議会共通の課題である参加者確保については、開催案内の全戸配布、コミュニティFMでの開催通知、公共施設でのポスター掲示、そして、議員みずから市内のスーパー等の多くの人が集まるところへ出向いてのチラシ配布など、ありとあらゆる方法を活用し、努力をされておりました。

また、議会報告会にて参加者から聴取した意見をもとに、広報広聴委員会で協議し、議長へ報告、そして、議長から特別委員会への協議依頼を行い、理事者より方針等の説明を受け、翌年の議会報告会にて報告等も行ったとのことであります。

このような政策形成サイクルを確立したことにより、報告会での意見が市政に反映されることになり、議会報告会に参加することの意義が市民の皆様に伝わったと実感し、今後、参加者が増加していくのではないかと期待をしているとのことであります。

議会改革については、一般質問時の一問一答制が平成20年より導入され、論点や争点を整理することにより、傍聴者の方々においても内容がわかりやすくなったとの声があるとのことであります。本市では実施されておりませんが、1回目からの一問一答制も実施されておりました。

最後になりますが、両市とも先進市ならではの議会改革や議員の意識改革に真摯に取り組まれており、議員それぞれが議会改革の意義を理解、実践されており、大変参考になる部分が多

く、充実した所管事項調査となりました。

本市においても、今回の研修成果を生かし、両市議会の取り組みを参考にしながら、今後の議会運営に生かしてまいりたいと思います。

以上で、議運の所管事項調査の報告を終わります。

○議長（森 正勝） これで、諸般の報告を終わります。

△議案第1号～議案第3号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例 案

議案第2号 垂水市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例 案

議案第3号 垂水市介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例 案

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○税務課長（前木場強也） おはようございます。

議案第1号垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例案について、御説明申し上げます。

議案第1号でございますが、垂水市内における集合住宅の建設を促進し、民間活力を活用した住宅の供給と定住促進による地域の活性化を図るために、自己が所有する土地に集合住宅を建設する者に対しまして支援を行おうとするものでございます。

それでは、条例案の内容につきまして、条例案に沿って御説明いたします。

付近を明記したというふうに御理解いただきたいと思imasu。

以上です。

○堀添國尚議員 そうすると、大園議員がおっしゃったことと、オーナーはそういうことを勧める。そして、入っている人はそれに従わないとなった場合の、それは違約になるんですか。

○企画課長（角野 毅） 堀添議員の御質問でございませけれども、あくまでも振興会、地域の活動に協力するように指導をしていただくということでございまして、必ずしもその100%振興会等への入会ができない、そのことがいけないということではなくて、そういうことを勧めていただくことを念頭に置いた条項でございませるので、御理解をいただきたいと思imasu。

以上でございませ。（「義務じゃないということでしょう」と呼ぶ者あり）

○議長（森 正勝） ほかに質疑はありませんか。

○池之上誠議員 この減免の中で、3年目、何年目とあるんですけれども、その評価額がだんだん年度ごとによって下がっていくと思うんですけども、その10割無税の、税金をかけなかった場合、その評価をするのは、最初つくった分がだんだん繰り下がっていくのか、そこら辺はどう考えませんか。もう課税をしたときは、10年目の評価額でもう大分落ちていくと思うんです。それで課税していくのか。そのしなかった分の評価額を最初からまた追っていくのか、その辺はどういうふうに。

○税務課長（前木場強也） 当然、毎年その評価額自体も落ちてきませので、その都度その税額を計算しませので、その分の5割軽減、3割軽減というふうにご考慮しております。

以上です。

○池之上誠議員 そうなれば、10年目から課税が100%来るだけけれども、結構もう固定資産税としては少ない税額になると。これは、垂水

市の税額にとっては非常に少なくなるんじゃないかというふうに私は思imasu。

それでいいとされていませのか。それだけ住宅に市税が入ってきませているから、そこ辺を考えた上でこの条例であつたのか、そこ辺は考えられませんか。

○企画課長（角野 毅） 本市の設立してございませ垂水市人口減少対策プログラムの大きな柱でございませ子育て支援と住環境の整備という部分で、本市で建設を行うというふうな形も計画はいたしてございませけれども、なかなかそれでは需要と供給のバランスが追いつかないという状況でございませので、そういう中では、減免という措置は非常に、歳出を伴わない形の中での支援ということでは、効果的な施策になるというふうにご考慮してございませ。

○議長（森 正勝） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めませ。

これで質疑を終わりませ。

お諮りいたしまませ。

ただいまの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思imasu。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めませ。

よつて、議案第1号から議案第3号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第4号～議案第11号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第7、議案第4号から日程第14、議案第11号までの議案8件を一括議題といたしまませ。

件名の朗読を省略いたしまませ。

- 議案第 4 号 垂水市長等の給与に関する条例
の一部を改正する条例 案
- 議案第 5 号 垂水市長等の退職手当に関する
条例の一部を改正する条例 案
- 議案第 6 号 垂水市報酬及び費用弁償条例の
一部を改正する条例 案
- 議案第 7 号 垂水市特別職報酬等審議会条例
の一部を改正する条例 案
- 議案第 8 号 垂水市職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例 案
- 議案第 9 号 垂水市課設置条例の一部を改正
する条例 案
- 議案第 10 号 垂水市行政手続条例の一部を改
正する条例 案
- 議案第 11 号 垂水市産業開発促進条例の一部
を改正する条例 案
-

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○総務課長（中谷大潤） おはようございます。

それでは、議案第 4 号垂水市長等の給与に関
する条例の一部を改正する条例案について、御
説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律が、平成26年 6 月20日に公
布され、平成27年 4 月 1 日から施行されること
となっておりますが、この法律改正により、教
育長が一般職から常勤の特別職に位置づけられ
ることとなりました。

このことに伴い、垂水市長等給与条例に新た
に教育長の給与について規定を追加する必要が
生じたこと。また、歳出削減方策の一環として、
前年度に引き続き、市長、副市長及び教育長の
給料月額を削減しようとするため、本条例を改
正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付してお
ります新旧対照表で御説明いたします。

条例第 1 条は、市長、副市長の次に新たに教
育長を追加し、給料の額を57万1,000円と定め

るものです。これまでは、垂水市教育委員会教
育長の給与に関する条例で定めていたものを、
本条例へ追加するものです。

第 2 条第 5 項は、期末手当の算定について規
定している部分ですが、教育長が特別職に位置
づけられることに伴い、同項中の市長等に教育
長も含まれることから、規定中における教育長
を削除しようとするものです。

附則第 35 項は、歳出削減方策の一環として、
平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日にま
での間、市長、副市長及び教育長の給料月額を、
市長にあっては100分の95を乗じて得た額、副
市長及び教育長にあっては100分の97を乗じて
得た額とするものです。つまり、給料月額を市
長は 5 %、副市長及び教育長は 3 %カットする
ものでございます。

附則第 36 項につきましては、この給料の減額
は、期末手当の算定の基礎となる給料月額には
適用しない旨を規定するものでございます。

なお、附則としまして、第 1 項は、施行期日
について、この条例は、平成27年 4 月 1 日から
施行しようとするものでございます。

第 2 項は、教育長の給与をこの条例に規定す
ることに伴い、従前の垂水市教育委員会教育長
の給与に関する条例は廃止するものでございま
す。

第 3 項は、この条例の経過措置について規定
するもので、現教育長の任期中においては、改
正後の条例の第 1 条、第 2 条第 5 項及び附則第
2 項の規定は適用しないことを規定するもので
ございます。

続きまして、議案第 5 号垂水市長等の退職手
当に関する条例の一部を改正する条例案につい
て、御説明申し上げます。

この議案につきましても、議案第 4 号と同様、
教育長が一般職から常勤の特別職に位置づけら
れることに伴い、垂水市長等退職手当条例へ新
たに教育長の退職金の取り扱いについて規定を

追加する必要が生じたため、この条例を改正しようとするものでございます。

具体的には、教育長の退職金の取り扱い、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例で定められているところですが、その退職金に係る部分を、垂水市長等退職手当条例に新たに規定するものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第1条は、特別職の職にある者として、新たに教育長を第3号へ追加するものでございます。

第3条は、退職手当の額について定めるもので、第2号において、副市長の次に教育長を追加するものでございます。

第7条は、退職手当の支給制限等について定めるもので、教育長に係る支給制限を追加しようとするものです。

第1号は、教育長の解職請求に係る事項を追加するもので、現行の第3号を第5号とし、新たに3号に教育長の罷免、第4号に教育長の失職に係る規定を追加しようとするものです。

附則第2項は、議案第4号で、市長、副市長及び教育長の給与削減を提案したところですが、市長、副市長及び教育長の給料減額は退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

なお、附則としまして、第1項は、施行期日について、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするもので、第2項は、この条例の経過措置について規定するもので、現教育長の任期中において、改正後の条例の第1条第1項、第3条第2項及び第7条第1項の規定は適用しないことを規定するものでございます。

続きまして、議案第6号垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本議案につきましても、議案第5号と同様の理由により本条例の一部を改正しようとするも

のでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

別表において、非常勤職員の報酬の額を定めているところですが、教育委員会委員長制度の廃止に伴い、教育委員会委員長の区分を削るものでございます。

なお、附則としまして、第1項は施行期日について、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするもので、第2項は、この条例の経過措置について規定するもので、現教育長の任期中においては、改正後の条例は適用しないことを規定するものでございます。

続きまして、議案第7号垂水市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

この議案につきましても、議案第5号、6号と同様の理由により、垂水市特別職報酬等審議会条例に、新たに教育長の規定を追加する必要が生じたため、改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第2条は、特別職の位置づけとして新たに教育長を追加するものでございます。

附則第2項は、教育長の給料の額の取り扱いについて、特別職を準用するよう定められているものですが、教育長が特別職に位置づけられ、第2条に追加されたことに伴い、この項を削るものでございます。

なお、附則としまして、第1項は、施行期日について、この条例は、平成27年4月1日から施行しようとするもので、第2項は、この条例の経過措置について規定するもので、現教育長の任期中において、改正後の条例は適用しないことを規定するものでございます。

続きまして、議案第8号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、

御説明申し上げます。

この議案は、平成26年人事院勧告に基づく平成27年度以降の給与制度の総合的見直しのほか、歳出削減方策の一環として、前年度に引き続き管理職手当を削減すること等について改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第5条第6項は、55歳を超える職員の昇給について定めているものでございますが、現行において、55歳を超える職員の昇給は2号給と定めていたものを、標準の勤務成績では昇給停止とすることと改訂しようとするものでございます。

第8条の2第2項は、地域手当について、地域手当の支給率を100分の15から100分の16に改めようとするものでございますが、本市では支給実績はございません。

第9条の2第2項は、単身赴任手当について、単身手当の月額を2万3,000円から3万円に、また、職員の住居と配偶者の住居と間の交通距離の区分に応じて加算することとされている限度額を、4万5,000円から7万円に改正しようとするものでございますが、これも本市では支給実績はないところです。

第17条第2項第1号及び第2号は、勤勉手当について、平成26年の給与水準の改定により、12月支給分の支給月額の引き上げを行なったところですが、今回、6月分、12月分の平準化を行おうとするものでございます。

第1号は、再任用以外の職員を規定するもので、100分の82.5を100分の75へ、第2号は、再任用職員を規定するもので、100分の37・5を100分の35へ改正しようとするものです。

第17条の3は、再任用職員の適用除外について規定しているものであり、条文中の第9条の2を削除することにより、再任用職員についても単身赴任手当を適用できるよう改正しようとする

するものです。

次に、附則についてですが、附則第26項は、当分の間、55歳を超える職員のうち、6級相当以上の職員については、給料月額の1.5%減額支給措置を実施しているところですが、この「当分の間」を「平成30年3月31日までの間」に改正しようとするものでございます。

附則第29項は、附則第26項と同様、55歳を超える職員のうち6級相当以上の職員について、勤勉手当の算定に係る1.5%減額支給措置について、勤勉手当の支給月額の改正に伴い、減額率を改正しようとするものでございます。

附則第39項は、歳出削減策の一環として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間、管理職手当の額5万1,100円に100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年同様に削減して、支給額3万5,770円にしようとするものでございます。

次に、別表第1の給料表の改正でございますが、人事院勧告に基づき給料表を改正しようとするものでございます。

改正は、地域の民間給与水準を踏まえ、平均2%の引き下げとなっており、世代間では若年層においては引き下げがなく、高齢層においては最大4%の引き下げと示されております。

なお、附則としまして、附則第1項は、施行期日について、本条例改正は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

第2項から第4項は、給料表の改正に伴う経過措置について定めたものであり、第2項は、平成27年4月1日の給料表の切りかえ後において、切りかえ前に受けていた給料月額に達しない者には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給することを定めたものでございます。いわゆる減給保障のことです。

第3項は、切りかえ日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、必要があると

認められるときは、必要な経過措置額を支給することを規則で定めようとするものでございます。

第4項は、給料月額に連動した期末手当及び勤勉手当の算定の基礎となる給料月額は、経過措置額を含んだものとするを定めたものでございます。

第5項は、規則への委任について定めたものであり、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定めようとするものでございます。

続きまして、議案第9号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

この議案は、行政改革大綱はもとより、平成27年4月1日で垂水市定員適正化計画の期間が終期を迎え、職員数の目標値である235人を踏まえた組織の連携強化、効率的な業務運用、機動性を備えた組織機構の再編を実施するため、垂水市課設置条例の一部を改正しようとするものです。

課の再編で申し上げますと、企画課の名称を企画政策課に改め、市民相談サービス課を市民課へ統合しようとするものです。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

第2条につきましては、課の設置について、第2号の企画課を企画政策課に名称を改め、第6号の市民相談サービス課を削除するものです。

また、第12号において、市長部局内に水道課を定めておりますが、市長の権限に属するにも、水道事業の管理者の権限を行う市長に委任する規則に基づき、簡易水道に係る業務を委任していることから、市長部局に水道課として規定する必要がないため、今回あわせて削るものでございます。

簡易水道事業は特別会計として、上水道事業は企業会計として従前どりの業務体系を維持しますので、運用内容に変更はなく、条例のみ

の整備となります。

第3条は、課の事務分掌を定めておりますが、今回の組織再編に伴い、事務分掌についても事務の効率化等の面から再編しようとするものです。

まず、第1号の総務課については、秘書及び広報に関するものを削除し、市民相談サービス課の防犯、交通安全業務を移管して、防災に関するものを安心安全に関するものに改め、行政改革に関するもの、電子計算業務に関するもの、統計及び調査に関するものを加えようとするものです。

次に、第2号は、課の名称を企画課から企画政策課に改め、市の総合的施策の企画及び総合調整に関するもの、市政の方針及び重要施策並びにこれらの総合調整に関するものに改め、統計及び調査に関するもの、行財政改革に関するものを削除し、総合計画等に関するもの、秘書業務に関するもの、広報及び広聴に関するもの、地域振興に関するものを追加しようとするものです。

第5号の市民課については、市民相談サービス課との統合となることから、市民の相談、要望及び苦情に関するもの、振興会に関するもの、消費者行政に関するものを新たに追加しようとするものです。

第6号の市民相談サービス課については、市民課との統合になることから削除しようとするものです。

第12号の水道課につきましては、第2条のところで説明を行いました、本条例から削除するものです。

なお、附則としまして、附則第1項は、施行期日について、平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

附則第2項は、垂水市議会事務局設置条例の一部を改正を行うものです。改正の内容につきましては、議会事務局内の議事係、庶務係を統

合し、議事係としようとするものです。

附則第3項は、垂水市総合開発審議会条例の一部改正を行うもので、改正の内容は、第8条中の企画課の名称を企画政策課に改めるものです。

附則第4項は、垂水市議会委員会条例の一部改正を行うもので、第2条第2項第1号の総務文教常任委員会の所管のうち、企画課の名称を企画政策課に改め、市民相談サービス課を削除しようとするものです。

また、第21条の規定中、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会委員長制度が廃止されることに伴い、教育委員会の委員長を教育委員会の教育長に改めようとするものです。

附則第5項は、経過措置について定めるものでございますが、附則第4項中第21条の改正事項については、現教育長の任期中においては適用しないことを規定するものでございます。

引き続き、議案第10号垂水市行政手続条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

この条例は、行政手続法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

主な改正につきましては、法律に規定された要件に適合しない行政指導を受けたと思われる場合に、その行政指導の中止等の求め、また、法令違反の事実を発見した場合に、それを是正するための処分等の求めができるように申出制度を創設しようとするものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、目次の改正でございますが、先ほど申し上げました制度等を創設しようとすることから、第4章を第34条の2までとし、第4章の次に第4章の2を加えようとするものでございます。

次に、4ページをお開きください。

第33条は、行政指導の方式の規定でございますが、第2項及び第3項を1項ずつ繰り下げ、同条に第2項として、行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限等を行使し得る旨を示すときは、根拠となる法令の条項、その条項に規定する要件、権限の行使がその要件に適合することを相手方に示さなければならないように規定しようとするものでございます。

次に、第34条の2としまして、行政指導の相手方は、行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、その行政指導の中止等を求めることができる規定を新たに加えようとするものでございます。

次に、第4章の2としまして、第34条の3に、何人も法令に違反する事実がある場合において、是正されるべき処分または行政処分がなされていないと思われる場合に、処分をする権限を有する行政庁または市の機関に、処分をすることを申し出ることができる制度を創設しようとするものでございます。

その他の改正につきましては、改正行政手続法において文言の改正が行われたことによります文言整理でございます。

なお、附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願ひいたします。

○企画課長(角野 毅) 議案第11号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について、御説明を申し上げます。

垂水市産業開発促進条例は、固定資産税の課税免除または奨励金の交付を行うことにより、本市の産業開発を促進し、雇用の増大及び経済的發展に寄与することを目的として制定した条例でございます。

今回の本条例の一部改正は、新たな業種として流通業施設を追加し、市外企業の誘致をさらに促進し、あわせて地元企業の活性化を計り、本市経済の振興及び雇用の増大につなげようとするものでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。

まず、第1条につきまして、新たな業種として流通業施設を加えるものでございます。

第2条第2号につきましては、流通業施設の内容として、「道路貨物運送業、倉庫業、梱包又は卸売業等の用に要する施設をいう」を加え、また、第5号及び第6号に流通業施設、さらには、第8号及び第9号に流通業施設の事業を加え、第8号については、附属設備について文言の修正を行っております。

次に、第3条につきましては、流通業施設の設定を加え、あわせて文字の修正を行っております。

次に、第5条第1項に流通業施設を加え、第2項に流通業施設の設定を加えるものでございます。

次に、第7条、第8条第1項、第9条につきましても、流通業施設を加えるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長（森 正勝） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

○感王寺耕造議員 所属委員会の議案ですので、済みませんがお時間をいただきまして、2点だけ質問いたします。

まず、議案第8号ですけども、これにつきましては、支給実績は現在、なしということですけども、条例の中に盛り込まれたと。

ただ、2万3,000円から3万円と、それから、距離については、規則で定める距離以上については4万5,000円から、7万円ということになっているんですけど、この積算根拠はどうなっているのかという部分があらず1点です。

2点目として、後、これについては、もし定める距離以上の職員が将来的に出た場合、市長やっぱり施策の方向もあるでしょうから、東京事務所を開かれるかもしれませんから。そういうときは、この手当7万円は7万円、この分に住居手当も含まれているのかどうかです。住居手当はまた別途支給するのか、その点についてちょっとお伺いします。

後、議案9号についてですけども、大幅な課の再編ということなのですが、まず、今まで総務課が職掌としていました秘書及び広報に関すること、これを新設の企画政策課に持っていかれるわけですけども、そうしますと、私が考えるに、やっぱり秘書及び広報という部分は、従来どおり総務課が持って各課の連携を図るほうが、私、スムーズに物事が進むんじゃないかと思うんですけども、新たに企画政策課を新設して、秘書の部分を総務課に移した部分の背景です。この分にどういった意図があるのか、また、課長会等でどのような議論がなされたのかということについて質問いたします。

また、もう一点、行政改革大綱の部分に基づいて職員の適正化です。適正化ということは減らすということでしょうけども、そういった部分の、どの課も少ない人数で一生懸命頑張ってるっちゃって、人が足りない現状の中で、そしてまた、企画課というと、なかなか大変な、やっぱり結構業務量も多いような気もするんですけども、ここの部分に秘書及び広報まで移して、果たして行政改革大綱、職員の適正化の部分につながるのか、ちょっと甚だ疑問なんですけども、その点についてお答えください。

○総務課長（中谷大潤） まず、議案8号の関

係の積算根拠ということですが、これにつきましては、人事院勧告に基づいた、国に準じたものを適用しております。

それから、住居手当につきましては、この7万円が単身赴任世帯の限度額ということですが、住居手当は別途かということですので、これは別途になります。

それから、組織再編、第9号につきましては、まず、秘書・広報の係を総務課から今、企画課のほうに移管したことにつきましては、今回は再編の基本的な考え方の一つに、意思決定時間の短縮化、指示系統の簡素化、政策の連携、情報共有の強化を目的とした組織再編という考え方をしております。

その中で、政策の連携、情報共有の強化というのは、現在の業務体系の中では、総務課よりも企画課のほうに今中心になって進めておる場合が多いことから、秘書・広報係も移管することでこの基本的な考え方につながるということで、移管を検討したところでございます。

このことにつきましては、行政改革の中の下に行政体制部会、その下に作業部会という係長以下で10人以下の職員で構成した作業部会で検討して、それをまた行政体制部会に上げ、それをまた行政部会のほうで決まったことを、全課長で組織する行政改革会議に提案して、そこで最終的にはまた経営会議で決めたものを提案したというふうでございます。

○感王寺耕造議員 もう一点。

○総務課長（中谷大潤） 各課のヒアリングについては、4月1日実施予定の課につきましては、それぞれの課長、担当係長等についてヒアリングを行っております。

○感王寺耕造議員 1回目の質疑で、行政改革大綱に基づいて職員の適正化を図るという部分で質問を出したんですけども、総務課から企画政策課に関して移管するに当たって、職員の減少という部分も図られると思っていらっしゃる

んですか。

○総務課長（中谷大潤） 職員については、もちろん定員適正化最終年度ですので、今年度も退職者数に合わせて職員は採用は減らしてまいりますので、当然私共は、職員は減るものと考えております。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はございませんか。

○宮迫泰倫議員 議案第11号の垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案について、お伺いをいたします。

この中で、第2条の中に、新しく（2）で流通業施設、道路貨物運送業、倉庫業、梱包または卸売等の用に要する施設といひます。これはどういうことなのか、具体的にお答えください。

それから、第3条の中に、便宜の供与の中に、資金及び労務のあっせん等について、市長は協力すると書いてあります。これは、第1条の中で、固定資産税の課税免税または奨励金の交付を行うことより、本市の産業の云々と書いてありますが、これとどう違うのか。もうどちらか一本化されたほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、どうなんでしょうか。2つについてお願い申し上げます。

○企画課長（角野 毅） 業種につきましては、そこに表示してありますとおりの業種ということで御理解をいただきたいと思ひます。

それから、第3条につきましては、併記のような感覚ではござひますけれども、この条例等につきましては、他市との整合性、他市とも比較をいたしながら作成をいたしてあります関係上、このような書きぶりになっていることを御理解いただきたいと思ひます。

○宮迫泰倫議員 ちょっと今、答弁になっていないんです、実は。具体的に、第2条の（2）はどういうことかと聞いたら、書いてあるとおりですと。それがわからなくて、聞くんですよ。しっかりしてもらわないといかんよ。

いう視点での議論はなかったのかなど。そういうことで、このところを先ほどお願いしたのは、そういう点の説明であります。

○土木課長（宮迫章二） 今のところは、これにかわる制度というのはございません。

○議長（森 正勝） ほかに質疑はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいまの本議案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思ます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、各所管常任委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

△議案第13号～議案第20号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第16、議案第13号から日程第23、議案第20号までの議案 8 件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第13号 平成26年度垂水市国民健康保険
特別会計補正予算（第4号）案

議案第14号 平成26年度垂水市後期高齢者医
療特別会計補正予算（第2号）案

議案第15号 平成26年度垂水市交通災害共済
特別会計補正予算（第1号）案

議案第16号 平成26年度垂水市介護保険特別
会計補正予算（第4号）案

議案第17号 平成26年度垂水市老人保健施設
特別会計補正予算（第1号）案

議案第18号 平成26年度垂水市病院事業会計
補正予算（第1号）案

議案第19号 平成26年度垂水市簡易水道事業
特別会計補正予算（第3号）案

議案第20号 平成26年度垂水市水道事業会計
補正予算（第3号）案

○議長（森 正勝） 説明を求めます。

○市民課長（白木修文） 議案第13号平成26年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案について、御説明申し上げます。

1 ページに記載しておりますように、今回の補正は、歳入歳出とも9,809万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を26億4,557万8,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、医療費の実績及び今後の見込みによる保険給付費の減額補正、平成25年度療養給付費等負担金の確定に伴う国庫支出金返還金などの補正などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので、省略させていただきます。

歳出から御説明いたします。

10ページをお開きください。

1 款総務費 5 項医療費適正化特別対策事業費は、今後の執行額の見込みにより事務費を減額するものでございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費のそれぞれの目は、医療費の実績見込みにより今後の所要額を勘案し、減額補正するものでございます。

2 項の高額療養費につきましても、実績見込みにより減額補正するものでございます。

11ページをお願いします。

3 款後期高齢者支援金等及び6 款介護納付金は、額の確定に伴う減額補正でございます。

7 款1 項共同事業拠出金の各目は、拠出金の額の確定に伴う補正でございます。

10 款公債費は、執行の見込みがないことから、全額減額補正するものでございます。

12ページをお願いします。

補正の額は、歳入歳出それぞれ250万円を増額し、歳入歳出予算の総額を840万9,000円にするものであります。

まず、歳出から御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

歳出につきましては、1款事業費の補正になります。交通災害共済加入者の交通死亡事故に関しましては、平成27年1月17日及び23日に2件の交通死亡事故が発生し、残念ながら2名のとうとい命が奪われております。それに伴う負担金、補助及び交付金の見舞金を増額しようとするものであります。

続きまして、歳入でございますが、4款繰越金を増額いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（篠原輝義） 議案第16号平成26年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第4号）案について、御説明申し上げます。

1ページのほうをお開きください。

今回の補正は、介護給付費の今年度見込み額による国支払基金等の歳入歳出予算の減額補正が主なものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出からそれぞれ8,587万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ20億679万5,000円とするものでございます。

最初に、歳出について御説明いたします。

8ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、今般の介護報酬改定に伴う介護システム改修に要する補正でございます。

2款保険給付費、1項サービス等諸費の1目サービス給付費から3目地域密着型介護サービス給付費は、今後の給付額見込みにより減額補正を行うものでございます。

次に、2項介護予防サービス等諸費の1目介

護予防サービス給付費から2目介護予防サービス計画給付費も、今後の給付額見込みによる減額補正でございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費は、介護予防小規模多機能型居宅介護費の今後の給付額見込みにより増額補正を行っております。

次の9ページをお願いします。

3項高額介護サービス等費から、その次の4項その他諸費、5項特定入所者介護サービス費のそれぞれの目は、給付額見込みによる増額補正でございます。

最後の6項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費は、今後の給付額見込みにより増額補正を、2目高額医療合算介護予防サービス費は、今後の給付額見込みによる減額補正を行っております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

事項別明細書の歳入で御説明いたします。

1款保険料を増額し、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、7款繰入金を減額いたしまして収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

引き続きまして、議案第17号平成26年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

1ページのほうをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ697万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億8,847万4,000円とするものでございます。

主な補正の理由でございますが、実績及び今後の見込みに伴う指定管理料等の減額補正及び事業収益の確定見込みに伴う財源措置をしようとするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

金額をお示ししてありますので、省略させて

質疑はありませんか。

○川尻達志議員 全体的にこういうふうになるのかなとは思いますが、執行残が多いのかなという気がします。本来ならば市民に回のお金です。このことが市民の生活を支える、経済を支える大もとであります。

そこで、まず、農林課長、火山活動の1億4,000万少ないが、減額が、それから商工観光課長、6次産業化のこのお金、それから土木課、委託料の500万、港湾管理費。それと、水道課……

○議長（森 正勝） 川尻議員、今のやつは一般会計。議案が違うんですけど。

○川尻達志議員 補正だよ、補正の減額が多いちゅう話。特会は閉めましたか？

○議長（森 正勝） はい。

○川尻達志議員 じゃあ、取りあえずそのことを指摘だけをさしてください。ぜひしっかりと予算を正確につくる努力をしていただきたいということです。

それで、同じことで、水道課、これ4,200万残っているんだけど、なぜこういうふうに大きな金が残る。これも本当は水道行政を初めとして市民に回する金なんです。ここいらにしっかりと目を当てていかないと、繰り越しで、市民に金が回っていかないと。ここは、やっぱりそれぞれの市民から見れば、大きな関心事でなきゃいけないと思いますが、一般会計については、そういうことですので何も言いませんけれども、水道課。

○水道課長（塚田光春） ちょっと今、質問のどこの項目がちょっとわからなかったんですが。

○川尻達志議員 支出のマイナスの4,200万、この工事請負費5,300万。

○水道課長（塚田光春） 工事請負は530万なんですけども。

○川尻達志議員 ああ、これは計だね。じゃ、そこをちょっと、余った理由を。

○水道課長（塚田光春） これは、工事をこじは15件ぐらい出しているんです。それで、その入札残の累積した金額なんですけれども。

以上です。

○川尻達志議員 累積でこれだけ余ったの。わかりました。しつこくなりますけれども、さっきからの趣旨は、ぜひ、ここら辺の数字を小さくする努力をしていただきたいということです。ぜひ、お願いします。

以上です。

○議長（森 正勝） ほかにございせんか。

○持留良一議員 議案17号と18号について質疑をいたします。質疑ですので、対案とかそういうことはできませんので。

まず、17号ですけども、保健施設です。先ほど一千数百万の繰り入れをしないとできないということで、これについては、そもそもの契約があったということで、こういうふうになっているんですけども、この問題については、先ほど言われたとおり、この間のさまざまな問題については決算のときも指摘があったと思うんです。そのために、コスモス苑の事務局長が来たりして説明もされて、今後どういうふうになっていくかという部分がいろいろあったかと思うんですが、1つは、なぜこういうふうになったのかということと、その対策というんですか、取り組みというか、これに向けてのどういう対策をとっていくのか、その点についてお聞きをしたいというのがあります。

それから、病院のほうなんですけども、この病院については、国の医療政策のそもそものが大きな問題もあろうかというふうに思います。

もう一つ、そういう中で、例えばあるデータでは、病院にかかったけども、5割近い方が病院に行けないと。その後、病院のほうも診察するのを断念するとか、いろいろあるんですけども、そういう中で、この問題について、今後どういう考え方を持って対応されていくのか、そ

陳情 2 件を一括議題とします。
件名の朗読を省略いたします。

請願第 8 号 国民健康保険税の引き下げを求
める請願書
請願第 9 号 介護保険料の値上げの中止を求
める請願書
陳情第 29 号 川内原発 1・2 号機の再稼働に
当たって九州電力に住民説明会を求め
る陳情書
陳情第 30 号 集団的自衛権の行使を容認する
閣議決定の撤回を求める陳情書

○議長（森 正勝） お諮りいたします。
ただいまの請願 2 件及び陳情 2 件については、
いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の
上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。
よって、請願 2 件及び陳情 2 件については、
いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の
上、審査することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。
△日程報告

○議長（森 正勝） 明 27 日から 3 月 9 日まで
は、議事の都合により休憩といたします。
次の本会議は、3 月 10 日及び 11 日に開きます。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日は、これを持ちまし
て散会いたします。

午後 1 時 56 分散会

平成 27 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 27 年 3 月 10 日

ました。まだ、十何分残っているんですけども、どうしようかと、今、考えています。

実は、私が議員になるとき、議員は自治体の職員であると言われました。それから、有権者の貴重な1票で選ばれ、税金から報酬が支払われていると言われました。その通りです、皆さんもそうです。

任期中は一人一人に全力を働いてもらわなければならないと言われました。皆そうです。その気持ちは、そういうつもりで、この20年間頑張りました。副議長も、議長もやらさせていただきました。議会改革もありました。それから、議員削減のときもありました、それから議会議員連盟の組織も4市5町でできました。それも今後その地方創生とか、そういうのに活用できると思うんです。だからきょう、ことし、来年地方創生ができますけども、あと残った14人の皆さんと頑張ればよりよい垂水、よりよい日本になると思います。

そういうことを期待申し上げまして、本当に20年間ありがとうございました。

これで終わります。

○議長（森 正勝） 宮迫議員、御苦労さまでした。

ここで、暫時休憩します。2時55分から再開します。

午後2時44分休憩

午後2時55分再開

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、池山節夫議員の質疑及び質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、先の通告順に質問をしてまいります。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

市政について。一般会計予算案について。平成27年度当初予算にあります新規事業の中で認定こども園事業費と生活困窮者自立支援事業について伺います。まち・ひと・しごと創生本部は昨年12月に決定しました、まち・ひと・しごと創生総合戦略をいただきましたので、読ませていただきました。この中で、地方創生に関して重要だと感じる部分でありながら、理解に苦しむところが2点ほどありますので、質問をいたします。

小さな拠点の形成については、垂水市のような人口規模の自治体から見れば、大きな拠点の形成に思えるのでありますが、担当課の見解を伺います。

地方財政措置について。地方創生については、国と地方が適切に役割分担を行うことが必要で、その上で少子化や人口減少などの要因や課題は地域ごとに大きく異なるので、地域の課題は地域の実情に応じて、地方の責任と総意による対策が講じられることが重要である。このため、地方公共団体が自主性、主体性を最大限に発揮できるようにするための、地方財政措置を講じるとあります。

地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方創生の取り組みに要する経費について、地方交付税を含む地方の一般財源を確保する。地方版総合戦略を策定、推進する地方公共団体に対し、自主的、主体的な事業設計と合わせて明確な政策目標のもと、客観的な指標の設定やPDCAサイクルの確立を求める、新しいタイプの交付金について、先行的な仕組みを創設し、2016年度からの本格実施に向けて検討し、成案をおる。

また、地方財政計画に計上した地方創生の取り組みに要する経費については、地方交付税の算定において、地方公共団体が地方創生や人口減少の克服に取り組むための財政需要を的確に反映するための、指標を用いた算定を行うとな

っています。もうこのあたりにくると、何を言っているのかよくわからん。これが率直な感想なんです。地方創生についての財政措置についてわかりやすく教えてください。

プレミアム付商品券について。先ほどの議案第38号において、地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起型として4,350万円の予算が提案をされましたが、詳しく教えてください。

高齢者虐待について。介護における家族の虐待と介護施設での虐待が問題になっていますが、市内での状況について伺います。

公共施設の集約について。老朽化した公共施設を集約したり別の用途に転移したりする地方自治体を、来年度から総務省が財政支援することになりました。財政支援で集約を後押しすることで、統廃合を促し、将来の管理コストを削減するとともに、転用で既存施設の有効活用を図る、このことが目的です。これまで認められていなかった地方債で費用を捻出できるということですが、対応について教えてください。

無線LANについて。韓国では国内のどこでも無線LANが使えるようですが、日本では相当遅れているように思います。他の自治体に先駆けて垂水市内で使えるようになると、思いがけない効果が生まれるのではと考えますが、地方創生事業に乗せて整備できないかを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○保健福祉課長（篠原輝義） それでは、池山議員の認定子ども園事業費についての御質問にお答えいたします。

認定子ども園は、保育所と幼稚園の機能が一体となった施設で、県が認可をする施設であり、本市はカトリック幼稚園が本年4月1日から認定子ども園へ移行する予定となっております。

認定子ども園事業費は、認定子ども園の運営費のことでありまして、現行の保育所運営費と同様、補助率は国が2分の1、県が4分の1、

市が4分の1となっております。この積算方法としましては、各年齢で定められている保育単価に、各年齢の入園予定者数を掛けて算出しております。これまで現行の幼稚園については、私学助成が行われておりましたが、平成27年4月1日から施行予定の子ども子育て支援新制度により移行する保育施設、教育施設へは財源措置が一元化されることになっており、認定子ども園についても運営費を市が直接支払うこととなります。

なお、新制度に移行する市内は、各施設の任意であり、他の幼稚園については移行しない方針であり、現行の私学助成となりますが、27年度以降においては、新制度へ移行することは可能であります。今後は国、県の動向を踏まえながら市内の施設の移行に対応していくこととなります。

次に、生活困窮者自立支援事業についてでございますが、この生活困窮者自立支援制度創設の背景としまして、バブル経済崩壊後、景気低迷が長期化し、長期失業者や若年失業者が増加し続け、さらに雇用形態も変化し、非正規雇用労働者の割合が全体の3割を超え、ニートと呼ばれる若年失業者、引きこもりの増加など多様な課題を抱えた生活困窮者が存在するようになり、このような生活困窮者に対応する福祉制度や支援システムがなかったことから、生活困窮者自立支援法が平成27年4月1日から施行されることになりました。

この法律は、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するもので、対象者は現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性のあるもので、自立が見込まれる者となっております。事業として必須事業と任意事業がありますが、必須事業として就労その他の自立支援に関する相談支援プランの作成等を行う自立相談支援事業と、離職などで住宅を失った者の生活困窮者に対し家賃相当を支給す

る住宅確保給付金事業がございます。

また、任意事業として就労準備支援事業や一時生活支援事業等がございます。本市は平成27年度につきましては、必須事業である自立相談支援事業として67万2,000円、住宅確保給付金事業として37万8,000円の事業を実施する予定でございます。任意事業につきましては、当面はこの法律が軌道に乗った後、実施について検討したいと考えております。

○企画課長（角野 毅） 池山議員のまち・ひと・しごと創生総合戦略について、小さな拠点の形成についての御質問にお答えをいたします。

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、1、東京一極集中の是正、2、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、3、地域の特性に即した地域課題の解決を基本的視点として人口減少問題に取り組み、2060年に1億人程度の人口を確保することを目指す、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンに基づきまして、人口減少と地域経済縮小の克服と、まち・ひと・しごとの創生と、好循環の確立、すなわち地方創生の実現を図るための考え方を示したものでございます。

小さな拠点でございますが、これは国土交通省が平成26年7月に公表いたしました。国土のグランドデザイン2050、対流型国土の形成に2050年の目指すべき国土像を実現するため、12の基本戦略の1番目の国土の細胞としての小さな拠点と、高次地方都市連合等の構築として示されているものでございます。

国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、人口減少の克服と地方創生の実現に向けて設定された4つの基本目標のうち、基本目標4で、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る」とともに、「地域と地域を連携する」に関連する政策パッケージとして示されております。

地方や中山間地域等において、人口減少、少子高齢化が進む中、日常生活に必要な医療、福

祉、介護、教育、買物、公共交通、燃料供給など、身近なサービスが徐々に失われる生活サービスがばらばらに点在し、公共交通も不便で暮らしにくい、地域の伝統や文化を担っていく若い世代の減少によるコミュニティ機能が失われていくのではないかとといったような不安の広がりといった課題を解決する方法として、小さな拠点の整備が示されているところでございます。

小さな拠点は、小学校区など複数の集落が集まる地域において、商店、診療所などの生活サービスや、地域活動を歩いて動ける範囲でつなぎ、各集落とコミュニティバスなどで結ぶことで人々が集い、交流する機会を広げる新しい集落地域の再生を目指す取り組みのことでございます。集落地域の暮らしの安全を守る心の大きなよりどころとなる、地域の未来の展望を開く希望の拠点となることが期待されております。本市におきましても、人口減少の克服と地方創生実現のために垂水市版総合戦略の策定に向けて準備を進めているところでございます。具体的な取り組み等につきましては、市民の方や各界の方々からの御意見をいただきながら、検討を進めてまいります。

小さい拠点につきましては、国が示しているイメージと本市の各地域に点在する生活サービス等の実態には、地域の実情に応じた差があると感じております。垂水市の特性に合った拠点づくりについて調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

○財政課長（野妻正美） まち・ひと・しごと創生総合戦略にかかわる地方財政措置についての御質問にお答えいたします。

国は景気回復の実感を地方にも届けるとして、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を、平成26年12月27日閣議決定し、平成27年2月3日成立した平成26年度補正予算と平成27年度予算を合わせ、経済再生と財政再建の両立の実現を目指すとしております。

今回の国の補正予算は地方への好循環拡大に向けた、緊急経済対策の実行に伴う予算として、総額3兆1,180億円となっています。その中で、地域住民生活と緊急支援のための交付金として、消費環境を促進する事業2,500億円、地方創生に向けて先行的に実施する事業1,700億円が予算計上をされております。本市におきましても、この補正予算に対応し、今回、本日7号補正予算案を追加上程したところでございます。

一方、国の平成27年度の予算は総合戦略等を踏まえ、優先課題推進枠も活用し、創生関連事業費0.7兆円が措置されております。加えて地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする等の観点から、地方創生の取り組みに要する経費について、地方財政計画の歳出に、まち・ひと・しごと創生事業費が創設され、1兆円計上されております。御質問の地方財政措置ですが、地方財政計画にまち・ひと・しごと創生事業費1兆円が創設されたことに対応し、平成27年度普通交付税の算定方法に関連費目が追加されております。地方交付税の算定に当たっては、各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むため、既存の地域の元気創造事業費4,000億円に加え、新たな費目、人口減少等特別対策事業に6,000億円が財源事業額と設けられており、結果1兆円は普通交付税で地方財政措置されることとなるようです。

算定方法ですが、地域の元気創造事業費は行革努力分と地域経済活性化分で算定され、新しい費目、人口減少等特別対策事業については、人口を基本とした上でまち・ひと・しごと創生事業の取り組みの必要度と、取り組みの成果を反映することとされております。結果、交付に際しては成果があった市町村に多く普通交付税として配分されることになっているようでございます。しかしながら、平成27年度地方財政計画における地方交付税は、対前年度比で0.8%減額となっております。この、まち・ひと・し

ごと創生事業費1兆円を超えたにもかかわらず、本市の主要財源の地方交付税がマイナスとなると、その影響が心配されるところです。

また、地方公共団体が求める新たな交付金は、平成26年度補正予算において先行的な仕組みとして1,700億円創設され、本市においても4,349万円が交付限度額として通知があったことから、本日、7号補正予算案で追加上程しております。平成27年度以降については国において、平成27年度に策定、推進される地方版総合戦略を踏まえ、平成28年度からの本格実施に向けて、その財源等も含め検討するとされておりますが、恐らく平成27年度は交付金はないものと思われまます。新たな交付金につきましても、地方創生関連事業とともに情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 池山議員のプレミアム付商品券についての質問にお答えいたします。

本日7号補正で提案いたしました地方創生での取り組みの一つとしまして、地域消費喚起生活支援型のメニューにおいて、今回地域消費としてのプレミアム付商品券事業を交付金として行う予定であります。この事業は、垂水市商工会を事業主体とし、2億円の商品券に対しまして、20%のプレミアム率4,000万円の商品券発行事業を行い、総額で2億4,000万円の商品券発行となります。

事務費としまして、印刷広報経費、事務職員の経費3,350万円も含みまして、交付金を含めて、予算額4,350万円で実施いたします。地域における個人消費を喚起し、商店街を初めとする地域経済の活性化を図る目的であります。現在の予定では、販売期間を平成27年7月1日から9月30日まで、使用有効期間を7月1日から11月30日まで、商工会での換金期間を7月1日から12月28日までの計画であります。

予算執行に当たりましては、上限10万円を個

人購入金額予定とし、広く市民が購入できる取り組みの検討を行い、また現在予定しております331店の加盟店の追加や、消費者のための商品の品ぞろえ等も含め、商工会と十分に協議し、今回の地方創生の目的であります、市内の消費喚起、生活支援のための取り組みを行ってまいりたいと思います。県内の状況も（「もういい」と呼ぶ者あり）いいですか。

以上であります。

○保健福祉課長（篠原輝義） 高齢者虐待についてでございますが、保健福祉課では高齢者虐待の相談窓口を、垂水市地域包括支援センターに設けております。その中で、家庭内での虐待について、デイサービスや在宅サービスを利用されている方で、身体的なあざや家族などの言動で虐待を疑われる場合は、地域包括支援センターに通報していただくシステムとなっております。

また、民生委員、振興会長等、住民の方からの相談通報もお願いをしているところでございます。平成26年度に虐待が疑われ逮捕した事例は、現在5件ございます。内訳としまして、金銭的虐待の疑いが2件、身体的虐待の疑いが3件ということでございます。その対応ですが、虐待を疑われる家庭を地域包括支援センターの職員が訪問し、実態把握を行い、関係者を集めた個別ケア会議を開催して対応を話し合い、問題解決へとつなげております。その後も随時訪問等を行い、経過把握を図っております。

次に、施設での虐待についてですが、例えばグループホームなどの地域密着型サービスにおいては、2カ月に1回の割合で、地域住民、家族代表、行政による運営推進会議を施設で開催しております。この会議は、地域住民との連携、交流を目的に開催されておりますが、これに参加することで入所者及び利用者の実態を知る場ともなっています。

問題が発覚した場合は、実地指導を行う体制

が整えられており、現在までのところ虐待の事実は発生をしております。なお、老健施設、特別養護老人ホーム等については、問題が発生した場合は県の実地指導が行われることとなっております。

予防対策ですが、高齢者虐待はさまざまな要因が重なり合って発生するもので、家族が自覚していないケースもあります。虐待についての粘り強い啓発活動を続けていくことが重要であると考えております。

なお、平成25年度に行った啓発活動として、高齢者大学医療法人職員研修、介護事業所職員研修等を行っております。また、大きな問題となる前に地域の皆様からの情報提供が不可欠でありますので、相談しやすい窓口の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○財政課長（野妻正美） 5番目の公共施設の集約についての御質問にお答えいたします。

公共施設の老朽化は、全国的な問題となっておりますが、本市の公共施設も高度成長期に建設され、老朽化が進んだものが増えてきており、これから大量に更新時期を迎えることになり、維持管理が大きな課題となります。また人口減少等により、今後の公共施設等の利用需要が変化していくことも予測されます。今後は、現在の公共施設をこれまで同様に保全、維持していくことは困難で、施設全体の最適化を図る必要があります。本市では公共施設の現状の把握し、今後の公共施設のあり方を検討する基礎資料とするため、公共施設白書を作成しました。

また、国は今年度、公共施設等の総合的な管理による老朽化対策として、公共施設等総合管理計画の策定を、自治体に要請しております。

この公共施設等総合管理経過に織り込むべき必須の条件として、1番目が10年以上の長期にわたる計画とすること。2番目に、箱物などの公共施設に限らず、道路とインフラ施設を含む

自治体が所有する全ての公共施設等を対象とすること。3番目に、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載することの3点が挙げられております。

本市では、公共施設白書をもとに、平成27年度から平成28年度にかけて、公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の現状及び将来の見通しや、更新、統廃合、長寿命化など、総合的かつ計画的な管理に関する基本を示し、将来の財政負担の軽減平準化を図りたいと考えております。この計画策定に対する支援としまして、計画策定に要する経費の2分の1について、特別交付税措置されます。

また、この計画に基づいて実施される既存の公共施設等の集約化、転用、除却等の事業について、地方財政措置が創設され、地方債の対象となっております。なお、これらの財政措置については、現段階では詳細にわかっていない部分もありますので、今後、情報収集に努め、財政面の負担軽減を図りたいと考えております。

以上です。

○企画課長（角野 毅） 池山議員の無線LAN、Wi-Fiについての御質問にお答えをいたします。

議員の御指摘、無線LAN、Wi-Fiでございますが、観光庁が示した外国人観光客に対するアンケート結果によりますと、36.7%の方が旅行中に困ったこととして、無料公衆無線LAN環境を上げております。国のまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、地方版総合戦略を策定、実施していくに当たり、必要と考えられる支援策として示されているところでございます。政策パッケージのメニューの中に、無料公衆無線LANの整備が組まれております。国内外から観光客を誘客するための魅力ある観光地づくりのために、効果的な事業になり得るものであると思っておりますので、今後、垂水市版総合戦略を策定し、地方創生の実

現に向けて具体的な施策を決定していく過程の中で協議、検討されていくものと考えております。

○池山節夫議員 質問もありませんから、議長お願いです。一問一答ということでやっておりましたが、一括でいいですか。

○議長（森 正勝） はい、どうぞ。

○池山節夫議員 認定こども園のこれについては、まだ幾つかあるのかと思ったらカトリックだけと。これ幼稚園と保育園を一体型になって、便利だと思うんです。だからもうちょっと手を挙げるかなと思ったけど、カトリックだけということで。

これまでは、同居してるおじいちゃん、おばあちゃんがいたら、保育園にはなかなか入れないと。親が働きに行っても、じいちゃん、ばあちゃんいるんじゃないかということで、保育園には入れなかったのが、これからは今度の制度で認定のこのこども園になると、おじいさん、おばあさんがいても、親が働いてればすぐ入ると。短いパートの働きに出ても入れるというようなことで、非常にお父さん、お母さんにとっては便利になるし、その少子化の中で幼稚園側としても、皆さん手を挙げるのかなと思ったけど、カトリックだけということですね。これについては、来年度かその後もまたそういうふうに手を挙げられたら認定されるということだったので、これについてはもうよろしいです。

この、まち・ひと・しごと創生事業の、この財政土地の、小さな拠点のほうは非常に疑問があつて、垂水なんかに関しては、これ小さな拠点じゃないぞというのが私の思いなんですけど、これは国の方針ですからいいでしょう。

あと財政のほうは、いくら読んでもわからないんです。さっき財政課長言われたように、こういう創生の、こういうのをやって新たな交付金がどうのこうのって言いながら、地方交付税

に算定するよって言いながら、全体の垂水市へ来るのは0.8%減ると。むちゃくちゃや。本当ですよ。私がこれいただいて、これちょっと読んでみたんです。まず、財政のことも漠然とどうでも取れるように書いてあるし。これはどういう新しい地方創生の事業を始めたら、どんな財源をどう付けてくれるのかと、本当に明確なふうには書かないで、わざとぼかしたように。これは、頭のいい官僚の人が考えるから、どうでも取れるようになってるんだらうけど、私は、我々議員も、これを読んでも、どんな質問をしていいか、どうしたら、もうわけがわからん。財政課長もどうなんだらうかなと思って聞いてるんですけど。

財政課長の答弁が、さっきから同僚議員の質問で地方創生について財源の話も出てるんだけど、これからも情報収集しながら、そういう答弁しかないんです、ずっと。三、四人されましたけど。情報収集しながら、これは財源措置が来るかな。これなら大丈夫かなと思って、企画課と話し合いをしながら、一生懸命にやってみようしかないんですけど。一生懸命やったはやったが、財源の措置はないは、財源の措置があると思ったが、でも全体では交付税は減るは。たまったもんじゃないよな、本当に。この後の質問に関しては、次にここに帰って来れるかどうか分かりませんが、6月議会にもし私がここにいたら、この先を質問しようと思います。ということで、これも先へ進みます。

このプレミアム付商品券、限度を10万円で買うちゅうことやったんですけど、ここで一つだけ、後で池之上議員も質問されるかもしれないですけど、限度10万円で買うのはいいですよ。使うのも一点に関して限度10万円ぐらいに決めていただきたいなちゅうのが、私の思いがあります。要するに10万円買いました。例えば私が10万円買える、女房も10万円買える、それはいいんじゃないかな。どうなるかわからんです。例えば

子供も10万円買いました。例えば家族3人いて10万ずつ30万買いましたと。でも、何か物を買うに関してはやっぱり分担して、垂水の経済の中にお金が回るようにしてほしいという思いがあって、その30万一括でどんと何かを買うんじゃないくて、買う側も10万円買いましたけど、1人で使う分に関しては10万円が限度ですよと。できることなら、その辺のことも考慮に入れて、また発行するときに考慮してもらえないかと。この質問を水産商工観光課長に1点だけ質問をします。検討できるかどうか。

あと、高齢者の虐待については年々ふえてるんです。ふえてるのが、やっぱり認知症に関する虐待がふえてるということで、質問をしたんですけど。家族で、介護をしたりしていると、その介護疲れのストレスと疲れで虐待になるということもあると思うんです。だから、その辺もさっきの対応でいいですけど、その辺のこともよく対応して、これからもやっていただきたいということで、これは要望しておきます。

公共施設の集約も、いろんなことができると思うんです。廃校になった校舎を例えば高齢者の施設に転用したりすると、それでまた補助がくると。だから、これから先そういうことを検討しながら、集約をしていただきたい。これはもういいです。

まず、今質問してるのは、水産商工観光課長の1点だけです。後、無線LANのことについてです。私は、韓国はどういうわけかしらんけど、相当進んでるんです。韓国から旅行に来られた方はほとんど日本の不便さを嘆くと。さっきあったみたいにですけど。このWi-Fiが全部整備されてると、いろんなことができるわけです。横須賀市、この商業環境課は、スマホなんかのゲームで猿島というところが、ちょっと離れたところがあるんだけど、そこでスマホでゲームをさせる。すると結構来るらしいんですが、これに関してはまた、この次にしますよ、

商工観光課長。これ観光にも役立つと思うんで、次の機会があったらです、また質問しますけど。こういうふうにゲームをしながら、そのことで人があんまり来るもんだから、今度はその島へ渡るのに横須賀市は、フェリー代というか、その運賃は半額は補助してると。そのくらい人が来ると。そういうことで、だからどんな効果が、思いがけなく効果があると思うんです。

だから、私がこの地方創生の、さっき言いましたように事業に乗せて、人の、ほかの市町村より先に垂水っていうところは、本当にどこに行ってもそういうWi-Fiの環境があると。猿ヶ城に行っても、千本イチョウのところに行ったときも、道の駅も。そうすると、そこへ来やすいと。いろんな人が集まってくるんじゃないかということで、こういうことを思って質問をしております。質問というか、要望しておきます。

水産商工観光課長にそのプレミアム付商品券の、その買う分について、その1点だけ、検討できるかできないか、それ聞いて、今回の質問は終わりにします。

○水産商工観光課長（山口親志） プレミアム商品券の計画ですが、1万円の商品券を1セット買いますと、それに合わせてプレミアム率も付けた1万円購入すれば1万2,000円付くという形で、10万円の10セット買えば12万なんですけど、今、池山議員が言われました、家庭の中で、家庭の方が3人、4人やられたときには、満額買われたときに、48万ぐらいと。それをできたらその家庭の中で一人一人が分散するという話だと思いますが、目的は広く商店街の331店舗の中で広く使っていただくということでありますし、それには先ほど申し上げました店舗の、新しい331店舗以外の店舗の開拓。それから、やはり品ぞろえの改革という、そこらあたりも必要になってくるんじゃないかと思えます。

26年度実施した中の実績もあるんですが、結

構思ったより広く使われているようであります。今、言われましたそのことが、この中ではっきりそのような形で実施しますということにははっきり言えませんが、ただ売る場合に、商品券を購入して、購入権の中にチラシ等を入れて、できたら広く商店街の中で活用していただきたいというような案内を出しながら、広く市民の方々が使える、また広く331店舗の場所で使えるような形を商工会と検討してみます。

ただ、先ほど言いました家庭の中で一人一人持つてる。12万が別々になるのか、一緒にまとめられるのか、それは家庭の中で少しわかりませんが、そのあたりの検討も、意見があったことも供給しながら、広く広がるように商工会とも供給してみたいと思います。

○池山節夫議員 終わります。

○議長（森 正勝） 次に、4番、感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可いたします。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れ様でございます。本日、6番目の登壇でございます。なかなか眠い時間ですけども、持ち時間は1時間しかございませんので、1時間お付き合いのほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

地方創生について質問いたします。本市の見込み交付限度額、また本年度の交付額については、本日提出の一般会計7号補正案で財政課長から説明いただきましたので、割愛いたします。国の総合戦略を踏まえ、優先課題推進枠0.7兆円の設置、26年度補正予算と合わせれば1兆円超。地方財政計画の歳出に1兆円を計上。また、消費税増収分を活用した社会保障の充実と合わせれば、3兆円の予算措置がなされるとのことであります。

今回の地方創生については、ソフト事業のみの2階建ての事業であり、国は伴奏型支援、情

報、人材、財政支援を行うとのことで、地方が
主役となり、地域特性に応じた地方創生を展開
することが求められております。ちまたでは、
事業の取り組み如何によっては、行政間格差が
生じるのではとの懸念も出ております。今後5
カ年の目標や施策の方向性と、施策、政策作成
のあり方について市長の見解を伺います。また、
市民の声をどのように施策に反映させていくの
か。まちづくりを推進していく市民の育成の考
えがないのか。合わせてお答えください。

次に、空き家対策特別措置法について市長に
伺います。昨年12月3日、空き家対策特別措置
法が成立、本年2月26日、一部施行されました。
成立、施行を受け、特定空き家の対策にどのよ
うに取り組むのか。市内847戸の利活用可能な
家屋の有効活用をどのように図っていくのか、
お答えください。

次に、ふるさと納税制度について企画課長に
質問します。市出身者、縁故のない寄附者の内
訳は、直接寄附の総額2,404万円は県内に何番
目に位置しているのか。お礼品の品ぞろえと価
格はどうなっているのか、お答えください。

次に、住宅取得費助成制度について、市長に
伺います。平成26年4月1日以降に市内で自ら
居住するための一戸建て住宅を建設、または購
入し、引き渡しを受けた方に助成をするもので、
既に交付決定を受けた方もおられるようです。
定住人口の増加を図るために必要な事業ではあ
ると思いますが、引き渡しを受けた時点で、市
内、市在住2年以内の方が助成条件となってお
り、従前より垂水市民であった方は助成対象に
ならず不公平ではとの市民の皆様の御意見もち
ょうだいしております。

また、近隣市町でも同様の助成を行っている
自治体も多く、住宅建設を考えている若い子育て
世帯は、近隣自治体へ流出をするのではとの懸
念されます。2年以内の助成対象条件を撤廃し、
市民にも助成対象を広げるべきと考えますが、

市長の見解を伺います。

次に、残土処分場の新設の方向性について土
木課長に伺います。

次に、小学校の統廃合について教育長に伺い
ます。文科省は本年1月公立小学校の統廃合の
考え方を記した手引きを、約60年ぶりに見直し
しました。小中いずれも1校当たり12から18学級
を標準とすると考えは維持するが、小学校で1
校6学級以下、中学校で1校3学級以下の場合
は、自治体が統廃合について速やかに検討する
よう求めています。通学距離の目安、小学校は
4キロ以内、中学校6キロ以内に加え、今回、
通学時間の目安も示し、1時間以内としました。
文科省の統廃合の基準の見直しを受け、今後、
小学校の統廃合の方向性をどう考えるか、お答
えください。

次に、土曜授業の実施について学校教育課長
に伺います。県教育委員会からの通知後、市教
育委員会でのどのような議論がなされ実施決定と
なったのか、土曜授業は受講義務なのか、2点
お答えください。

最後に、終戦70周年事業について市長に伺い
ます。歴史を振り返るためにも、記念事業が必要
と考えますが、計画の予定はないのかお考え
をお答えください。

今回は、質問が多岐にわたりますので、答弁
は簡潔明瞭に願います。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の地方創生に
ついての御質問にお答えいたします。

先ほどからの御質問でもお答えをいたしまし
ましたが、国のまち・ひと・しごと創生本部の設置
を受けて、本市におきましても12月26日に垂水
市まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を設置
し、1月7日に第1回の本部会議を開催し、国
の総合戦略の内容等について共通認識を図った
ところでございます。今後、垂水市版の人口ビ
ジョン及び総合戦略の策定に向けて、市民を初

め産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアからなる検討委員会を設置する予定です。国が示した総合戦略の内容を勘案しつつ、本市の持つ特性を反映した垂水市版総合戦略の策定に向けて市民の皆様や、各方面からの御意見をお伺いし、また市議会の皆様にも御協力をいただきながら人口減少克服、地方創生の実現に向けた実効ある総合戦略の策定に取り組んでまいります。

今回、国の補正予算の成立を受けまして、地方創生の先行的取り組みとして、本市におきましては、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に示された4つの基本目標のうち1、地方に仕事をつくり安心して働けるようにする、2、地方への新しい人の流れをつくる、3、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるに合致する事業に補正予算第7号に計上しております。垂水市版総合戦略の策定に当たりましては、これらの事業と合わせ、既存事業の見直しや地方創生のために有効と思われる新規事業の検討を行ってまいります。

また、まちづくりを推進していく民間人の育成についての考えをということでございますが、本市におきましてはこれまで市内8地区でそれぞれの地域の住民の皆様、自分たちの町はこうありたいという思いを形にするための、地域振興計画を策定してまいりました。中央地区を残すのみとなり、平成27年度に策定に着手する計画でございます。計画策定の過程において、鹿児島大学の小栗准教授をお招きしての公開講座の開催、先進的取り組みを進めている地域、団体への研究視察により、まちづくりに対する意識の醸成や地域におけるリーダーとして活躍していただける人材の育成を図ってまいりました。これらを、これから策定する中央地区はもちろんですが、策定済みの地域も含めて公開講座の開催や、研究視察、それぞれの地区の取り組み等についての発表や意見交換の機会等を設

けるなどし、まちづくりを担う人材の育成に努めてまいります。

以降は、担当課長に説明をさせます。（発言する者あり）

○土木課長（宮迫章二） 空き家対策特別措置法について、成立施行を受け、特定空き家の対策にどのように取り組むのかについての質問にお答えいたします。

空き家対策の推進に関する特別措置法の一部が、2月26日に施行され、基本指針、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針が、公表されたところでございます。それによりますと、国は1、空き家等に関する施策の実施に関する基本的な事項、2、空き家等対策計画に関する事項、3、その他空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるとしております。

その内容は、国や県が取り組む施策や、市に策定を求める空き家対策計画に盛り込む項目が明示され、市の計画には優先的に対策を行う地区や実施期間、空き家の再生、改修や、撤去などを行う際の財政上の措置も盛り込まれることになるようです。この特別措置法は5月26日に全面施行されるようですが、特に倒壊リスクが高く、景観を損ねている危険な空き家を市が特定空き家に指定し、所有者に除去や修繕を命じたりできるようになるようです。それに先立ち、国は全面施行までに特定空き家指定基準等を定めた特定空き家選定の指針を策定するようでございます。市の今後の取り組みとしましては、その指針を受けまして、特定空き家の対策ができるように、関係課とも協議をしながら計画を策定していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○企画課長（角野 毅） 感王寺議員の空き家対策特別措置法についての、利用可能な空き家の有効活用についての御質問にお答えをいたし

ます。

垂水市では、平成24年垂水市の空きや状況調査を行い、市内に1,061戸の空き家を確認しており、そのうち外観からの判断ではございますが、847戸が空き家総数から廃屋を引いた戸数となっております。ただ、廃屋この空き家につきまして、改修不要なもの、軽微な改修が必要なもの、大規模な改修が必要なものの3種類に分類をされており、改修不要なもの及び軽微な改修が必要なものと判断された723戸を利用可能な空き家としてカウントをいたしております。

本市におきましては、平成17年度から垂水市空き家バンク制度を設け、市内の空き家の利活用を促進する取り組みを行っており、平成27年2月現在162件の物件を利活用いたしております。ただし、空き家バンクに登録を希望される物件につきましては、家財道具が残されており、現状で登録ができない物件や、利用者の要望もあり、トイレの水洗化や家屋の状況が大きく影響して登録に至らない物件も多数ございます。

利活用が可能であるとされた空き家につきましても、内部の状況を活用しなければ、実際に登録できるかどうか、判断が大変難しく、思うように登録物件数がふえない要因でもございます。これらの要因の排除を行うことで、空き家の利用促進を図るため、家財道具につきましては、平成25年度から垂水市空き家有効活用推進事業支援補助金を実施し、家財道具の処分費用について一定の補助を実施し、平成27年度からは水洗トイレ化や家屋の補修、改善を行いやすくする方策として、空き家リフォーム促進事業を計画いたしております。

空き家リフォーム促進事業は、空き家を空き家バンクに登録することを条件とし、リフォームにかかる経費の2分の1以内で、50万円を上限として空き家をリフォームしようとする所有者に助成を行い、空き家活用の促進を図ろうとするものでございます。

このほかには、平成25年度より実施してきております市街の固定資産の納税義務者に対する空き家バンク制度の紹介と、登録の進めを納付書への同封を継続して行ってまいりたいと考えております。空き家の利活用につきましては、今後も継続的にホームページなどの広報、手段を通じて広く周知を行い、利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税制度につきまして1問目の御質問にお答えをいたします。垂水市へふるさと納税を行っていただいた寄附者の出身地につきましては、統計等をとっておりませんが、関東、関西垂水会などの、私どもが把握できている範囲でお答えをいたします。まず、平成26年度の実績につきまして、平成27年1月末現在で、寄附者数699名、寄附金額2,404万円となっております。このうち本市出身者と確認できている方は、関東、関西垂水会や、職員等の紹介による方など63名、寄附金額は550万円となっております。

次に、2問目の御質問にお答えをいたします。鹿児島県によりますと、平成27年1月末現在、本市の県内での寄附件数、寄附金額につきましてはともに第4位という位置に位置しております。今回の納税制度により寄附控除額の拡大や、申告手続きの簡素化が図られ、寄附者数、寄附金額の増加が期待されております。今後は、これらの垂水市出身者の会等での呼びかけや、市ホームページ、インターネットサイト、情報誌等を活用し、情報発信、実績報告書を全寄附者へ送付して、継続的な寄附のお願いを行う等の取り組みのさらなる推進と合わせて、現在県内第1位の曾於市が実践しておりますインターネットのふるさと納税紹介サイト、ふるさとチョイスへの登録を行い、クレジットカード決済を導入することで、寄附者が申し込みから寄附金の支払いまでを一度に行える仕組みをつくり、寄附者の利便性の向上を図るなどし、寄附者数

の増加に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、感王寺議員のふるさと納税制度についての、3問目の御質問にお答えをいたします。本市では、1万円以上の寄附をいただいた方へ寄附のお礼と地場産業の振興を目的に、お礼の特産品をお送りしております。お礼の特産品は、制度開始から魚、豚肉、果物、焼酎、温泉水など、合計8種類をそろえておりましたが、平成27年1月から水産業者の加工品を加えて、合計9種類の中から寄附金額に応じた数の特産品を選んでいただくこととしております。特産品につきましては、寄附者の獲得競争が激しくなる中で、それぞれの自治体が工夫をこらしており、加熱しすぎではないかとの指摘もございます。本市としましては、ふるさと納税制度本来の趣旨を守り、地元産業の振興、地域経済の活性化、特産品の安定的供給及び発送可能時期等を考慮したうえで取り扱い業者の掘り起しを行い、特産品がさらに魅力ある品ぞろえとなりますよう、充実を図ってまいります。

また、平成26年7月から100万円以上の寄附者の方へ、美湯豚2頭分、特別製の八千代伝、3升甕壺などの豪華賞品を贈呈することといたしております。往来の特産品の品ぞろえの充実と合わせて、コース制等の導入を検討し、寄附者へのニーズに応えられる体制を整え、より多くの寄附者の獲得、寄附金額の確保に努めてまいります。

次に、感王寺議員の住宅取得費助成制度について、市民にも対象を広げる考えはについての御質問にお答えをいたします。垂水市住宅取得費と助成制度は、人口減少対策プログラムに基づく平成26年度新規事業でございます。この制度は転入者で、自ら居住するために住宅を建設し、または購入する方に対して助成を行い、本市における定住人口の増加を図ることを目的といたしております。本事業により、転入促進が図られることで新たな交付税の確保につながる

ことや、新たに取得された家屋の固定資産税に伴う増収が図られ、さらには市内経済の活性化による効果が期待されるものと考えております。

議員御提案の助成制度の拡大につきましては、市民の方の住宅の取得は転出抑制に対しまして大きな効果があると考えております。本市の人口減少対策プログラムにおきましても、子育て世代をターゲットとして、住環境整備と子育て支援の充実を図ることとしておりますので、子育て世代への制度の拡大などについて、前向きに検討をしてみたいと考えております。

なお、垂水市住宅取得費助成制度の現在の活用状況でございますが、3件の申請があり、2月16日に第1号の家庭贈呈式を行ったところでございますが、贈呈式の模様を新聞、テレビ等で報道されたことによりまして、鹿児島市、鹿屋市在住の方から数件のお問い合わせもいただいております。

以上でございます。

○土木課長（宮迫章二） 残土処分場について。新規残土処分場の新設の方向性という御質問にお答えいたします。

現在あります市の残土処分場は、林地開発許可の手続きを取り、建設残土や桜島降灰を搬入しておりますが、度重なる大災害や近年の桜島降灰量の増加に伴いまして、受け入れ許容量が少なくなっていたことから、平成25年4月からの公共工事や降灰対策事業の残土処分につきましては、桜島にあります民間の残土処分場に搬入しております。現在、市内の残土処分場への搬入は環境整備班が対応している地域ボランティアや公共施設の清掃による土砂などを受け入れているようでございます。この市の残土処分場は、林地開発の許可条件としまして、調整池や排水路を整備し、植林をして山の形態に戻すことになっております。

平成26年度は、幹線排水路を敷設しましたので、処分場内の土砂流出の対策につきましては、

一応実施されたところではありますが、今後も排水路や調整池の整備をし、その上に植林もしなければなりません。このように市の残土処分場を確保するためには、これまでも用地買収費や委託費、土地土砂流出防止工事など、かなりの費用がかかっているところでございます。市で管理する残土処分場があれば、大災害時に即対応ができることから必要だと考えられますが、災害復旧事業や社会資本整備事業などの補助事業では、市で管理する残土処分場へ搬入する場合は、その処分費を計上することが認められません。しかし、桜島の民間の残土処分場に搬入しますと、補助事業に処分費が計上できるとともに、補助金と補助残につきましても、各種起債が充当できますので、一般財源の持ち出しは少なくなるようでございます。

このように、新たな市で管理する残土処分場につきましても調査、研究をしておりますが、運搬経路の問題や保安林指定等の問題、さらに費用対効果の問題もございますことから、今後も桜島にあります民間の残土処分場に搬入するほうが有利であると考えているところでございます。

以上でございます。

○教育長（長濱重光） 感王寺議員の文科省の統廃合の基準の見直しを受けての、今後の方向性についての御質問にお答えいたします。

文科省は、昭和31年に小中学校の規模適正化について、事務次官通知を発出して、学校規模の適正化を推進してきました。近年、少子化の進展による学校の小規模化に伴う教育上の諸問題が顕在化することなどが懸念されることから、約60年ぶりに学校規模の適正化についての考え方を見直し、公立小学校、中学校の適正規模、適正配置等に関する手引きを策定し、平成27年1月27日付で都道府県教育委員会に通知がなされたところでございます。法令上の学校規模の標準は、学級数につきましては小中学校とも12

学級以上18学級以下とされ、垂水市でこの標準を多く満たしているのは、垂水小学校だけとなっております。

手引きでは、標準を下回る場合の市町村の対応を学校規模別に整理し、統廃合が困難な場合は小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を検討、実施する必要があるとしております。また、通学距離の基準につきましては、小学校でおおむね4キロ以内、中学校ではおおむね6キロ以内でこれまでどおりとし、スクールバスでの通学もふえるのを想定して、おおむね1時間以内とする新たな考え方を示しています。文科省は、今回の手引きで統廃合の検討を市町村に求めた一方、最終的に判断するのは市町村とした上で、手引きを検討の参考にしてほしいとしております。

現在の垂水市におきます小規模校の取り組みについてであります。きめ細かな指導ができることや、活躍の場を多く持てるなどの小規模校のメリットに加え、近隣の学校同士や5校による集合学習など、小規模校のデメリットの緩和策に努めているところでございます。また、ことしの5月には小規模5校による修学旅行も計画されております。さらに中学校入学前には、垂水小学校に市内全小学校の6学年全員が集合し、互いに学び合い、午後からは中学校の授業参観や入学説明会を行っております。

小規模校の統廃合につきましては、これまで申し上げてきましたように、小学校は中学校に比べて長い歴史があり、地域により密着していることから、地域の方々や度同窓生の皆さんにとりましては、非常に愛着も深いものがございます。また、小学校は地域文化の拠点であると同時に災害時の避難施設としての役割も担っておりますことから、統廃合は児童数だけで行われるものではないと考えております。

一方、主役であります子供たちにとって、ど

うすることがベストなのかということは、考えていかなければならない問題だと考えております。いずれにしても、保護者、地域の皆さんが統廃合してほしいとの意見が多くなりましたら、検討しなければならないと考えております。なお、住民基本台帳をもとにした児童数は、今年度620人に対し、向こう5年間は下回ることなく、640人から650人前後と推移し、ふえる傾向にあります。具体的には水之上小学校が向こう5年間で約40人増加し、小規模校では新城小、柘原小、牛根小がそれぞれ5人程度ふえ、松ヶ崎小と境小は数名ずつ減少する見込みでございます。以上のようなことから、現時点では近い将来の小学校の統廃合は考えておりません。

以上でございます。

○学校教育課長（牧 浩寿） 感王寺議員の御質問にお答えいたします。

昨年の12月3日付で県教育委員会教育長から、小中学校における土曜日の授業実施にかかる留意事項等についての通知文が届きました。そこに示された基本方針には次の3点が示されております。その1、土曜授業を含めた教育課程全体の見直しを行い、児童生徒一人一人の生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視し、各学校の教育課題の解決に努めること。その2、児童生徒の発達の段階を踏まえ、一人一人が達成感を味わい、学習意欲の喚起を図るための学びの場の拡充により、主体的に考え判断し、活用できる力の育成を目指した工夫ある事業改善に努めること。その3、実施に当たっては、保護者、地域住民、関係団体等との連携を強め、土曜日に実施することの利点を生かすなど、社会全体での教育力の向上にも努めること。以上の3点でございます。

そこで、私たちはこの基本方針の趣旨に則り、円滑に土曜授業を展開するために最新の注意を払って準備をしております。初めに、垂水

市内の各学校長と土曜授業を実施した場合の効果や課題について、また実施時期等について話し合いをいたしました。そして、大隅地区の各教育委員会との連携を図りました。それは、もし各教育委員会が土曜授業をばらばらに実施した場合、各種スポーツ大会や文化的行事等の実施に支障をきたすと考えたからであります。また、土曜授業の導入は、教職員の勤務時間にもかかわることから、職員組合とも交渉を行ったところでございます。さらに、教育委員の皆様にも、正式決定に至るまでの間、委員研究会を開催し、県の方針や市教委及び学校長の考え方及び大隅地区での方向性等を説明の上、協議していただく機会を設けてまいりました。

そして、実施に向けてのさまざまな状況整備が整った時点で、臨時教育委員会を12月16日に開催し、教育委員会として土曜授業の実施を正式に決定し、各学校に通知文を発送したところでございます。その後、来年度からの実施をスムーズに行うために、保護者向けのリーフレットを作成、配布。スポーツ少年団関係者や公民館長など、社会教育関係者などへの説明、さらには市議会議員の皆様方にもお知らせをさせていただいたところでございます。各学校におきましては、その後、平成27年度の教育課程の編成を行い、全ての学校が本年10月からの実施に向け、異常なく準備が整いました。以上が、実施決定までの流れでございます。

続きまして、土曜授業は義務なのかという御質問にお答えいたします。土曜授業の実施は義務なのかと問われれば、これは義務ではございません。あくまでも、設置者である市長教育委員会の判断にゆだねられております。しかしながら、県からの通知文が出されたことを踏まえ、当教育委員会といたしましても、そのことを真摯に受けとめ、積極的に取り組んでいくこととしたところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 終戦70周年記念事業についてでございますが、以前、市主催で行ってありました慰霊祭について、少し述べさせていただきますと、戦死者の霊を弔い、恒久平和を誓うため、昭和40年11月に第1回戦没者追悼式を行い、平成16年11月まで計40回開催しております。前水迫市長の時代に、当時の市遺族会長が、戦後の節目も終わったので、市主催の慰霊祭はもういいですと。これからは遺族会だけで年1回お寺でしますということで、それ以来、市主催の慰霊祭はなく、遺族会だけで年1回お寺で法要をされております。

そのほか、毎年鹿児島県主催の県戦没者追悼式には市職員が随行し、二十数名の遺族会の方が参加されております。市遺族会は現在、正会員の方は13名いらっしゃり、平均年齢95歳と高齢であられ、戦没者の遺児等で構成されます準会員の方を入れますと約230名で構成されているようであります。戦後70周年関連の動きについてでございますが、市遺族会では特別なことは予定してなく、年1回の法要はことしも行うとのことであります。

また、県遺族会の全体をまとめた取り組みとして、鹿児島県遺族大会を開催する動きがありますが、まだ未定とのことであります。

○市長（尾脇雅弥） 先の戦争からことしで70年という歳月がたとうとしております。この間、多くの国民、市民の方々の平和への切実たる願いと行動の土台の上に、敗戦からの復興を果たし、世界有数の経済技術大国へと発展をしてきたと思います。戦後の復興、反映をもたらしたものの、私たちの平和で豊かな社会の裏には多くの犠牲と苦しみがあったことを忘れてはならないと思っております。思いは人それぞれでありますけれども、私は戦争はしてはならないと強く感じています。

戦争が起こる理由はさまざまであります。その理由を戦争が起こる前に人間の英知で取り除

いていかなければなりません。そのためには、国民的賢明さと一人一人が利害を超えた強い意志が求められるものと思います。

平成25年8月号の市報において、垂水戦争証言として特集記事を組み、終原付近の空襲時の写真、垂水大空襲や、第六垂水丸転覆事故に関する証言、太平洋戦争に関する書籍、遺留品や戦後品、跡地、石碑等について掲載したところであります。このことについては、約5時間に及ぶ垂水市内の空襲について知るといって、その思いを募らせるということになった特集であったようでございまして、市報を読まれた方々からお便りも幾つかいただいたところでございます。

課題といたしましては、語り継ぐ戦争体験者の高齢者や、家族にも伝えていない人も多く、貴重な証言、資料等がそのまま歴史に埋もれて風化されることが懸念をされるところでございます。また、第六垂水丸転覆事故の合同慰霊祭についても、遺族の高齢化が進み、平成25年2月6日営まれた70回忌法要が最後となったことも非常に残念な思いであります。

以上が、今、私が思っているところであります。

○感王寺耕造議員 一問一答方式でお願いします。まず、地方創生についてでございます。

私、さきほど池山議員がちょっと地方創生について質問されたんですけど、私も、ちょっと愚痴みたいな形で出たんですけど、池山議員。私もそう思ってるんですよ、実は。ソフト事業ってということで、なかなか使いにくい事業であるということです。こうなったら、まだ元気交付金ずっともらったほうが良いような気もしますし、あと、東京の一極集中をなくしていくんだと。まち・ひと・しごと創生を通じて東京の一極集中をなくして、また地方の特性を生かしていくということなんですけど、現在、官公庁、高等教育機関です。企業の本社機能、全て

東京一極集中ですよ。こういう中であって、地方に頑張れ頑張れと言われてもちょっと困るような気がするんです。ただ、そうは言っても、もう出されたもんですからしょうがございません。本年度については今までの既存の事業ですね。昨年末に出てきた事業ですから、事業の収集して、うまく今度の予算をつくっていただいたと思ってます。これは職員の皆さんが一致団結して情報収集に当たって、今まで進めてきた市内漁協への販売戦略とか、あとプレミアム商品券、そういう形です。また、子育て世代のリフォームの部分、よくできてると思います。

そういう形で、またこれからも頑張っていたきたいんですが、ただ1点だけ、思う部分がございます。先ほど、政策の策定のプロセスの部分で、産業、行政、教育、金融機関、労働団体、メディアということです。産、官、学、金、言ですか。そういう形です。市民を初めという部分で策定プロセスという部分が入ってるんですけども、私、市長ですね、まちづくりという部分はひとつづくりだと思ってるんです。先ほど、今までも取り組んできたという部分あるんですけども、私ども、一昨年、岐阜県の郡上市で、産業厚生委員会で研修行ってまいりました。研修の内容といたしますのは、物産館の建設でございましたり、あと農学です。また短歌等を使った、そういうような町おこしでした。

また、近くにはですね、皆さんも御承知のとおり鹿屋市のやねだんの部分です。この部分も今、全国各地から公務員の方が逆に研修に来ておられると。ここは得意なところで補助金はどこからも一銭ももらってらっしゃらないですけど、1人の意志で私はまちづくりという部分は変わっていくと思います。そういう部分で、市長が先ほど市内8区の地域振興計画で人材づくりも行ってきたと。これから公開講座等もやっていくということなんですけども、私は、今まで包括協定等で、総合計画づくり等についても

鹿大と包括協定結んでますから、先生方がやってこられた部分については評価するんですが、ただ、学問を馬鹿にするわけではございませんが、企業です。交付創生事業は企業、業を起こす部分の性格が強いと思うんです。そうしますと、やっぱり学問は学問だと思うんです。実際の現場の部分ではやはり企業、業を起こすっていう部分が大事ですんで、幅広い人材の育成という部分でお願いしたいということがございます。これは要望にいたします。

あと、きのうの新聞です。読売新聞、きのうの分です。ここで、2020年東京オリンピック、パラリンピックを地方創生につなげようと、全国の約70市町村が6月首長連合を発足させるということがございます。市単独だけではなくて、県とか要するに広域とかそういう連携の方法もあると思うんですが、その点について、1点だけ市長に質問いたします。よろしくをお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 地方創生に関しては、今月の3月号の広報誌の中での少し市長日記のところ述べてさせていただきました。感王寺議員がおっしゃるように忸怩たる思いの部分もございます。ただ、川の流れは変えられないけれども、流れを見極めて対応していくというのが今御指摘のあったようなことだというふうに思いますので、これまでの鹿大との連携とか、官、民、学の連携にちょっとリングを広げて、今御指摘があったような分野の方々も取り入れて、民間の活力、成果というものを意識しながら、スピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 3回目の質問ですが、1点だけ。私いつも市長は6次産業からやられてるわけなんですけど、農業の部分がなかなか難しいと。ただ、1次産業で生き残るすべはあるんだよと。園芸農家です。そういった部分で、園芸用ハウスのリース事業の部分で御提案差し上げたこと

があるんですけども、農林課長、企画課長どちらでも結構ですから、今回の地方創生の部分、この部分で該当する事業なのか。それ、現時点でわかっているならば教えてください。

○農林課長（池松 烈） 確かに、感王寺議員から前、私どものほうに御提案いただいたんですけども、今回の件についてはまだちょっと情報のほうが入ってきておりませんので、今後、また情報収集をしっかりとやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○感王寺耕造議員 情報収集して、もし利用可能であれば、市長、志布志市は旧志布志町で農業公地を持っておりましたから、毎年五、六名やってるんです。それで、防災の事業を使えば、当初は20アールで結構だと思います。補助対象の部分が600万円ですから、ハウスの減価償却の部分が8年間ぐらいで均等に返していくと。財源の部分は、流出しないと思いますので、活用できたら活用していただきたいと、これは要望といたします。

次に進みまして、空き家対策特別措置法についてでございますが、そうですね、土木課長が言われたとおり、また国の財政措置の部分、この部分がまだ未決であると。また国交省の部分も、これ問題なのは空き家の判断基準のガイドラインですね、これもまだ示されておられませんから、それからということなんです。ただ、皆さん、ネットを空き家と検索しますと、もう民間企業はこの特定空き家の部分が商売になるということで、ずらずらっと企業がネットに出してるんです。

どういふことかといいますと、今回は見送られたものの、固定資産税の減免措置です。200平米未満までが6分の1ですか。200メートル超、3分の1ということですけども、これが今後はこの減免措置を見直すということで、マスコミ等でも、週刊誌上でも、いろいろ言われております。そうなった中で、今後この部分が3

倍、6倍になったら、固税負担が重荷となって、担税能力のない方々、また亡くなった被相続者が貯金もしてなかったら、もう家もいらぬよということで、そういう部分で固定資産税の部分も重荷になって、市への寄付という申し込みもあると思うんです。現状では、もらわぬってことは当然わかってるんですけど、ただ市長、人口の増対策に市長取り組まれているわけで、もしこれが有効活用できる、空き家の部分とも有効活用して人口対策に使える物件であるという部分が、これからの調査でわかったら引き受けて、その部分を土地は土地で何年間か住んでくれたら、もうあげるよとか、そういうような利用の仕方もあると思うんですけども、これは市長のお考えについてちょっと聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） 今回、いろんな制度が変わっていく中で、これまでと違う視点で見つめていくということは、大事な視点だと思いますので、今お話があったとおり、全てのというわけにはいきませんが、それを市が購入して有効活用ができる人口増対策にもつなげていけるということであるならば、そのことは検討していかなければいけないと思いますので、そのように考えているところであります。

○感王寺耕造議員 市長の前向きな答弁と受けとめましたので、いろいろ調査、検討していただいて、やっていっていただきたいと思っております、有効活用です。

あと1点。土木課長。ことしの1月でしたか。私ちょっと地元を回っておりましたら、もう倒壊している物件ですね、隣にあと15メートルぐらいでもう家が建ってるんです。こさっとポシヤてるんです。ちょっと台風とか強風の日倒れたら人的被害、また隣家への物的被害があったんではないかということで調査依頼いたしました。場所等については、ちょっと個人情報の絡みで申し上げられませんが、実際でも倒れてる

んです、家が、どんどん。これから家も倒れてくると。そういう中で、やはり国の特別措置法ができてから日が浅いという部分はわかるんですが、ただ行政の役割として、今言ってる部分については、相続債権者の方がどなたの解体費用って、もう解体も壊れてるんですけども、その持ち出しの費用を持ってないってことでそのままになってるんです。ただ、これは行政のじゃあ役割は何なのかっていう部分で、国の財政措置等も含めて今後、きちっとやっぱりしていかなくっちゃいけないと思うんですが、市長、ちょっと私の質問の主旨わかりましたか。実際、そういう被害があるんです。だから、空き家基本条例つくってちゃんとやっていくんだと。その部分の決意のほどをお願いします。

○市長（尾脇雅弥） いろんなケースがあろうかと思いますが、前回の御質問に際しても、今回の新しい法整備の以降、しっかりといろんな案件を対応していくということで申し上げたと思いますので、そのような形でいろんな物件の状況を見ながら、対応を講じていきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 時間もありませんので、じゃあ前向きに各担当課とも手を携えて、この空き家対策、実際、私きょう写真持って来ようと思ったんですけども、場所を特定されると問題がありますから持ってきませんでした。市長も機会があれば現場行ってみてください。土木課長が場所を知っておりますので、よろしくお願いします。前向きに、各関係課と連携をとって、よろしく願い申し上げます。

ふるさと納税についてでございます。1点目の問題です。市出身者、また縁故のない寄附者の内訳はということで、関東垂水会、関西垂水会、職員紹介ということで、わかった部分で63件というお答えだったんですが、私なぜこの質問をしたかと言いますと、テレビでもあるし週刊誌でも、マスメディア等でふるさと納税の節

税効果という部分、あと4月からですか、ふるさと納税の申告制度が変わるということです。簡易になるということで、その2点が主な理由なんでしょう、どんどんふえております。そういった中で、実際縁故者、外からのお金、縁故者でない方々幾ら頑張って企画課長が発生してきてくれたのかということが知りたくて質問したんですが、この部分については、なかなか見えない部分がありますので、細かくはあれなんですけど、県内の分で頑張っていただいているということですんで、評価したいと思います。

これは週刊現代なんですけど、牛肉とか、いろんな部分の品があるんですよ、いろんな部分。品ぞろえの件に移りますけども、企画課長の答弁で品ぞろえの部分についても、充実していくんだと。事実、9番目のタイと勘八ですか、この部分は実際ふやされるということなんですけども。ふるさと納税の利点という部分は、市長、私が思いますに、市税外の部分をふるさと納税振り込んでいただいて、それを有効活用させていただくという部分が1点と、もう一点が市の特産品です。これをどんどんつくって行って、それでコマーシャルになるんだということなんです。そうなったら、ちょっと私畜産業営んでおりますから、お願いしたい部分はあるんですけども、黒牛については、黒毛和牛については私どもの本市の肥育農家の部分の出荷という部分は、農協系列の部分で、まず鹿児島黒牛というブランドがあります。もう一つの、一家族の分は、鹿児島のほうのカミチクさんのほうでわって、今でもその方のブランドでタイヨーで販売されております。そういう、結局農協関係とか、カミチクさんとか、そういう黒毛和牛の部分も宣伝にもつながりますから、そういう団体と企画課長、交渉をしていく方向性とかもあると思うんですが、その点について。企画課長かどっちでもいいです。

○企画課長（角野 毅） 品ぞろえにつきまし

ての御質問でございますけれども、現在、本市9つの種類について品ぞろえをしております。新しい商品の開発につきましても、検討をしているところではございますけれども。例えば、注文が集中して発送が間に合わない、発送する品物がなくなってしまう。

曾於市なんか、思わぬ件数増によりまして発送ができないと、品物はそろわないと。地元での食べる牛もないよというようなクレームが出ているといったような状況も発生しているようでございます。ですので我々としては、適切な販売ができることを念頭に置きながら進めていきたいと思っておりますが、牛、牛肉等につきましても、今後検討の対象となるようであれば、十分協議をさせていただきながら、品目への加入ということを検討していきたいと思っております。

○感王寺耕造議員 ふるさとチョイスにも入って、クレジットの部分の決済で頑張っていくという企画課長の話もいただいたんですけども、もう皆さん御承知かもしれませんが、長崎県の平戸市、ここはふるさと納税で10億2,420万円、実に市税の収入より多い部分をふるさと納税で賄っておられるということです。ここまではいなくても、関東垂水会を初め、あらゆるイベントを通じて、それで市長、ゆるキャラもつくりました。あれ活躍してるのか、活躍してないのかかわからんですけども、ふるさと納税のほうにも使えますんで、予算執行したんですからぜひとも有効活用して、ふるさと納税を1円でも2円でも多く稼いでいただけるように検討を祈りまして、この問題については終わります。

住宅取得費助成制度です。この部分について、子育て世帯ですね、流出がないように前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。ぜひともお願い申し上げます。早急な実施をですね。ただ1点だけ、市長にこれは答弁をお願いします。

現在、中古物件の購入の部分、中古物件500

万円で購入しても、このお金は出るんですけども、現在、地価が下がっております。あした、あさっては私は1件の家を紹介するんですけども、この物件が宅地が80坪ぐらいですか、それで家が22坪ぐらいあるんです。これで幾らすると思えます。売値が350万円です。そういった部分で、土地または家屋の部分が安くなっておりますから、不動産物件が。この部分を500万円と言わず下げる方向性はないのか、その1点だけお答えください。

○市長（尾脇雅弥） この制度は、今スタートしたばかりでありますので、せんだって第1号ということでもありますので、今後の動向を見ながら、必要があれば検討していきたいというふうに思います。

○感王寺耕造議員 よろしく検討をお願いします。

残土処分場について、土木課長の部分で、自前で持つより民間業者に持ち込んだほうが事業費を計上できると。一般財源がかからないということで、そういうふうな方向性ということはわかりました。ただ1点だけ、それでいいでしょう。ただ私ども、土木課長、地域でボランティアをします。学校もそうですし、あと農道、市道、なかなか事業実施していただいておりますので、みずからの電気機械ですね、自分たちが持っている建設機械、2トン車を使って、降灰であったりとかですね、学校の草木除去とか、そういう部分で私の地区は頑張っております。

そうした場合、現在既存の処分場を持ち込みができないと。で、地元で仮置場をつくって、たまった時点で先ほどあった桜島の民間業者の部分ですね、持ち込んでいただきたいと思うんですけども、自助共助だと言わないで、そういうような事業実施をしていただけるのか、いただけないのか、お願いします。

○土木課長（宮迫章二） 地域ボランティアで

作業した土砂の処分についてお答えいたします。

市で管理する道路の管理につきましては、環境整備班で対応しなければならないと思っておりますが、要望件数が多いため、すぐに対応できない場合もありますので、地域によりましては、側溝や路肩の土砂除去などの作業を地域ボランティアで実施していただいております。大変感謝しているところでございます。地域ボランティア作業で出た土砂の処分につきましては、仮置きできる場所があれば、後日環境整備班で搬出しているところでございますが、先ほど申し上げましたように、残土処分場の空き容量は少なくなっておりまして、将来的には市有地などの空き地があれば、仮置場として指定し、地域ボランティア等で出た土砂等を一時仮置きし、ある程度たまりましたら、大型ダンプでまとめて桜島の民間の残土処分場へ持ち込むことを検討してまいりたいと考えているところでございます。

○感王寺耕造議員 検討するということではなくてですね、市長、財政課長、この分は予算措置しとつくとつとつ、仮置場をつくってください。そうでないと、私どもは今後一切ボランティア事業活動はできませんので、自助共助だ、自助だけ言わんでください、共助だけ。お金を出すような方向性でぜひともお願いして終わります、この問題については。

次に、小学校の統廃合問題についてです。教育長の答弁では、当面は考えてないということですね。先ほどありましたように、地域の文化的な守りの場所であるし、これがなくなって——子供たちもやっぱり地域の部分というのを触れ合いの部分で、地域が子供を育てるといふ部分がありますんで、そういった部分の観点とか、あと、いざとなったとき、避難するスペースになったりとかしないということですけども、教育長はそうですが、市長の考えは当面しないということによろしいですね。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど教育長が答弁したとおりの考え方と同じであります。

○感王寺耕造議員 言質をいただきましたので、この問題についてはこれで終わります。

あと、同和事業の実施についてということですが、事業は、ちょっと時間が少ないので、これは要望のみにとどめますから学校教育課長、教育長はよく聞いておいてください。

教育課程の見直しですね、このようにくるくる変わるのもどうかと思うんです。でもそんな中保護者も説明して、大隅広域の部分で決めたということであれば、それでしょうがないとは思いますが、ただ1点だけ、小1、小2、この子供たちですね、やっぱり早生まれだとすると体力ないんですよ。私の子供も2年生のとき、国道脇の緑地帯のところで寝てまして、近隣の方からお電話いただいたことがあります。だから小1、小2の学童の部分の体力の問題もございまして、その辺の分については、きちっと対処していただきたいということと、あと、私田舎、こっちの高校を出まして卒業した後東京の大学を出ました。そうしたら、「井の中のカワズ大海を知らず」、田舎者だということが、知識が少ないなという部分がわかりました。なぜかという、私の出身大学が2つの、杉並とあとはどこか、中央大附属と2つあったんですけど、その人たちが、もう10人ぐらいで1クラス占めているんです、推薦で。どうもこう、学問の知識も少ないし、田舎者だから、なかなか東京で苦労した経緯があるんですけども。そういった意味で、幅広い知識とか、そういう部分ですね。それでまあアカデミックな学問だけではなくて、金融の知識とか、その辺についても、これは以前お願いしたことがありますけども、消費下がり理論の分です。そういう部分の知識も中学生になったら必要だと思いますんで、その分も配慮していただければありがたいと思います。

終戦70周年事業について移ります。これは市長へのお願いですけれども、昨年、ある劇団の部分が鹿屋、志布志等で公演を開かれました。私もちょっと拝見をしたんですけれども、非常にいい公演でございました。中身もちょうど鹿屋特攻基地を舞台として、また右でもない左でもないですね、先ほど市長言われましたように、利害を超えた意志が戦争をとめていくんだということですので、だからそういう市長も戦争反対、絶対やってはいけないって言われる意志をもってやっていくんだということがあれば、そういった演劇を通した部分を小中学生に見せるという部分を行事でもありましたら……（「感王寺議員、時間を越えています」と呼ぶ者あり）済みません。

そういうことを要望して終わります。失礼いたしました。

○議長（森 正勝） 本日は、以上で終了いたします。

△日程報告

○議長（森 正勝） 次は明日午前9時半から本会議を開き、質疑及び一般質問を続行いたします。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日はこれもちまして散会します。

午後4時33分散会

平成 2 7 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 2 7 年 3 月 1 1 日

本会議第3号（3月11日）（水曜）

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	松下正	併任	
総務課長	中谷大潤	農業委員会	
企画課長	角野毅	事務局長	池松烈
財政課長	野妻正美	水産商工	
税務課長	前木場強也	観光課長	山口親志
市民課長	白木修文	土木課長	宮迫章二
市民相談		水道課長	塚田光春
サービス課長		会計課長	堀内昭人
併任		監査事務局長	保久上光昭
選挙管理委員会		消防長	迫田八州夕起
事務局長	北迫一信	教育長	長濱重光
保健福祉課長	篠原輝義	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	田之上康	学校教育課長	牧浩寿
		社会教育課長	森山博之

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	有馬英朗

平成27年3月11日午前9時30分開議

△開 議

○事務局長（磯脇正道） 御起立願います。一同、礼。着席願います。

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第32号上程

○議長（森 正勝） 日程第1、議案第32号垂水市副市長の選任についてを議題といたします。

きのうの本会議で説明がありましたので、ただいまから暫時休憩し、全員協議会を開きます。議案第32号をもって御参集願います。

午前9時31分休憩

午前9時37分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第32号について同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号垂水市副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

△平成27年度各会計予算案に対する質疑・一般質問

○議長（森 正勝） 日程第2、きのうに引き続き、平成27年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を続行いたします。

それでは、通告にしたがって順次質疑及び質問を許可いたします。

最初に8番、持留良一議員の質疑及び質問を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

まず最初に、東日本大震災と福島原発事故から4年が経過をしました。改めて犠牲になられた方々に哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。復興へ向けて粘り強い努力を続けている被災者皆さん、自治体の皆さん、また支援を続けられる全国の皆さんに、改めて心から敬意を表するものであります。

それでは早速質問に入っていきたいと思えます。

まず、冒頭暮らしと経済について、安倍政権の経済政策の根本は、大企業はもうかれれば、その恩恵がいずれ庶民の暮らしに回るというものでした。しかし現実には、円安と株高によって大企業は空前のもうけを得ていますが、働く人たちの実質賃金は18カ月連続マイナス、年収200万以下のいわゆる働く貧困層といわれる方々は、史上最多の1,120万人に達したと言われてます。

このようなことから、経済政策が曖昧であり、持たされたものは格差拡大だったことは、事実が証明をしているのではないのでしょうか。任期最後の質問の根底にある問題源ということで、まず指摘をしておきたいというふうに思います。

そこで、最初の質問は市長の誠実性、改めて自治体のあり方について正します。

自体は、行政サービスをもって住民の福祉の向上に努める役割があります。これは住民みずから生命、生活、権利を守り、改善していく拠点が自治体だということです。私は市長の4年

間、市民が安心して生きがいと希望を持って暮らしていける取り組みができたのか、疑問があります。この点についてどのように図られてきたのか、認識について伺います。政府の来年度の予算では、介護保険料の値上げなど、老いも若きも際限のない負担増は進んでいく計画です。これらを市民の暮らしに持ち込むのか、それとも暮らし、福祉、子育てを守る本来の自治体の役割を果たすのかが問われています。今後どのように取り組んでいくか見解を求めます。

次に、地方創生問題について正します。

まず最初に、基本的な考え方として、地方創生は、地域再生と考えます。地域再生は、何よりもまず地域で生活する人々の人権を守り、社会保障、社会福祉の自立によって、安心して暮らしていける地域をつくるということが重要だと考えます。

しかるに、長年の自民党政治は消費税の増税、福祉、介護、医療の国庫負担削減、輸入自由化、大店舗規制の廃止、指定雇用の拡大、平成の合併の押しつけなどによって、地方を衰退させてきた責任があるのではないかと。その反省もなく、地方創生といっても通用しないというふうに思います。この転換こそが、地方再生への補償だと考えます。基本的な問題点として、政府が掲げた政策は、地方再生保障の可能性はあるのか伺います。

支援交付金の問題について正します。支援交付金は自治体で、住民生活等地域活性化の支援策を具体化するための財源となり得るものと考えます。そこで1点目は、地域消費喚起生活支援型、生活支援と地域活性化していくためには、財源、国の補正予算と当初予算は確保されているのか伺います。

2点目は、住民の要求は、どのように反映されているかです。

1つは地域にある力、人、資源を生かし、飛ばす産業振興策、経済政策がカギになると考え

ます。基幹産業の農林水産業を初め、特産品の開発や加工など地元の資源を生かした、事業発展の方向支援してこそ、地域の活性化の道は開かれます。考え方と具体策について伺います。

2点目は、子育て支援策の拡充が、人口増の重要な要因だというのは、もう衆目一致であります。子育て支援と若者の雇用問題は、地域再生の重要な課題であることは共通の認識です。大事な視点は、若者の安定した雇用の確保、住居などの支援、結婚、妊娠、出産、子育て支援までわたる総合的な若者対策として位置づけ、現在の取り組みを発展させることが重要だと考えます。具体策について見解を求めます。

次に、臨時、非常勤職員の待遇改善と水道検針の給与問題について正します。

1点目は、臨時、非常勤職員の待遇改善問題です。この問題については2014年1月の4日の再度改善を求める通知が出されました。主な内容は時間外手当、通勤費も支給できるように明記もされています。また、さまざまな裁判もあったことから、その例もあることから、年休、産休、育休、介護休等も整備するように求めています。議論の内容や改善策について、見解を求めます。

2点目は、水道検針の給与問題です。

給与表にある検針単価は、大隅地域では垂水の場合は10円ほど低い額になってます。現行、時間給の設定時期と改善方向の必要性について問題意識はないのか見解を求めます。

次に、道の駅の職員の労働環境整備問題について正します。

先の議会で論点を整理し、具体的な対案を示しました。要は、人間らしく働ける雇用のルールの確保が制度的に保障されるべきであるということでした。具体的には、帯広市の指定管理者業務、留意事項が大いに参考になると提案もしました。今日、所得の減少や社会保障の削減と、負担増で、貧困と格差が拡大しています。

雇用の問題でも、非正規の雇用の拡大で、貧困と格差が拡大しています。垂水市がワーキングポアをつくらないためにも、率先して、また役割、責任からも行政が一足改善していくことが求められています。この取り組みの経過と対策について、見解を求めます。

次に、小規模企業振興基本法の実践ということで、取り組みの振興状況と次のステップとなり得る中小企業振興条例の制定の考え方についてと方向性について正します。

中小企業振興条例は、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱とすることを明確するものとなっています。全国では149自治体で制定され、取り組みとしては、中小企業の雇用危機施策を検討する審議会等が設置され、産業振興ビジョン、いわゆる計画がつけられ実行されてるといふものです。この点についての見解を求めます。

次に、寡婦控除の見直し、適用について正します。

御存じのとおり、寡婦控除とは死別、離婚によるひとり親家庭の対象に27万円の控除が受けられる制度ですが、税法上の控除は受けられません。これらを解消するために、所得税法の改正が一刻も早く求められています。

しかしこのような中、民法の改正が行われ、これを機に婚姻歴の有無によるひとり親家庭の差別を解消する動きは進んでいます。本市でも現在保育料にはみなし適用がされています。この適用の整合性の確保と保険料等の見直しの統一を図るためにも適用できる対象事業について実施することが私は求められてるといふふうに思います。

これまで、議論してきました。適用を受けられないことで、既婚のひとり親家庭が不利益を受けていることは、法の下での平等にも反します。差別する根拠はありません。法改正を促していくためにもみなし適用を広げていくことが重要

です。これはまさにあとは市長の政治判断だと考えますが見解を求めます。

次に、特別会計について正します。最初は、介護保険特別会計です。1点目の保険料値上げの抑制への取り組みは、ほんとに十分だったのかという問題であります。

社会保障の解約で際限のない負担が、先ほど言いましたとおり若いも若きもふえてきています。社会保障の削減は、ストレートに、市の福祉施設にもさまざま、また市民にも影響を及ぼしていきます。住民の命と暮らしを守るためにも、自治体はその防波堤になるかが問われている問題でもあります。

そこで、基金の取り崩しもされたと思いますが、一般会計からの繰り入れの検討や県への働きかけの議論はなかったのか伺います。

2点目は、要支援者への介護支援サービスの継続と新たな要介護認定を受ける権利の保障はされるべきものと考えます。

認定されているということで、権利を保障する責務が自治体にあります。介護保険制度としても、要認定、要介護認定を受ける権利を保障はされるべきものであります。そうでなければ、現状の症状を悪化させ、利用者とその家族に犠牲を強いるものになります。誰もが必要なときに安心してサービスを受けられるようにするのが行政の責任です。見解を求めます。

最後は、国民健康保険特別会計について正します。

国保税は高い、いわゆる負担税力を超えているとの認識はあるのかまず伺います。平成25年度の決算の資料で、滞納者は217人、世帯数の1割弱です。私たちのとったアンケートでは、高すぎるが4割、引き上げ反対は9割でした。例えば給与所得の200万円、この方々の国保税は年間31万2,400円、負担にすると15.6%です。1割を超える負担というのは、まさにこれは生活への大きな影響が出ると言われている内容で

もあります。所得に対し、1割以上の負担は生活に大きな影響を与えることは必至であります。

2点目は、国の来年度自治体への財政支援、いわゆる保険者支援はどうなってるのか伺います。

3点目は、国のこの財政支援策で国保税引き下げの検討はできないのか提案いたします。市民の命と暮らしを守るため、何らかの対策をとるとするのは市長の責任ではないでしょうか。見解を求めます。

以上で、質問を終わりますけれども、問題については再質問を行っていきます。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の質問にお答えをいたします。

まず1点目でございますけれども、安倍政権が最重要視した経済政策の目玉である、大胆な金融政策、機動的な財政政策、成長戦略の3本の矢からなるアベノミクスの最終目的は、第1の矢である金融政策によって、円安株高を実現し、これを契機とする企業業績の回復が、民間設備投資の拡大、賃金上昇による持続的な個人消費の拡大に結びつく好循環を実現するということでもあります。

この点については、全体として景気回復が進んでいると言われておりますけれども、都心部と地方圏の景気の間隔が大きくなっていると感じており、いまだ十分な効果が発揮されてきたとは判断をされていません。

第3次安倍内閣においても、閣僚はほとんど同じ顔ぶれです。経済対策など急ぐべき課題が山積みしていることもありますが、これまでの政策や政治路線を続けるのだという安倍総理の意思がうかがえます。継続している課題は、いわゆるアベノミクスなど、経済財政政策、社会保障の充実、集団的自衛権の行使容認、原発の再稼働など、さまざまな政策がありますが、安倍総理としては、経済最優先の姿勢を打ち出しています。

家計は厳しさを増して、増税先送りによって、社会保障の充実についても見直しが必要になっています。都市部と地方の格差、個人の所得格差の問題に光を当てる政策も求められております。そういう経済情勢に加え、税収の減少や、地方交付税の削減、国庫負担率の引き下げ、財政基盤の強化や財源移譲がなかなか進まない厳しい中、平成23年1月27日に垂水市長に就任をして以来、垂水市発展、市民の幸福のために住んでよかったと思えるまちづくり、元氣な垂水づくりのために、できる限り現場に足を運んで、現状を把握し、市民の皆様の声に耳を傾け、垂水市発展に向けて市政を運営をしてまいりました。その結果、安心・安全なまちづくり、6次産業化と観光振興、教育の充実、地域振興計画など市民の福祉と暮らしの増進に微力でありますけれども、寄与できたのではないかと認識をしております。

子育て支援センターをリニューアルオープンして、利用者数の増減につなげたところでございます。地域包括ケアシステム、地域包括ケアセンター構想を策定をして、高齢者対策の取り組みを進めているところでございます。人口減少対策プログラムに基づく住宅取得等、助成事業で、子供医療費助成事業も実施しているところでございます。これも職員や議員の皆さんが定員適正化計画や、行財政改革に対し、御理解をいただいて御協力をしていただいたたまものだと痛切に感じて感謝をしているところであります。

本年は、戦後70年という節目になります。中国や韓国だけでなく、国際社会全体が戦後の歴史に向き合い議論が交わされることになります。国内においても東日本大震災と原発事故の被害がなお残っておりますし、人口減少による地方の衰退など社会全体が揺らぎ始めている中、みずからの総意工夫を生かして、自立の道を探る地方創生という喫緊の課題に取り組んでまい

所存でございますが、今後の具体的な施策などにつきましては、次の定例市議会におきまして、市政運営方針としてお示しをしたいと考えておりますので、今しばらくの猶予賜りたいというふうに思っております。

総括して申し上げますと、私の市長としての理念は、垂水市の発展、垂水市民の幸福であり、そのためにそのときどきの案件に対し、その理念に従って、ものさしを当てながら、今後とも課題の解決に力を尽くしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○企画課長（角野 毅） 持留議員の地方創生の問題についての、1回目の御質問にお答えをいたします。

人口減少、少子高齢化の流れが全国的に続く中で、本市の活性化を図るために人口減少対策地域振興計画などの施策を展開してまいりました。このような中今回、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略が示され、各自治体において、人口減少の克服、地方創生の実現に向けた取り組みが始まります。

本市におきましても、市民、産官学金労言などの各界の方々からの多種多様な御意見を取り入れながら、垂水市版総合戦略の策定に取り組み、庁内横断できる施策を展開し、本市の活性化を図り、持続可能な行政運営に努めてまいります。

続きまして、地域消費喚起生活支援型、生活支援等地域活性化について、活性化していくための財源は確保されているのかとの御質問にお答えをいたします。

国は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定、この経済対策に基づき、国の平成26年度補正予算が編成され、地域活性化、地域住民生活緊急支援交付金制度が設けられ、本市におきましても、この国の補正予算に基づきまして、補正予算（第7号）を計上しておりま

す。

しかしながら、平成27年度につきましては、国は地方財政計画に1兆円を計上しておりますものの、現在のところ普通交付税の算定基準におきまして、算定されること以外には、明確に示されておられません。また、28年度以降につきましても新たな交付金の財源等も含めて検討することとされております。

以上のように、地方創生に関連する国からの交付税、交付金額等につきましては、不確かな状況でございます。引き続き、国の方針等につきましても、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

引き続きまして、住民の要求はどのように反映されているのか、及び産業振興、経済施策、子育て支援策の具体策案についての御質問にお答えをいたします。

現在、庁内組織として垂水市、まち・ひと・しごと創生総合戦略本部を設置し、総合戦略策定に向けて取り組みを初めております。今後、市民を初め、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディアなどからなります検討委員会を設置し、多種多様からの方面からの意見をいただき、地域における資源の活用や子育て支援等の人口増に向けた具体的な施策の検討に入っております。人口減少克服、地方創生の実現に向けた実効性のある総合戦略の策定に取り組んでまいります。

以上でございます。

○総務課長（中谷大潤） それでは、臨時職員、非常勤職員の待遇改善についてお答えいたします。

昨年の3月議会におきましても、持留議員より臨時、非常勤職員の待遇改善についての質問があり、改善事項について説明をしたところですが、その後の改善事項についてお答えいたします。

学校主事の臨時職員につきましては、これま

で夏休みの長期休暇中の雇用を更新していませんでしたので、健康保険や厚生年金から脱退して、医療費負担増や年金減少となることが問題になっていましたが、26年度から夏休み期間中の雇用について、週3日勤務の契約を更新し、健康保険も継続することで空白期間が発生しないように改善しております。

また、健康診断において、35歳以上の生活習慣予防検診の対象となる臨時職につきまして、さらに胃の部分のX線検査を受診できるように改善も図っております。

また、時間外手当や通勤手当等につきましては、臨時職に対しては、基本的には超過勤務を命じないように配慮をしているところですが、業務上やむを得ず超過勤務を命令した場合は、割増賃金として勤務実績に応じた額を支給しております。通勤手当や産前産後休暇、育児休暇、介護休暇につきましては、現在のところを支給しておりません。特に短期的な雇用を前提とした臨時職員等においては、産前産後休暇、育児休暇、介護休暇の取得は、運用上支障を来すところがございます。

定員適正化計画に基づき、正規職員が減少していく一方、臨時非常勤職員が担う業務役割は、増加しつつあります。市民サービスの低下を招かないためにも、市政の第一線で活躍していただいております臨時、非常勤職員の待遇改善は、重要なことと認識しておりますので、国の動向など十分注視しまして、また他市とも情報交換の上、報酬や賃金の改善だけでなく、通勤手当の支給などさまざまな観点から、働きやすい環境を整えて、臨時非常勤職員の待遇につきまして適切な改善に努めてまいります。

以上でございます。

○水道課長（塚田光春） 水道の検針の給料問題ということでございますが、検針は直接雇用でなく、外部委託をしていますので、委託費としてお答えしますので、御了承願いたいと思

います。

まず、本市の水道検針員の委託状況でございますが、現在、上水道事業につきましては、6,925軒を7名の検針員が実施し、そのうちの3名はシルバー人材センターからの派遣員で、検針件数は少ない人で827軒、多い人で1,114軒、1人当たり平均検針件数は約990軒を担当していただいております。簡易水道事業につきましては、457軒を2名の検針員で実施していただき、小谷段地区はシルバー人材センターからの派遣員で46軒担当していただき、牛根境地区は地元の方が411軒の検針を担当していただいております。

検針の予算は、委託料で計上しております。検針員とは1軒当たりの単価契約を行い、現在1軒当たり60円の単価契約で実施しております。そこで御質問の単価の設定時期でございますが、平成7年度に単価改定を行い、現在にいたっております。

次に、他自治体との単価比較でございますが、19市を調査しましたところ、一番安い市は50円が一番高いところは100円になっておりますが、その中でも60円から65円の範囲が多いようでございます。

次に、今後検針単価を改善する必要性はないかとの質問でございますが、検針単価につきましては、19市を平均した場合、65円程度になり、本市は5円程度安くなりますが、検針は1カ月当たり約5日間で検針をしていただくもので、初心者では1日約200軒、ベテランでは1日約300軒の検針を行いますので、1日当たりの日当に置きかえますと、1万2,000円から1万8,000円の日当となり、日当としては悪くないようでございます。

また、検針員は、1カ月5日程度のため、ほとんどが副業として委託を受けておられます。つきましては、今後給水人口の減少による水道料金の収益の低下や、水道施設の維持管理費の

増加による支出の増など厳しい経営状況が続いてまいりますので、当分の間は現在の単価でお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○水産商工観光課長（山口親志） 3番目の道の駅の職員の労働環境整備についての質問にお答えいたします。

平成27年4月に新たにスタートいたします指定管理については、議会で承認いただきました際にさまざまな意見をいただいた中、指摘のとおり現在働いておられる方々の雇用及び労働条件について、市の考えを述べながら協議を十分してまいりました。雇用に関しては、継続雇用を市に協議し、面接等を実施しました。自己都合による退職者以外は、継続雇用で運営をしていくとのことでもあります。

また、賃金等についても各ホールの運営時間を見直し、実質時間単価は上がってるということです。新たな指定管理者とは、働く方々の労働環境を中心に、要望、協議をしっかりとてまいりました。なお、指摘のありました、帯広市を参考にした指定管理業務については、今回指定管理の公募時に審査項目に入れておりませんでしたので、今後調査、検討してまいりたいと思います。

次に、4番目の小規模企業振興基本法の実践に伴う中小企業振興条例の制定の考えについての質問にお答えいたします。

地方創生の取り組みにより、地方地域の活性化が図られて行く機運の中、地域を応援支援していくための中小企業振興条例の制定の必要性は感じております。地方創生の取り組み等の動向を見ながら、条例化の必要性も含めて調査、検討してみたいと思います。なお、今回指摘を受けました質問がありました中で、鹿児島市の中小企業振興条例も勉強さしていただいたところであります。

以上であります。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員の非婚のひとり親のみなし適用について、市長の思いはっていうことに対してお答えをいたします。

非婚の母のみなし寡婦控除の適用につきましては、前回の議会においても私も対応の必要があると考えておりましたことから、関係課にも支持して検討示させておりました。このような中、市営住宅の住宅使用料につきましては、国においても必要な措置を講じることが、閣議決定されておりますことから、施行令の見直しが図られれば適切な対応を図ってまいりたいと考えております。なお、詳細な内容につきましては、土木課から答弁をさせます。

○土木課長（宮迫章二） 非婚のひとり親家庭の寡婦控除のみなし適用の御指摘について、市営住宅の住宅使用料についてお答えいたします。

国において、平成26年の地方からの提案等に関する対応方針で、非婚のひとり親についての寡婦控除の対象とすることについて検討され、平成27年度中に必要な措置を講ずる旨、閣議決定がなされたところです。そのため、公営住宅法施行令の必要な見直しを検討されており、その検討材料として家賃算定において、みなし寡婦に対する家賃減免制度の実態について把握したいと考えられて、県を通じてそのための調査が行われたところでございます。

今後は、その調査結果に基づきまして、見直しを検討され、公営住宅法施行令の見直しが図られると思いますので、本市としましては、それに準じて対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（篠原輝義） 持留議員の介護事業についての御質問にお答えいたします。

介護保険料値上げの抑制対策は、十分であったのかとの御質問でございますが、議員御承知のとおり、介護サービスの財源は、現行では介護給付費総額の50%を国、県、市で負担し、

29%を40歳から65歳未満の2号被保険者21%を65歳以上の1号被保険者が負担する仕組みとなっております。

この65歳以上の1号被保険者に介護保険料ということで御負担をお願いしております。したがって、1年間に支払われる介護保険給付費総額によって、負担額が大きく変わってまいります。県内の他市町村によっては、介護施設整備を進めた結果、介護保険料が低いところは3,900円、高いところは6,025円と格差が広がっています。

本市の標準介護保険料は現在4,180円である、安易な介護施設整備を行わず、できる限り住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられる地域包括ケア体制を推進してきた結果、県内でも19市では下から3番目、大隅振興局管内では一番低い保険料となっておりますことから、抑制策の取り組みは効果的であったと思っております。

次に、今回の介護保険料設定に関して、一般会計からの繰り入れの検討及び、県への働きかけは考えなかったのかとの御質問でございますが、冒頭で述べましたとおり、介護保険制度はもともと介護給付費総額の12.5%を市で負担しており、原則繰り入れは認められておりません。したがって今回も繰り入れの検討はいたしておりません。

また、県への働きかけ、すなわち介護保険財政安定化基金の利用を想定した介護保険料の抑制策は、予定給付費を抑えることで、介護保険料を低くする方法ですが、この場合基金から借り入れを行うこととなり、後年度負担をふやす結果となることから、好ましい方法ではないと思われま。なお、今回も市独自の介護準備基金を約8,000万円投入して介護保険料の上昇を抑えております。その効果は350円の引き下げとなっております。

そういうふうに要支援者への介護保険サービスの継続と新たな要介護認定を受ける権利の保

障をとの御質問でございますが、昨年9月議会の持留議員の受給してる人のサービスを打ち切らないように、そして新たなサービスを利用する人に介護サービスの利用を広げることと、多様なサービスの内容充実に努めることという御質問でもお答えしておりますが、現在介護予防サービスは在宅系12サービス、地域密着系3サービスの計15サービスがあり、今回市町村事業に移行するのは、このうちの訪問介護、通所介護の2サービスであります。残りの13サービスについては、今後も介護保険内のサービスとして実施されます。したがって、介護保険サービスの継続性は、保たれるものと思っております。

また、移行される2サービスについて、サービス低下を懸念されておられますが、現実的には訪問介護、通所介護サービスを利用される方は、あわせて住宅改修、福祉用具購入サービスも利用される方がほとんどであります。住宅改修、福祉用具購入サービスは、介護申請が必要なことから、市町村事業に移行したとしても新たにサービスを利用する人の水準は保たれるものと思っております。

9月議会では、インフォーマルなサービスが提供できるNPOや、ボランティア、地域住民による互助機能の充実に努めると申し上げましたが、これによって多様なサービスが提供できるようになれば、介護予防サービスでは、週2回程度であった訪問、通所介護サービスの利用拡充にもつながっていくのではないかと考えています。

以上でございます。

○市民課長（白木修文） 持留議員の国民健康保険事業についての御質問にお答えします。

まず、国保税は高いとの認識はあるのかについてでございますが、御承知のとおり国民健康保険は、昭和36年に現制度が創設されて以来、我が国の国民皆保険制度の基礎として、地域医

療の確保と地域住民の健康保持、増進や福祉の向上に大きな役割を果たしています。

しかしながら、国民健康保険は、他の医療保険に加入している人を除いた全ての住民を被保険者としていることから、議員が御指摘のように、低所得者の加入が多いため、所得に占める保険料の負担割合が高いといった構造的な問題を抱えております。

特に近年は、医療の高度化や、高齢化の進展による無職者の割合の増加などで、国民健康保険財政に収支は、恒常的な赤字となっており、全国の市町村における法定外繰り入れの合計額は、毎年度3,500億円以上という状況が続いております。このような中、平成24年度に初めて一般会計から3,500万円の法定外繰り入れを実施した本市も、持続的かつ安定的な事業運営していくために、平成25年度には1人当たり平均9.63%増となる国保税の税率改定を平成17年度以来8年ぶりに実施したところでございます。

そこで、本市の国保税の賦課の状況でございますが、医療分後期支援分、介護分の合計で、所得割率12.8%、資産割率48.2%、均等割額3万4,600円、平等割額3万2,100円となっております。これらを県内19市の中で比較すると、いずれも高いほうから所得割率が8番目、資産割率が2番目、均等割額お飛び平等割額が11番目で、特に資産割率が高くなっております。また被保険者が、実際に負担する1人当たりの平均の調定額で比較すると、軽減世帯が多いことなどから、平成25年度実績で、19市中4番目に負担額が低いというような状況でございます。

次に、来年度の自治体への財政支援策はどうなっているかでございますが、国においては、都道府県が国保財政に責任を持つなどとした、抜本的な医療保健制度の改革を平成30年度に実施するとしており、関連法案が今国会に上程される見込みでございます。制度改革に伴って、国保への財政支援も拡充され、まず平成27年度

から1,700億円の保険者支援を追加する計画となっております。

具体的な支援の方法でございますが、保険基盤安定負担金制度のうち、国保税の軽減対象者数に応じて国が負担する保険者支援分が拡充されることになっており、本市の影響額を現在の被保険者の状況で試算したところでは、平成26年度の交付額1,748万円に対し、平成27年度の交付額は約2,400万円増の4,200万円程度になるものと見込んでおります。

次に、財政支援で、国保税の引き下げの検討はできないかとの御質問でございますが、今回の補正予算でも1億8,000万円の法定外繰り入れをお願いしているところです。本年度は、前期高齢者交付金の減など特殊要因もあり、多額の繰り入れを予算計上しましたが、平成23年度以降の決算の状況を見ましても、繰越金等除いた実質的な収支不足は毎年度約1億円程度となっておりますので、今後も一般会計からの法定外繰り入れは避けられません。この一般会計からの法定外繰り入れは、受益を受けない国保以外の方にも負担を求めることになり、公平性を損なうし、また一般会計からの繰り入れを継続することは、他の事業への影響も大きくなることから、現在のところ国保税の引き下げは考えておりません。

ちなみに、本市の国保税の税率は、先ほど説明しましたとおり、県内19市の中ほどですが、実際に負担する1人当たりの平均調定額では、19市中4番目に負担が低いという状況にあります。

また一方、本市の医療費について県内19市の中で比べますと、平成26年度の1人当たりの医療費は一般非保険者については、高いほうから4番目、退職被保険者については、高いほうから6番目、全体で高いほうから4番目というように、本市は県内でも医療費が高い市町村でございますが、国保税については比較的によく抑

えている現状にあります。

○持留良一議員 再質問を行っていきたくと思います。一問一答で行っていきたくと思います。

まず最初に、市長の政治姿勢の問題についてお聞きをしたいんですが、私は特に高齢者対策の問題を一貫してこの4年間も取り組んできたというふうに思ってるんです。

そこで1点お聞きしたいんですけども、今回来年度予算の関係で市長はどのくらいを先ほど言いました際限のないさまざまな負担がこの高齢者も含めてあるんですが、どのような形で認識をされてるのか、そんなのが負担増になるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 具体個別という話でありますけれども、全体的なこととしてきのうも申し上げましたけれども、少子高齢化、過疎化が進む中で、どうしてもその部分に係るいろんな予算というのが、大きくなるというのが認識でありますので、当然持留議員が常日ごろ言われております高齢者、福祉、いろんな対応ちゅうのは講じていきたいわけですが、財源をどこに求めて行くかということが一方でセットでなければ難しいわけがあります。気持ちとしては、できるだけ福祉の充実、高齢者の方々にとっていろんな負担増にはならないほうがいいと思ってますし、サービスはより充実をしたいということでもありますけれども、そのための財源をどう求めていくかっていうことの整合性がとれないと、なかなか軽々な発言はできないということになりますので、そのことをバランスを見ながら、財源を求めつつ、その中で対応を講じていくというような考え方になろうかと思えます。

○持留良一議員 確かに基本はそういうことにあるかと思えます。しかし、当初やっぱり予算を検討するとき、何に重きを置くのか、何に重きを置いて政策を考えていくのかっていうのが、やっぱり市長の大きな政治判断だろうと思

います。そういうときに今言いましたとおり、介護保険料も上がりますよと、医療費の問題もさまざまな問題でできますよとなったときに、じゃあ今年はきちとここに対策を充てた取り組みをしていこうじゃないかというのが、私は普通の考え方としてあるんじゃないかなと、だからその財源というのは、確かに比較すればそうなるかもしれませんが、優先課題と今の現状の中で、どこに重きを置くのかということによって1つの判断が大きく変わってくるだろうと。ところがさっき言ったように、高齢者はますます負担がふえてくるという状況の中で、大変なやはり生活をしなきゃ命も守らなきゃならない、そうなったときに、じゃあ自治体ができるのか、その市は何ができるのかとあったときに、やっぱりそのあたりの軽減をどんなふうにして図っていくのかというのが、やっぱり基本的な市長の施策の中身だろうと思うんです。だからそういうところで4年間どうだったのかっていう、その今市長が言われたような論理でいくと、それはもう何もできないんじゃないかということになろうと思います。

どこに何を優先して取り組むのか、そのためにやっぱり、今の高齢者も大変だと、なんらかの対策をとる必要があるとなったときに、やっぱりその部分の命、暮らしを守る対策をとるのがこれは基本じゃないかなというふうに思います。このことは、もう結局平行線をたどるだろうと思いますので、そのことを指摘をして、次の質問にしていきたいと思えます。とにかく、この高齢者問題、大変重要な問題でありますので、そういうところをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思えます。

次に、6月のもし再選されればですけども、そこで改めてまた議論もしていきたいというふうに思えます。

次の質問に移ります。次は地方創生問題、新交付金問題も含めてなんですけれども、私はき

のうの議論でも大変さまざまな議論があったし、私も問題意識も改めて思ったという点もあるんですが、大事な点がこの点では欠けていたのではないかなというふうに思います。

それで私はこの前、3月4日です、まちへと奏でる地方公聴会が開かれています。この議事録を取り寄せてみたんですけども、さまざま各地域、それから知事含めて関係者も問題提起もされてました。特に大きな問題として、これまでの政策の総括が不可欠だとして雇用が増えればそれにつけて、地方の人口が増えるという、これ日本の現状には合わないんじゃないかという指摘とか、地方創生は人口の観点だけではなくて、食料エネルギー問題の視点も不可欠だと、こういうことも提起をされてます。そして1番、この問題で大きな問題になる、この最大の目的だろうと思うんです。

今回この地方創生の目的というのは、きのうからの議論にもあったとおり、1つは選挙の問題点として、地域の経済の活性化を促していくと、いわゆるアベノミクスを地方にもやっぺいこうという1つのそういう選挙対策という点ともう1つは、道州制導入の大きな視点として、このことをやっぺいこうというのがあるんですが、その中に重要な点があるんですけども、今回計画をつくれるんですけども、その4番目に時代に合った地域づくり及び地域との連携というのがありますね。ここのところで特に大きな問題は、人口の流出また受け皿の地帯をつくっていくんだということ、いわゆるダム都市論これがありますよね。いわゆるそれぞれの地域に20万以上の新たなそういう都市をつくって、そこで人口の東京一極集中を食いとめていくんだというようなことがあります。

これは、なぜこういうのが出てきたかっていうのは、皆さんも御存じのとおり、昨年の新成長戦略骨太方針の中で、社会保障の見直しとともに、自治体行政のサービスの集約化とネット

ワークが必要だということで、このことがいわゆる人口減少対策への対応として、大きなテーマなんだということを提案しました。そして、その具体化としてこの地方創生、その創生の中にこの問題が浮かび上がってきたということだというふうに思います。

そこで、ある学者は自治体が自主的に連携するのはいいが、国が上から機械的に押しつけるのは危険だと、こんな指摘もされてます。問題は、この中であるように自治体の集約化、コンパクト化、こういうことを前提とした形でこの計画、いわゆる地方版総合戦略策定が、ここにも掲げられてるんだということです。このことについて、そういう認識、計画を今後つくっていくわけですけども、そういう認識があるのか、その点についてまずお聞きをしたいと思います。

○企画課長（角野 毅） 持留議員の2回目の御質問にお答えします。

広域の連携ということにつきましては、地方創生の中でうたわれている重要な項目ではございます。ただ、本市といたしましても、広域といたしましても、昨日も御質問にお答えをさせていただきましたけれども、大隅の期成会であるとか、それから広域で活動を行っているそれぞれの行動の中で、観光でありますとか今出来る位置づけの中での広域化というものを進めながら、独自性でできるものにつきましては、独自の自治体の中での簡潔というものを目指しながら、施策の推進を図っていくという方向性しております。

○持留良一議員 非常に重要な点ですので、そういうぜひこの問題については、慎重に検討しながら進めていくことが重要だというような認識だというふうに思います。ぜひそのあたりをこの点については、特に地方版総合戦略については、きのうからの議論があるとおり、地域住民の皆さんのぜひ声を反映できるように、特にまた企業、今日ちょっと中小企業振興条例の間

題提起もしましたけども、やっぱりこういう方々
のですね意見も聞いて、ここに反映できるように
させていただきたいと思います。そして、大き
なきのうもありましたけども、振興券の問題で
す、この問題についても問題は確かに経済活性
化をするのはいいけども、じゃあ買えない人は
どうなるんだと、一過性に終わることもあると、
そうやってきたときに、この取り組みっていう
のはどうなんだという提案もこん中にあるんで
す。

だからそういうやはりこの持っている今回の
地方創生の目的、こここのところはやっぱりきち
っと抑えながら、当然活用するところは活用し
て住民の経済や暮らしのためにその支援策を取
り組んでいくこの視点は大事だと思うんですが、
やはりそこにある問題点にもしっかり目を向け
てやることは重要だと思うんです。形態の違っ
たことの集約化で、どんどんそのことによって
地域が財政的にも追い込まれていくと、いやが
おうでもそういう方向に進んでいかざるを得な
い。だからそういう点では、そういう立場をし
っかり保ちながら、この問題については取り組
んでいく必要があると、何よりも大事なのは、
地域で生活、先ほど言いましたとおり、地域の
人々の人権を守り、社会保障、社会福祉の実用
で、地方で安心して暮らしていけるという、そ
ういう地域をつくっていくんだと、やっぱりこ
のポリシーをしっかり持って取り組んでいただ
きたいというふうに思います。

今、こういう現状の中で、小規模自治体でも
いわゆるもう消滅しますよと言われてた自治体
が全国であるんですけども、近いところでは西米
良村それから島根の海士町とかそれから南牧村
とか長野県ですね、ところがこういうところは
もう雇用も進んでるし、人口もふえてるんです。
だからそういう自治体も一方であると、一方で
は自治体が消滅しますよと言いながら、まちの
力でそういう取り組みをやってるということは、

ここには地域の資源だとか、子育て支援に政策
をきちっとやってます。そここのところが大きな
違いだろうというふうに思います。

そういう意味で、2015年のこの大きな資料と
して、2014年地域の経済という内閣府が発行し
てる資料あります。非常にこれは私たちも参考
になる中身だったと思います。地域の経済活性
化の問題と、子育て支援の問題、そここのところ
に取り組みによって人口ふえたんだという、そ
ういうデータがしっかり載ってますんで、これ
らも活用しながら、今後のこの2つの施策につ
いては、ぜひ具体的な検討をして、また当然私
たち議会もいろんなさまざまな今後新たな議会
でもそのことについては取り組みを進めていく
と思いますけども、そういう観点でぜひ進めて
いっていききたいというふうに思います。

次の質問に移っていききたいと思います。非常
勤職員の待遇改善の問題であります。さまざま
改善がされてるという報告もありましたが、特
に私が重要にしてるのは、通勤費の問題なんで
す。というのは同じような仕事をしながら、な
かなかそういう点では環境改善が図れないとい
う問題はあります。何よりも、この通知が出た
大きな要因は、趣旨が不徹底だということと、
国会での論議や議論で、この問題が指摘をされ
たと、新たな裁判の判例があったと。それから、
公務と民間での制度改正がさまざま進んだとい
うことと、5点目には経済の好循環のためにも、
やっぱりそれを実現してほしいということだと思
うんです。先ほど言われたように、適切な改善
に努めていくと言われましたけども、この適切
な改善とはどういうことなのでしょうか。

○総務課長（中谷大潤） 2回目の質問にお答
えいたします。

また、通勤手当の支給につきまして、先ほど
申しあげましたように本市は現在、支給をして
おりません。そこで、通勤も我々も十分認識し
ておりますので、他市との情報収集、情報交換

も行っているところですけども、まだそういったところ含めて我々の中では、まだ通勤手当の支給については、まだ時期が早いと今のところ判断しまして、支給していないところですけども、少しずつ他市の状況も変わりつつある状況ではありますので、先ほど申しましたように、他市の状況だけでなく、働く、報酬や賃金の改善も含めて、働きやすい環境を整えるということが1番であるというふうに思っていますので、先ほど申しましたような適正な改善に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○持留良一議員 この問題というのは、非常勤、臨時職員に位置づけの問題だと思うんです。それにやっぱり対価賃してきちんとそういう環境も図っていく、これやっぱり行政の臨時職員及び非常勤職員に対する対応雄だと思うんです。これが保障されないと、まさに使い捨てになってしまうと、人間が人間らしく働ける環境が、行政みずからがそれを壊していくようなことがあってはならないと思うんです。そういう点では、この通知の重要性っていうのはやっぱり認識しなきゃいけないし、早急に改善を図っていただきたいと、そのことを訴えて、この問題については終わりたいと思います。

次に、水道検針の給与問題について質疑をいたしますが、先ほど、るる出されました、大隅管内でも一番低い金額です。おまけに平成7年に設定されたということです。市長、これをお聞きになって、大隅管内でも低いんです。60円なんです。先ほど言われたとおり、副業としてと言われましたが、そういう募集にはそういうことは全く書いてありません。副業としての位置づけですよということもなんとも書いてない、働くひとにとったら、やはり生活との関係があるから働きに来られるわけなんです。そんな副業としてというのは、大変失礼な言い方です。失礼な言い方です。これは訂正していただきたい

いというふうに思います。

そこで市長、今これお聞きをいたしまして、この60円がほんとにいいのか、やっぱり引き上げるべき、平均でも65円だと言われる中、大隅管内でも一番低いんです。高いところに行くと、80円90円、遠距離では90円というところもありました。いろいろ垂水よりも10円以上高いんです。大隅管内は。そういう中でほんとにこれでいいのかということなんですが、市長の考えをお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 先ほどの話とも重複しますが、少しでも高手当としたいというのは気持ちとしてはありますけれども、財源等の関係、仕事の中身に対しての判断ということが基本にありますから、その中で判断をしていくということになるかと思えます。

○持留良一議員 段々時間も少なくなっただけですが、40分まででしたっけ、（「38分」と呼ぶ者あり）38分、はい。わかりました。これについては、またぜひいろんなそういう状況ですので、改善策をぜひ検討していただきたいというふうに思います。

道の駅の問題については、先ほど言ったとおり、課長も言われたとおりですので、今後これを指定管理者が今後ふえていく可能性もあります。そうなってきたときに、お願いしたいのは、この業務委託先の実態調査、労働実態調査を担当課としてもぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。この点についてどうなのか。

○水産商工観光課長（山口親志） 今指定管理者の実態調査ということで、指定管理の公募の要綱だけを主に審査しております。実態調査については実際審査会で決定をした企業だけを企業を議会をもって承認いただいてしております。実態調査については、その審査会でも内容についても十分経営、審査項目これについても提案をされておりますので、そのあたりが、それが企業の実態調査につながっているんだという認

識を持っておりますが、あえて実態調査が必要になってくるとすれば、そのあたりは再度実態調査を行っていかないといけないと思いますが、審査内容の中で十分協議をされているという認識でおります。

○持留良一議員 小規模は、先ほどいったとおり調査研究をぜひしていただきたいという大事な中身だと思いますので、お願い、寡婦控除については先ほど言われたようなことで、まずこのところから公営住宅の問題からぜひ取り組んで、まだこのほかにもいっぱい適用できるのありますので、そのあたりも含めて、ぜひこれは検討していただきたいと思います。残る特別会計、介護保険、ここについては、また委員会のほうでも具体的に議論をしていきたいというふうに思います。介護保険の問題について、先ほどサービスの問題について、新たな要介護認定を受ける権利の保障の問題です。これは先ほど回答があったかどうかわからなかったものから、再度確認します。イエスかノーか。

○保健福祉課長（篠原輝義） 先ほどお答えしましたけれども、サービスの水準が保たれるのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、やはり3年間の間で既存の介護事業者だけでなく、NPOそれから地域ボランティア等が参入する、その体制を整えていくことが必要でございますので、既存事業者のほうがそのまま、また例えば専門的な身体介護とか機能訓練、その辺についてはやっていただけたら、その後たとえばごみ出しとか、生活支援等はNPO等でやっていただくというようなシステムづくりを考えていきたいというふうに思います。

○持留良一議員 最後の質問になります。先ほど、課長は一般会計から入れられないと言いました。しかし、国土交通省は、例えばそういう結果的に減免になるんですけども、独自補填はできないという問題については、高齢業は禁

止されていないと主張してるんです。高齢業は禁止をしてないということを指摘をしますので、この点については、見解を変えていただきたいというふうに思います。

そのことを指摘をして、私の最後の質疑、質問を終わります。

○議長（森 正勝） ここで、暫時休憩をします。次は10時50分から再開します。

午前10時38分休憩

午前10時50分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番、北方貞明議員の質疑及び質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 それでは早速質問いたします。人口減対策について。本市では、平成26年から平成35年までの10年間で、人口1万8,000人の目標に住環境整備と子育て支援の充実の2本の柱を掲げ、魅力ある住みやすいまちづくりに取り組んでいます。少子で高齢化が進む中、年少人口の割合が低下が予想されますが、本市では若い年齢層の女性や男性の人口をいかにふやせるかが重要であると思っております。

本市における、20代から40代の女性の人口は、今後どのように推移すると予想されるか、まずお聞かせください。

ふるさと納税については、昨日、感王寺議員の質問、そして執行部の答弁で理解いたしましたので、割愛させていただきます。

国民健康保険について、先ほどの持留議員の質問と重複してもありますけれども、よろしくお願いたします。

私は総務文教委員長のととき、国民健康保険運営協議会の会長をして、平成24年度も国民健康保険の医療費が高い状態でありました。国民健康保険特別会計も基金を平成22年に使い果たし、

次に平成24年は、国民健康保険特別会計の収支の均衡を図るため、初めて一般会計から想定外の繰り入れを3,500万円実施し、平成17年度以来、8年ぶりに国民健康保険税の引き上げを行いました。

そこで、伺います。現在の国民健康保険を取り巻く環境について、どのような状況になっているかお聞かせください。

それで1回目を終わります。

○企画課長（角野 毅） 北方議員の人口減少対策について、若い年齢層の将来予想人口についての御質問にお答えをいたします。

平成25年3月に、国立社会保障人口問題研究所が公表しました、日本の地域別将来推計人口によりますと、何の対策も施さず、このまま人口減少が続いた場合、平成22年に2,377名であった本市も20代から40代の女性人口は減少を続け、平成27年は、2,062人、32年には1,878人、37年には1,686人、42年には1,462名、47年には1,252名、30年後の平成52年2040年になりますけれども、には50%以上の減少となります1,092名まで減少すると予測されております。

なお、20代から40代の男性人口につきましては、平成22年におきまして2,212名でありましたけれども、30年後の平成52年にはこちらも50%以上の減少で1,035名と予測されております。

以上でございます。

○市民課長（白木修文） 北方議員の国保についての御質問にお答えします。

先ほど、持留議員への答弁でもお答えしましたとおり、近年医療の高度化や高齢化の進展による無職者の割合の増加などで、国民健康保険財政の構造的な問題は、一層深刻さを増してきており、全国の市町村における赤字補填のための法定外繰り入れの合計額は、毎年度3,500億円を超えるような状態が続いております。

このような中、平成22年度末で、基金を使い

切った本市の国保財政は、平成24年度に初めて一般会計から3,500万円の法定外繰り入れを実施しなければならぬ状況に陥り、平成25年度には1人当たり平均9.63%増となる税率改定も実施しました。

しかし、ふえ続ける医療費に追いつかず、平成25年度も9,800万円の法定外繰り入れを実施し、今回の補正予算におきましても1億8,000万円の法定外繰り入れを計上したところでございます。

このように、国保財政を取り巻く状況が厳しさを増している中、国においては、平成25年12月に交付された社会保障改革プログラム法に基づいて、医療保健制度の抜本的な改革案が検討、協議されてきましたが、ことし1月には国民健康保険の安定化のための改革案が、政府内で決定され、関連法案が今国会に提出されております。

国保税等の安定化のための講ぜられる改革の内容としましては、国から国保へ財政支援を平成27年度から1,700億円拡充した上で、平成29年度までにさらに1,700億円を追加し、合計3,400億円の支援を投入する、また改革の柱である国保の運営主体については、都道府県が財政運営に責任を持ち、市町村は都道府県から課される分布金に応じた保険料の賦課徴収や、資格管理、保険給付の決定等の役割を分担することなどとなっております。

これらの改革は、平成30年度から実施されることになっておりますが、国からの財政支援の拡充や、財政運営を県が責任を持つなどの改革により、毎年度の市町村の負担は、現制度よりも平準化されるため、事業運営については見通しが立てやすくなるものと想定されます。

しかしながら、現制度が存続する今後3年間の財政運営については、医療費の動向などによっては、引き続き難しい運営になるものと考えておるところです。

○北方貞明議員 人口減のまず質問いたします。一問一答方式でお願いします。私は今、若い年齢層、20代から30代の男女を聞いたわけなんですけども、これが何でこういう質問したかという、私は20代から30代の女性がお産をする年齢が多いと思ひまして、こういうふうな20代から40代と聞いたわけなんですけれども、その中で、今平成27年これから25年後、52年には約現在の半分の1,092名、男女とも同じような、似たような数字です。こうなれば大変我が垂水市の人口は危惧されるわけです。

そして、別な資料、私は見ましたところ、県内のこれは今度は30歳までのデータなんですけど、二十から30代の女性は、垂水市は25年後の平成52年には458名が予想されておるそうです。これは減少率で言えば、69%でありまして、一番高いところは与論町の72.9%です。そして南大隅町、南種子町、そして県内で我が垂水市は4番目ということです。大変、減少率は高いちゅうことです。

そして、特に今中学校ですか、どのような年ですかね、14歳未満の割合は、8.1%でこれは県内の43市町村で最も低いというふうに予想されておるといふような新聞記事をちょっと見たんですけれども。

そういうわけで、我が垂水市は、若い年齢層の人口は非常に急激なペースで減少しとるわけなんですけども、このやはり人口減少を打開するには、どうしても若い年齢層の働く場の確保が、最も大切だと私は思つとるんですが、どのような対策は考えられるかお聞かせください。

○企画課長（角野 毅） 北方議員の人口減少についての、若い年齢層に対する取り組みについての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、雇用の確保、特に若い世代にとって魅力ある雇用の場が存在することは、人口流出の抑制、定住促進を図る上で、非常に重要であると認識をいたしております。

平成25年度に策定をいたしました、垂水市人口減少対策プログラムにおきましては、厳しい財政状況の中で、効果的かつ集中的に施策を実施するために、子育て世代をターゲットといたしました住環境の整備と子育て支援の充実に重点をおいて、人口減少対策に取り組むことといたしております。

人口減少が大きな社会問題として取り上げられる中、国において人口減少の克服と地方創生の実現を図るために、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしました。特に東京一極集中を是正するために、地方における安定した雇用の創出、地方への新しい人の流れをつくるという点に重点が置かれております。

本市におきましても、垂水市版総合戦略の策定作業に取り組んでおりますが、その中で本市の基幹産業でございます農水産業の6次産業化における活性化、温泉や道の駅、森の駅等の地域資源を活用した観光振興と、地域経済の活性化、雇用の創出、企業支援等について、市民や各界の方々から多種多様な意見をお伺いし、本市としてどのような取り組みができて行くのか、今後検討をしております。

○北方貞明議員 前向きに検討されるということなんですけども、一応人口対策に努力されているのが、一応理解いたしました。雇用の場の確保に力を入れていただきたいと思ひますけれども、市長にお伺いいたします。人口減少対策を考える上で、雇用の場、大変重要な課題と思っております。今先ほど言いましたように、それとまた、議会でも言いましたように、転出抑制をやはり考えていかなくちゃならないかなと私はおもっております。

そこで、特に生活弱者、買い物難民とか買い物弱者とか言われておりますが、このようなこと、どのように考えておるか、市長にお伺いします。

もう1点、市長の先ほどの課長の、御答弁で

人口対策プログラムで、平成35年までに人口を1万8,000人にふやすというのが計画をされております。これは、市長の任期中の大体半ばにあたると思うんです。その点半ばにあたります。この時点で、我が垂水市の人口は減るのがストップがかけられるのか、そしてまた何人ほどこの時点で我が垂水市は1万8,000人にどこまで近づくのか、ちょっとその辺の考えを聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） 人口減の関係で、生活弱者に対してということでありますけれども、いろんな形で転入していただく方に対するの施策もありますけれども、転出を抑制するということは大事な視点だと思っておりますので、そういったことも当然検討しておりますし、そのことも具現化していきたいというふうに思います。

人口の減少どれぐらいふえるのかということに関しては、今1年間で300名ぐらいのペースで減っておりますので、それをできるだけ抑制をしていくということで、今対策を講じております。何名ぐらいというのは、非常にいろんな状況によって変わってくることでございますので、現段階においては何名という数字はお答えしにくいところであります。

○北方貞明議員 ストップはかけられるのかという。もう一遍聞く。

○市長（尾脇雅弥） 2040年までに大隅鹿児島県全体で30万人の人が減っていくということは言われております。これもデータの1つでありますけれども、今そういった時代の流れの中で、どれだけ減っていくことを食いとめられるかというために努力はしているわけですが、社会背景として人口増加の社会背景の時代ではありませんので、できるだけ努力してその目標数字に近づけていくということが、現段階で申し上げられることだというふうに思っております。

○北方貞明議員 あのですよ、人口減少対策プ

ログラムで、35年まで1万8,000を掲げておられるわけですよね。ですよね。と私は思っているんです。っそれで今のところやそれに対しての答弁は何となくあやふやで、まともな回答は出されていないと思いますよ。その目標は、ただの夢なのか。ただ語りっぱなしなのか。それまでにやはり、数値目標とよく皆さん方は言われております。その数値目標をなくしてただ夢だけ語っていただいても、そのプログラムも幾らきれいごとを言うても、何もならないような気がするんです。だからそこは市長、今から4年間めいっぱいあります。10年間の半分のところがまだありますから、それやはり具体的に数値目標を言うていただけると私は大変ありがたく思っておるんですけれども。だから、35年までこの目標をもう1つお答えください。

それも市長が余りいい回答が得られないので、言うてもちょっと無駄のような気もするところあるんですけど、まず人口対策として、とにかく人口流出抑制が私は重要であると思っております。これ今力を入れてください。そして先ほど言いましたように、買い物弱者、これも平成25年私が第1回の議会で質問しております。そして今回3回目です。この抑制って言葉使うのは、これもなかなか前に進んで行けないような気がします。よく市長がスピード感を持ってと言われます。そのスピード感を発揮して、これは任期中になんとか抑制、そのストップかけるような施策をちょっと示していただければありがたいと思います。よろしくお祈りします。

○市長（尾脇雅弥） 担当課長から説明いたさせます。

○北方貞明議員 ちょっと、ちょっと、担当課長よりは市長の考えを聞きたいと思っております。考えですから。ただ推移とかそんなのは簡単でいいです。（「1万8,000人と人口減少対策の違い」と呼ぶ者あり）

○議長（森 正勝） 静かにお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 総合計画の中での目標値1万8,000人というわけでございますので、具体的なものとしてはそれに向けて、これだけということでは申し上げられませんので、分析しますと、垂水市の1番の人口減の中で、年少人口率の低下と、先ほど女性の方とおっしゃいましたけれども、そういった分野をしっかりとやっていくということが1番の課題であろうということで、子育て支援や住宅施策、先ほど言われました雇用の場というところも大事でありますので、それをどうやって求めるかということに関しましては、1次産業の宝で終わるのではなくて加工してもうかる仕組みをつくって、販路を広げてそこに利益を生じて、やはり単価を上げていくということが大事だというふうに思いますので、そういったことで雇用の場を生み、また子育て環境の充実をすることにより、衣食住というのが基本になると思いますので、その辺のところをしっかりと計画にのっとりやっていくことによって、人口減のこのペースを、今1年間で300名ほどですから、この減る率をまずは緩やかにしていくということが1つ、先だっても定住の関係で、100万円プラス16万円というオプションの事業がございましたけれども、その施策の成果として1つありましたし、ほかにも2件ほど申請があつてということですので、やるやらないよって、また全然違ってくるでしょうし、今回議案の中でもそういった形で、人口がふえることに対してのいろんな減免措置とかそういった提案もさせていただいておりますので、あらゆるものを講じながら、まずは人が減っていくこのスピードを緩めていきたいというふうに考えているところであります。

○北方貞明議員 私は自分で質問していい回答をもらっていませんが、消化不良ですけども、いいでしょう、そこで言うても前へは進むような気がいたしませんので、その件その件に対しては、終わります。

国保について伺います。先ほど課長から答弁いただきました。ありがとうございます。現在国保税の取り巻く環境は大変厳しい状況であるということは理解いたしました。今後も赤字運営が予想されますが、平成27年以降も、一般会計からの法定外繰り入れが対応するということでしたけれども、赤字解消のためどのように努力されるかが、このどのように取り組まれるか、それをお伺いいたします。

○市民課長（白木修文） 北方議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成27年度以降の法定外の繰り入れの見通しについてちょっとお話をします。今回の補正予算におきましても、平成25年度の2倍弱となる1億8,000万円もの多額の法定外繰り入れを計上しておりますが、今年度の収支不足の要因は、昨年度とは少し様相が異なっておりまして、今回は医療費の高騰だけが原因ではなく、歳入の側に大きな要因があります。

平成26年度の医療費の状況につきましては、一般被保険者の保険給付費を前年度と比較すると、1カ月当たり約450万円の減、1人当たりの保険給付費も1.2%の減と、大幅に伸びた平成25年度に比べ、これまでのところ、少し落ち着いた状態で推移しており、今回の補正予算でも、保険給付費は合計9,300万円の減額補正を計上しています。

一方、歳入では、65歳から74歳までの前期高齢者にかかる医療費を大企業の保険組合などの被用保険者側から国保に支援する、前期高齢者交付金が平成26年度は前年度比1億1,730万円の減、前々年度からは、2億898万円の減と大幅な減額となっております。今回の収支不足の大きな要因がここにあります。これについては制度上の問題なので、1保険者の努力ではいかんともしがたいのが現状でございます。

そこで、平成27年度の財政見通しでございますが、国の財政支援の拡充である保健基盤安

定負担金制度の保険者支援の歳入増と保険者の財政運営の安定化を図ることを目的とする、保険財政共同安定化事業拠出金制度が拡充されておりますので、医療費の状況が今年度と同程度で推移するならば、来年度の収支不足は今年度より好転するものと予想しております。

しかしながら、医療費については、1件100万円以上の超高額医療費などの状況によっては、大きなぶれが生じますので、想定以上に医療費が伸びた場合、見込みより収支不足が拡大する可能性もあります。

国保としましては、法定外繰り入れによる一般会計の負担をできるだけなくすように、引き続き医療費抑制策として生活習慣病の早期発見、早期治療を目指した特定健康審査、特定保健指導の受診率等の向上を図るとともに、レセプトデータ等の分析に基づいたデータヘルス計画を策定し、効果的な医療費適正化事業を推進いたします。

また、支援確保策においては、税の収納率の工場及び、滞納整理事務処理の強化に努め、被保険者及び市民の健康保険、健康保持増進のため、安定的な国保事業の運営を図ってまいり所存でございます。

○北方貞明議員 ちょっと待ってね。今年度の収支が不足したと、医療者の高騰だけじゃないっていうのが、原因じゃないというのはわかりました。特に、入ってくるお金に問題があったということですが、その中で制度上では垂水市はどうすることもできなかった。制度上、この制度上というのがちょっと私はわかりませんので、そこの制度上このようなことちょっともうちょっと詳しく。医療費が高くなかったんだけど、入ってこなかったと、そのバランスが崩れたということなんですけど、その制度上の中身等、どういう風になったからこういう制度になったと。

○市民課長（白木修文） その制度上の問題と

いいますのは、実は先ほど言いました65歳から75歳までの前期高齢者に対しましては、大企業の保険組合などから、などの被用者保険から国保に支援する、前期高齢者交付金というのがあるわけです。この前期高齢者交付金が、2年に1回生産をする制度になっています。それで平成24年度にかなりもらいすぎておまして、平成26年度に1億円以上の減額があったために、平成26年度の前期高齢者交付金が先程いいましたけど、前年度比約1億1,730万円の減、2年前に比べましても2億898万円の減と大幅な減額となっております。これが制度上の問題でございまして、これはもう1保険者としてはいかんともしがたい状態であります。

○北方貞明議員 そしたら、平たく言えばもらい過ぎたちゅうことですか、ようけ、最初。

○市民課長（白木修文） はい。

○北方貞明議員 待って、待ってもうこれで終わりやけ。

○市民課長（白木修文） いいですか。

○北方貞明議員 もうこれで終わるんですけど、ちょっと待って。それを後でごめんなさい。これからの要望含めて、これからは法定外繰り入れによる、一般会計からの負担をできるだけ少なく今後、医療費抑制に努力していただければと思っております。これは要望として、その先ほどのちょっと教えていただきたい。もらい過ぎたからちゅうこと。

○市民課長（白木修文） 今、御説明しましたとおり24年度にもらい過ぎていたために、26年度に大きな返還が生じたということでございます。

○北方貞明議員 終わりでしょ。どうもありがとうございました。

○議長（森 正勝） 次に、5番、池之上誠議員の質疑及び質問を許可いたします。

[池之上誠議員登壇]

○池之上誠議員 皆さん、お疲れさまでござい

ます。

任期中、最後の定例会で、最後の総括一般質問に立ちます。行財政改革を継続中の本市にあります。我々議会も議会基本条例の制定、議会報告会、予算特別委員会の設置、さらには議員定数2名削減など、市民に信頼される議会運営委員長を目指し、市民に開かれた議会をめざし、16名の議員の皆様の協力を得ながら、さらなる議会改革を継続、断行してまいりました。

今期限りで勇退される同僚議員もおられますけれども、大多数の同僚議員が4月の統一地方選挙で市民の審判を受けられるものと思います。厳しい選挙戦を戦い抜き再びこの議場で遭いみえることを心より願うところでございます。

さて、議長より許可をいただいておりますので早速通告に従い順次質問してまいります。簡潔明解の御答弁をよろしく願いをいたします。

まず、商工観光行政について伺います。

1番目にプレミアム商品券発行事業の総括について伺います。きのうは地域住民生活等緊急支援交付金地域商品券、地域消費喚起型のプレミアムつき商品券発行事業に関し、堀内、池山両議員からの質問がございました。私の質問は過去四、五年行っている、歳末のプレミアム商品券について質問を行ってまいりますので、重複する部分もあるかもしれませんが、よろしく御答弁ください。

まず、これまでのプレミアム商品券発行事業の総括として、取り組み状況等や内容等できる範囲で具体的にお伺いをいたします。

次に、レジュメには(2)(3)と分けて書いてありますけれども、(2)観光拠点づくりの展望について、道の駅、森の駅に続く、南の拠点づくりの基本構想について訂正をお願いいたします。

昨日は、川越議員が2期目に議論をするということで、この問題については保留をされましたが私には4期目の保障がございませんので、

今回質問をさせていただきます。

昨年の予算委員会ですったもんだの議論があったことを思い起こします。その後、すったもんだの計画変更もあり、また、まさかりの海水浴場の問題もありました。そのような状況の中でも、前向きにこの南の拠点づくりについては、検討をしていくという答弁を聞いております。

この南の拠点づくりは、2期目の尾脇市政の一大政策となるはずですので、どのような計画かまずお伺いをいたします。

2番目に、消防行政について質問をいたします。

まず、最初にデジタル無線化への展望についてお伺いをいたします。

デジタル無線化へは多額の経費を要します。その軽費は、森山先生の尽力で垂水方式という形で予算を獲得し、工事着工し、そして完成を迎えようとしております。今月23日には、消防緊急デジタル無線運用開始式は開かれることですが、実用化に当たり消防行政も当然に改善され、市民の安心・安全にも高く貢献できると思いますが、どのような展望が開けてくるのかまずお伺いをします。

次に、本市消防行政の広域化と単独のあり方について伺います。

県の主導で、消防行政の広域化が、県内7つの体制で進められてきました。垂水市も、曾於地区消防組合と肝付地区消防組合との体制で、話し合いが行われてきておりましたが、曾於地区の脱退で、頓挫している状況だと認識しております。

しかしながら、グローバル化が言われている現在、広域行政はと時の流れではないかと思っております。消防行政のあり方として、現在どのような状況であるのかお伺いをいたします。

3番目に、地方創生について、質問をいたします。

きのうからたびたび質問に出ております。重

複するかもしれませんが、制度の内容等簡単に説明をいただき、あわせてこの地方創生コンシェルジュ制度が垂水市にとって、どのような活用策などがあるのかをお伺いいたします。

そしてまた、きのうから出ております、日本版シティーマネージャー派遣制度についても、再度伺いますが、本市も申し込まれながら選に漏れたようでございます。その具体的な経緯を教えてください。

次に、コミュニティー拠点としての公民館創生について伺います。

垂水市の地方創生イコール地域振興計画づくりイコール過疎集落等自立再生対策事業が、今行われ、一応の成果を上げてきております。御存じのとおり、垂水市のコミュニティーの拠点は、小学校校区を単位とした公民館活動にあると思っております。地方創生の旗印のもと、公民館創生というこれは私の造語ですけれども、そういう公民館を活動を支えるという点からも、地域振興の観点からの取り組み、そして方向づけ等、また公助、共助の連携の在り方等について、お伺いをいたします。

また、各公民館は社会教育課の管轄です。御多望に漏れず、施設の老朽化等ハード面の改善が必要な時期にきております。それらの実態を把握されているのかどうか、また整理計画等があるのか、あるいは今後そういう年次計画を策定されていくのかお伺いをいたします。

最後に、垂高振興対策支援策とあしなが100人委員会について伺います。

27年度当初予算には、垂高振興対策補助金922万6,000円継続事業とあります。この支援策の補助金については、年々増額のイメージがございます。今回のその内容等とそしてことしから民間主体の支援策として、あしなが100人委員会が発足しておりますが、その内容等について伺います。

最後に4番目に、市長の政治姿勢について質

問をしてまいります。

6月議会、9月議会、12月議会と市長の政治姿勢という題目で一般質問をいたしました。さきの12月議会では、市長選があることから、市長が再選されましたら3月議会で再び議論しましょうということで、この問題については再質問なしで終わった経緯があります。

今回、大接戦ながら、再選を果たされまして、16代目の市長に就任されましたことは、率直にお祝いを申し上げます。きのうから2期目の尾脇市政への期待を込めた同僚議員の議席をエールも聞こえてまいります。私は、ちょっと違った角度から、2期目スタート時点での市長の考えを聞いてみたいと思います。

まず、無投票と思われた市長選挙が行われました。市長選そのものが予算の無駄使いだという声も聞こえておりました。4年間の実績を訴えられた市長でしたが、結果はわずかに212票という僅差でございました。市長は実績が評価された結果と当選の要因を述べられております。選挙は1票でも勝ちです。そのことを否定する気持ちは毛頭ありません。これにつきましても、きのう川越議員が、最後のほうで接戦の原因を分析し、反省し、リーダーとして前向きに頑張るよという励ましの言葉があったのを覚えております。

しかしながら、あえて質問をいたしますが、今回の市長選挙を今振り返って、その結果をもとに、今後の市政にどのように生かしていかれるのか、2期目スタートに当たり、市長の見解をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産商工観光課長（山口親志） 池之上議員の商工観光行政について、プレミアム商品券の総括についてということで現状等についての質問にお答えします。

質問の中で、ここ取り組んだ4年ぐらいをとということでしたが、10%から15%のプレミアム

率で対応をしまいいりまして、好景気対策としまして15%の時期がありました。ただ今回については、本年度実施しましたプレミアム商品券についてのお答えをさしていただきたいと思います。

それでは、本年度実施しましたプレミアムつき商品券発行事業補助金としましては、垂水市商工会が事業主体となりまして、1億円の商品券に対しましてプレミアム率10%の1,000万円で、1億1,000万円の総事業費であります。10%については、県と市で2分の1ずつの予算措置を行いまして、1人10万円を限度とし、11月2日から発売を開始、販売を開始し、2主幹で完売しております。なお、購入時には、商工会のほうで、申込書に住所と氏名を記入させております。

このプレミアム商品券発行事業については、垂水市市内に1億1,000万円の消費が年末年始に市内331店舗で登録されております事業所で行われることから、実施することの効果は非常に大きいと思っております。

次に、商工観光行政についての南観光拠点づくりの展望についてという、それ以降の考えについて回答させていただきます。

先ほど、指摘にもありましたとおり、計画しておりました旧南中学校跡地での物産館の計画については、財宝に売却をいたしましてから、それ以降新たな設置場所等の検討協議について進めてはおりますが、具体的に場所等について、また方向性については、決定に至っていないところでございます。

以上であります。

○消防長（迫田八州夕起） 池之上議員の1回目の御質問にお答えいたします。

今回のデジタル無線を整備することにより、無線チャンネルが増加し、重複した大規模災害時に無線の混信を抑制することができること、双方向通信が可能になり、音声クリアとなる

こと、無線が外部から傍受できなくなるように、個人情報保護が強化されること、119番通報受付時に、現場位置等が詳細に得られること、などこれらを有効に活用することにより、スムーズな連携のとれた現場活動ができるようになります。

広域からの受け入れについての質問ですが、平成23年1月19日、関係市町長、議会議長会議が開催されて、大隅地域消防広域化運営協議会設立については、一部自治体の強い反対により、休止が決定となり、その後平成25年4月1日に、市町村の消防広域化に関する基本指針の一部改正についての通知文の中で、改正前の基本指針に定められた推進期限が平成25年3月31日から延長されて、平成30年4月1日までされたこと。推進計画上7防本部体制の組み合わせの広域化を着実に推進するため、その中から国、県、都道府県の支援を先行して集中的に行う重点地域の仕組みが設けられましたが、県の動きが見られず、消防広域化重点地域の指定がされていない現状であります。

○企画課長（角野 毅） 池之上議員の地方創生コンシェルジュについての御質問にお答えをいたします。

地方創生コンシェルジュ制度は、地方公共団体が地方版総合戦略の策定を含めた、地方創生の取り組みを行うに当たり、国が相談窓口を設け、積極的に支援するための体制として構築をされたものでございます。

なお、内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省など、各府、省庁により、38名の職員が鹿児島県地域担当の地方創生のコンシェルジュとして、選任をされております。

また、これとは別に、日本版シティーマネージャー派遣制度から改称をされました、地方創生人材制度が設けられております。この制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対しまして、意欲や能力のある国家公務員や大学研究者、

民間人材を首長の補佐役として派遣をし、地域に応じた処方箋づくりを支援するというものでございます。

本市も地域包括や6次産業化を所管する省庁からの派遣を希望し、要望書の提出をしておりましたが、今回は希望いたします国家公務員で本市への派遣を希望する職員がいなかったこと等を理由に見送られております。このように、国におきましては、地方公共団体の総合戦略策定や、施策の推進に対し、人的支援体制を整備しております。

本市におきましても、これらの制度を利活用し、垂水市版総合戦略の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、地方創生についてコミュニティー拠点としての公民館創生についての御質問にお答えをいたします。

第4次垂水市総合計画に基づきまして、市内9地区を地域拠点地区と定義づけまして、地域振興計画策定の取り組みがなされてまいりました。平成22年度の大野地区を皮切りに、本年度の協和、境地区まで市内8地区で、地域の皆様と連携をし、地域振興計画となるまちづくり計画の策定を進めてまいりました。

また、策定されたまちづくり計画を具現化するため、平成25年度には大野地区、また平成26年度には、牛根地区ほか3地区で総務省の過疎集落自立再生対策事業の活用により、ハード、ソフト料事業が実施されております。

事業採択においては、地元選出の森山先生の姿勢や総務省への陳情などもございましたが、公民館を中心に、地域住民の方々が主体となって策定をされました各地区のまちづくり計画が高く評価をされた分と考えております。

平成27年度に向けては、事業の見直しにより、事業総額は大きく減少をいたしておりますけれども、同じく総務省の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に堺地区ほか3地区の事

業を申請をいたしております。

この過疎集落自立再生対策事業と過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は、過疎からの自立という目的に向けましての初期段階における支援事業でございます。いずれも地区公民館を実施主体とする事業でございまして、これからの地区公民館を中心とした地域活動をさらに活性化させる内容となっております。公民館という組織の重要性が、さらに益すものと考えてるところでございます。

以上です。

○社会教育課長（森山博之） 池ノ上議員の各地区公民館施設老朽化に伴う改修についての御質問にお答えいたします。

各地区公民館は、それぞれに文化や歴史、社会資源がございます。これらの特性を生かし、地域づくりや将来像を盛り込み、地域振興計画の策定がなされ、先ほど企画課長が答弁しましたとおり、過疎集落と自立再生対策事業により、現在整備がなされているところでございます。

また、地域行事や子供育成事業、高齢者学級、公民館講座の開設などさまざまな事業を展開し、幅広く地域と密接に連携を図りながら、憩いの場としての役割を果たしていただいております。

その一方で、議員御指摘のとおり、施設の老朽化が進んでおります。1番古い終原地区公民館は、昭和47年に建設され、最も新しい松ヶ崎地区公民館が平成5年に建設され、既に22年から43年が経過しております。こうした状況からそれぞれの地区公民館では、外壁部のはく離や屋根の不具合による雨漏り、空調設備の更新、フロアの張りかえ、ガラス戸及びアコーディオンカーテンの交換など、様々な整備、改修が必要でございます。

これまで、限られた予算の範囲内で、優先順位を定め、改修を図ってまいりましたが十分要望に応えられているものではないと認識はしております。

どの施設も20年以上が経過しており、台風や豪雨災害など、不測の事態が想定されますが、現在、把握をしております施設全体の修繕箇所を精査し、昨日池山議員の議席を公共施設の集約についての質問で財政課長が答弁いたしました、公共施設等総合管理計画も踏まえ、関係課と緊密な連携を図り、年次的に整備できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。

○教育総務課長（川畑千歳） まず、垂水高校の振興支援策についてお答えします。

垂水高等学校振興支援計画書に基づき、平成24年度から後方支援補助金、部活動等活性化補助金、検定試験費等補助金を導入し、また平成25年度からは新たに通学費補助金の支援策を講じてまいりました。

平成26年度におきましては、これらの支援策や垂水高校の中学校訪問等の努力の効果もあり、平成26年度の入学者数は54名で、定員に対する充足率は、67.5%となっております。平成25年度の入学者数は42名、平成24年度は43名であることから、支援策の効果が出てきているものと考えております。

その結果、平成27年度予算に計上いたしました通学費補助金は、対前年度と比較して約200万円弱増額の668万3,000円、支援総額も事務局経費を除いて920万6,000円となっております。

また、財政的支援のほかには、フリーマガジンの発行に際してのサポートや垂水高校文化祭の文化会館での開催支援、小中学校と垂水高校との連携を深めるための支援、さらには、関係団体により行事等への参加による地域貢献への呼びかけなどを行っております。

2つ目のあしなが100人委員会についてお答えします。

昨年の11月28日に開催されました第2回垂水高等学校振興対策協議会総会における振興支援策の検証、検討の中で、垂水市商工会から垂水の地域社会が子供たちを見守り、支えたいとい

う思いを共有する、あしなが100人委員会を立ち上げ、垂水市在住者、出身者等から寄付金を募り、垂水高校の新入学生に入学祝金等を支給するという支援策が紹介されました。目的は、垂水の若者たちが健やかに成長することを祈って、次世代を担う垂水の若者たちにお祝い金などの活動を通じて、大人世帯からのメッセージを発信することにあります。

委員会は、世話人会が運営し、商工会に事務委託して事業を行っております。あしながさんへの登録状況につきましては、昨日3月10日現在で52人と聞いております。なお、垂水市では広報垂水2月号に協力者である、あしながさん募集の記事を掲載し、協力したところでございます。

以上です。

○市長（尾脇雅弥） 池ノ上議員の私に対しましての4年間の総括並びに今回の市長選についての御質問についての御質問にお答えをいたしたいと思います。

平成23年1月の27日に15歳目の垂水市長に就任をさせていただきまして、大きくは垂水市の発展、垂水市民の幸福のために住んでよかったと思えるまちづくり、元気な垂水を掲げて、具体策として4つの挑戦を中心にまちづくりを進めてまいりました。

この4年間振り返りまして、市民の幸福を追求するために、再度初心に帰り、安心・安全で住んでよかったと思える元気なまちづくりのために勤めてまいり所存でございます。

今後は基本的な考え方として、4つの挑戦を継続をして、市政の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、市長選を振り返っての感想についてでございますが、このたびの選挙につきましては、私なりの政策を掲げ、精いっぱい訴えてまいりました結果、より多くの方々から共感をいただいたものと受けとめているところでございます。

16代目の垂水市長として再び市政を担わせていただくことに対し、改めて責任の重さを感じております。市政を預かる立場として、間違いないかじ取りをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、市政担当の政治理念、政治姿勢として、市民の声が直接届く行政、そして市民が主役の清潔で信頼される市政の構築を目指してまいりたいと考えております。

その実現のため、第1に情報の公開を積極的に行い、説明責任を果たしていきたいと考えております。第2に、積極的に市民の声に耳を傾けてまいりたいと考えているところでございます。第3に、あらゆる場面で、私自身みずから率先して実行する姿勢を示し、さまざまな改革に勇気を持って取り組めるようにしたいと考えております。

私自身の信念につきましては、本定例会の開会にあたっての挨拶の中で、所信を申し上げましたところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。具体的な施策などにつきましては、次の定例市議会におきまして、市政運営方針としてお示しをしたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○池之上誠議員 それでは一問一答でお願いします。

まずプレミアムの商品券です。

きのうも池山議員のほうから10万円ということもありました。そしてまた、まとめ買いいかなものかということもございました。それについては、今後商工会等の協議をするというような返答でございましたが、私はこのあえて質問をしたというのが、商品券ですから買った人がどう使おうがいいんでしょうけども、普通商品券のプレミアムが1割1,000円だとすると1割の利子です。今回夏の方は2割の利子なんですけども、結構なお金になると、そのお金が垂水

市に限定されるんですけども、銀行に貯金するよりも、ものすごい率がいいわけです。だから、結構大きな買い物をされる方がいらっしゃるというんです。1人10万しか買えないことになってるんですけども、払うときは、ん百万単位という話も聞こえております。

そういうところを實際を把握されてるか、そしてまたそういうのはプレミアム商品券を扱ってる市町村は結構あると思うんですけども、そういう行政下の中で、そういうことが問題になってるか、なってないか、その辺のことをどう思われるか、2回目、その辺をちょっとお知らせください。

○水産商工観光課長（山口親志） プレミアム商品券の2回目の質問にお答えします。

議員指摘のとおり、確かに1人10万円での限度額としての販売であります。質問にありましたとおり、1人でも多くの商品券を所有されておられる、所有され、それから利用されているという現状はお聞きして、認識しております。

商工会でも販売のときには、十分注意をされているようですが、購入される方が代理購入なのか、それとも本人購入は、氏名を書かれますので、わかりますが、代理で購入に来られたのかという確認までは、非常に難しい問題でありまして、今指摘のありましたことは大きな課題であるということは、認識しております。

このプレミアム商品券が持つ意味としましては、やはり前言われましたとおり、市民に広く販売し、消費とあわせて家計の援助となるのが本来であると思っております。

他市においても、他市の状況ですが、他市においてもいろいろプレミアム商品券の取り扱いについての協議をさせていただく中でも、今大量の個人の所有ということは、他市でもこの問題は発生してるというふうにお聞きしております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、市民に

広く販売という観点から非常にこの当たりを十分注意して行かないといけないんですが、このプレミアム商品券の購入に際しましては、市内で購買するという経済効果が非常にあることから、そのような問題は今後今回の地方創生で上げております金額は2億4,000万というプレミアム商品券販売ですので、商工会と連携しましてどのような対策を講じていけばいいのか協議をしてみたいと思います。

あわせて、商品券、1番の問題は商品券発行するに当たりまして、商店街の方々の取り扱い等も含めまして、全ての商品の店舗の商品の樹立も合わせまして検討していただきたいということで、商工会と協議をしまいいりまして、こちらの思いを商工会のほうにも伝えて、できるだけ目的に沿った商品券発行ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（森 正勝） 池之上議員。

○池之上誠議員 先ほどもことしの歳末の分は2週間で売り切れたということでした。私も買おうと思ったらもうなかったということはあったもんですから、ここはぜひやらないかんといいことで、夏のお中元の時期ですから、まずお中元を買わないもんですから、2億の売れ行きはどうかかなと思いますけども、そういう大きな買い物する人たちがいるからこそ、その1億2億がぱっとはけていいことという現実もあるかもしれません。

先ほど言われましたように、ほんとにそう買えない人もいるかもしれない、1枚も買えない人もいるかもしれない、そういうとこを考えながらなんですけども、いろんな問題があると思います。売り方の問題、店の問題、そしてまた買う人だけのいけば、買う人たちのモラルでもないだろうけど、その辺もいろいろまだ今後続けて、続けていけば、これはいい政策だと思っておりますので、続けて行かれることを希望しますが、そんないろんな問題があるとい

うことを認識されまして、今後ともこれは続けて行っていただきたいというところで終わりたいと思います。

そして、次の南の拠点づくりなんですけれども、協議はしていると、ただしその方向性はまだ決定していないということでした。これ市長、ほんとに市長の政策だと思えます。南中の物産館から財宝について、今寮ができております。今近々工場ができて、雇用も発生するだろうというふうには思っていますけれども、それは南中はそれとして、あとはどういうふうに拠点をつくっていくか今後4年間のうちに、ここ一、二年のうちにこれは市長が決めないといけないことですので、その点についてどういうふうな思いをされているか、これは市長の口からはっきりとお示しをしていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 今、御指摘があったことを私も認識をしております。もともと3つの拠点ということで、北、中央、南ということでスタートしたわけですが、今回株式会社財宝様に譲渡するという、当初の目的地がなくなったわけですが、いろんな質問の中でも申し上げておりますとおり、だからといった南の拠点の整備をしないということではないということですので、その可能性のある場所を今調査、研究しているということでもあります。ただ具体的ところ、まではいってないということですので、任期あれから4年の中でのおっしゃるとおり、大事な施策の柱の1つだと思っておりますので、できるだけ早くそのことをとりまとめ、議会の皆様に御提案をして形にしていきたいというふうに思っています。

○池之上誠議員 4年間の任期ですけども、4年間の任期以上に反省するようなスピード感持って、これは取り組まれるべきだというふうに思っておりますので、その点についてはよろしく願いしておきます。

続きまして、消防行政にデジタル無線化とい

うことでいろんなメリットがあるようです。私
で時事たるになったから広域のほうにいくのか
なという思いがあったんですけど、そこはまた
ちょっと違う意味合いだったみたいです。この
デジタル無線については、そういうことでいい
んじゃないかというふうに思いますが、ここの
消防の広域化なんですけれども、県のほうから
今そういうのが示されてないというところで今
ストップしてる段階だというふうに消防長の答
弁だったというふうに理解しましたが、
消防長は現場簿たたき上げで、消防長今されて
おりますけれども、実際消防の活動する中で、広
域と単独といった場合に、どちらがいいのか、
どちらがメリットが多い、メリットが少ないと
デメリットが多いとそういうことも含めた中で、
消防長の見解としては、どう思われるか。これ
は後市長、執行部の問題もあるんでしょうけど
も、現場の消防長の気持ちとしてはどう思われ
るか、最後に聞きたいと思います。

○消防長（迫田八州夕起） 池之上議員の2回
目の質問についてお答えいたします。

県の推進化計画の中に置いては、署及び分遣
所は現在の状態で維持し、本部機能の総務部を
通信部を統合することにより、生じた人員を警
防部門の消防隊、救急隊へ配置することにより、
消防力を強化するという事は理解できるんで
すが、当消防本部は、消防力の整備指針の示さ
れている、地域の実情により、消防ポンプ車、
救急車等の整備を進め、現在の消防業務を行っ
ています。合併後に段階的に消防力の整備指針
に基づき、消防力の見直しがされた場合、当本
部の管轄区域内では、消防車両等の削減が予想
されることから、現在の消防力を維持できなく
なり、垂水市民にとってデメリットとなる可能
性が懸念されます。

以上です。

○池之上誠議員 今の話はデメリットが予想さ
れるということで、単独がいいという思いを暗

に言われたんだろうなと思っております。それ
はそれとして、今緊急、救急もです、ドクター
カーとかドクターヘリとかほんとにこう早い段
階で連携して市民の安心・安全が守れるという
状況の中にあると思います。

デメリット、消防車が減らされるとそういう
のがありましたけれども、あとは財政とかいろ
んなことがあると思います。消防長の気持ちは、
多分そういうことでしょうか、逆に執行部とし
ては、どう思われて、ことしで定員額正化も終
わります。その中にも消防の職員も入った中の
適正化ですので、今後消防の広域化あるいは単
独その辺についてはどういうふうな思いでおら
れるのか、少しだけ話せるのであれば、話
をしていただきたいと思います。

○総務課長（中谷大潤） 今消防長が思いを答
弁されたわけですけども、消防の使命は災害や
事故、市民ニーズの多様化というところに的確
に対応して、市民の生命、身体及び財産を守る
ことであります。そこでこの使命を果たすため
には、単独でありますと、管轄面積が狭いとい
うこともあって、運営上は楽をするかもしれま
せんし、また組織としては首長による命令化がし
やすくなる。それからまた職員についても管内
の地理や事情に精通しているといったようなメ
リットも考えられるところでございます。

ただデメリットとしまして、先ほど言った、
池之上議員の議席をほうからもありましたよう
に、消防設備を整備消防の備品とか整備する
となると、ちょっと多額な経費がかかるという
こともございますし、また本市の脆弱な財政力
の中では、消防職員にかかる人件費、またさっき
言ったみたいな経費について今の財政力で耐え
られるかという大きな問題もあろうかと思いま
す。先ほど言った災害時の対応も一元化ができ
て、スムーズにいくという面もありますけども、
広域化によりますとまたいろんなそれぞれの今
の、例えば鹿屋あるいは曾於で持ってる大きな

また設備を使えて、災害時の対応も楽につづか、迅速にできるという面もあろうし、災害が何カ所にもわたった場合は、職員も多くなりますと多いからそれぞれ何人かの職員も各方面に配置できるというメリットもあろうかと思えます。

それぞれいろんな広域化による、メリットデメリットもありますけども、先ほど申し上げた1番の大事な消防の使命は果たせるのかといった、あるいは多様化する市民ニーズに応えるかといった課題もありますので、こういった課題も含めてメリット、デメリット、私の口からはこういったことぐらいしか申せられませんので、あとは関係課と協議しながら最後は市長の適切な判断によろうかと思っているところでございます。

○池之上誠議員 財産と命を守るのが消防の使命ということで、一番いい方向で今後も垂水市の消防行政を担っていただきたいというふうに思っております。あとのことについては、いろんな各課とあるいは県とか、そういうところと慎重な検討を行っていただいて、一番いいのは市民のためになること等のことをまず最初に思っていていただいて、この問題については検討を重ねて行ってほしいということで要望で終わっておきます。

次の3番の地方創生です。

今聞きまして、コンシェルジュですね、済いません、コンシェルジュと書いてあります。御指摘をありがとうございました。これについては先ほどののでわかりましたので、もう再質問はいたしません。

次に、公民館創生についても公民館の大切さ、そういうこと認識をされているというふうに思っております。そういう中で、やはり垂水市役所としれもこれはちゃんとお手伝いをさせていただかないと公民館主体したいといっても、そればかりでは進みません。公助の力も必要だとい

うふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いをしておきたいと思えます。

三和センターの活動も県とか振興局とか認められまして、何度か大きな表彰いただいているように思えます。これも地域住民の理解とそういう積極的な活動が評価されたことだろうと思っておりますので、そういうしっかりと活動する校区、そういうところには動く、知恵を出す、それから動く力を出す、そういう校区にはちゃんとした手当てをしていただきたいというふうに思っておりますので、これは地方創生にもつながることだと思っておりますので、よろしく願いをしておきたいと思えます。

その中で、次に垂高の振興策でした。入学者がふえたと、そして通学者がふえたと、その通学者の補助金が200万ぐらいアップしたということで900万という大きな補助金になっているわけですが、これは去年の3月にも私は聞いたと思うんですけども、ことしの入学志願者、何人ぐらい受けたのか、その辺がわかれば教えてください。

そしてことし卒業式がありました。何人入学して何人卒業されていったのか、その辺についても数字だけで結構でございますので、お知らせください。

○教育総務課長（川畑千歳） 2回目の質問にお答えいたします。

先日公表されました平成27年度公立高校入学学力検査最終出願状況では、募集定員79人に対して56人と倍率は0.71倍で、昨年の64人0.8倍を若干下回っております。学科別に見てみますと、生活デザイン科は40人に対して33人と0.83倍で、昨年の1.03倍を下回っている一方、普通科は39人に対して23人と0.59倍で、昨年の0.58倍を若干上回っております。なお、このほかに普通科には推薦1名が内定をしております。

このように26年度の状況に対して、平成27年度は希望者が減少しております。平成24年度の

50人、25年度の47人と比較をしますと、支援策の効果が出てきているものと考えております。

入学者、卒業者についての質問ですけれども、3月2日に行われました垂水高校の卒業式では、普通科21人、生活デザイン科19人の計40人が卒業いたしました。この生徒たちが入学いたしました平成24年度は、普通科18人、生活デザイン科25人、計43人が入学しております。

今年度の卒業生について、学科別で見ますと、普通科におきましては、転入生3名を含む21人全員が卒業をいたしました。生活デザイン科におきましては、6人の生徒が退学または転学をしております。入学者に対する卒業者の割合につきましては、86%と最近では平成25年3月の卒業生について数値的には高い数値になっております。

以上です。

○池之上誠議員 ありがとうございます。なぜこの卒業生を聞いたかと言いますと、この支援策というのはいけば入学をしてくださいと、垂高に来てくださいという意味合いで、出してくださるというふうには思っております。そういう中学生があそこはいい支援策があるから行くというふうには思ってくれることを願ってのことだと思っておりますけれども、卒業生、ことしは6人しか退学してなかったということで、まあまあなのかなと思っておりますが、結構多いですね、垂高の場合は。退学させられる、あるいは退学するという人が多い子供たちが。その辺について、先生たちはほんとにそういう少ない人間、少ない生徒たちをほんとに退学をさせないような環境にもっていつてるのかなというのがいつもこう思うわけです。

なかなか1クラスの中で、2クラスの中で、やっぱりこう最後まで手厚く指導とかそういうことしていくことがないのかなと思ってるわけです。思えば高校の先生方は、鹿児島県の県立高校の先生でございますので、垂高が変われば

どこでまた次に行けるということで、垂高の先生は5年間垂高におればいいという感じの先生も多分いらっしゃるだろうというふうに思います。

そういう中でこの垂高への支援策をやっている垂水市として、それでいいのかどうか、私はもうちょっと指導をしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、その点についてどう思われるか。教育長でもよろしくお願ひします。

○教育長（長濱重光） 垂水高校では、議員も御承知のとおり、生徒の関係でございますけれども、垂水市漁協を缶バッジを使った缶詰のラベルデザインを手がけたり、また大野地区公民館から依頼を受けて、サツマイモ加工したケーキを製作するなど、地域に貢献し、地域に支えられる高校を目指すという大隅地域の公立高校のあり方検討委員会に答申を受けて、実行されているところでございます。

また、これまで平日に開催されておりました体育祭や文化祭を、土曜日に開催したり、ことし2月1日に開催されました第1回垂水吹奏楽フェスタには、音楽部が出場し、同校教諭2名が生徒と一緒に演奏をいたしました。さらにまた、昨年12月16日には、高校の家庭科の教諭が垂水中央中学校の家庭科の授業を行ったり、垂水高校の入試結果を市内の小中学校教職員に説明し、合同で分析、協議するなど精力的に取り組んでおられます。

また入学生確保のため、これまで訪問していなかった中学校を訪問し、開拓を行うなど、自分たちの高校の存続、活性化のためにこれまでにない主体的で積極的な活動、取り組みがなされ初められたと私は感じているところでございます。

ことしの卒業生全員が、進学または就職先が決定しているものの、垂水高校にはさらに魅力ある高校づくりに努めていただくことはもとよ

り、生徒の進学や就職など、出口部分の補償について、教職員が自分たちのこととして一丸となり、一層努力していただくよう求めてまいりたいと考えております。今後とも関係課、関係団体とも協議しながら、各種支援を講じ、存続に向けての取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池之上誠議員 今の話を聞きますと、先生方も頑張ってるんだよということを言いたいのでしょう。ということは、やめられる、やめた、退学をした子供たちが何らかの問題があったんでしょう、というふうに思います。だけど、それでいいのかなと、人が少ないんだから、人間が少ないんだから、目は届くはずだし、そういうことをちゃんとしていただければ、やめる子がいない、最後まで卒業までできるということがあれば、垂高に来る人もいるだろうし、そういうことを思っておりますので、支援策を続ける以上、そこまでちゃんと見届けてほしいというふうに思っております。

最後に、4番目、市長の政治姿勢でした。先ほど言われました1票でも勝ちが勝ちというスタンスは、そのとおりでございました。ただし、その中でもやっぱり48%の方が、違ったところで、そこについても目を向けるという謙虚なスタイルが、まだちょっと感じられない、私は、昔のこと言いますが、枝元元市長のときは、一生懸命私たちも応援したんだけど、なんかこう選挙終わってしまえば素知らぬふうで、ほかの人を相手方をこう丁寧しやる訳ですね、なんごちなといえちゃんと今後垂水をそよかんせないかんだがという言葉をいただき、大人だなというふうに思った次第でした。

また、水迫市長も聞かれたと思いますけども、こんな小さな町でというふうなことを言われました。まさにそうじゃないかなというふうに思っております。

勝ちが勝ち、その付託された人たちのためにという思いでしょうけれども、票を入れなかった人たちもいるわけです。半分近く。その人たちのためにもやはり今のスタイルでもいいんだけど、私は、やはりその辺をもうちょっと考えてやられたほうがいいのじゃないかなというふうに思います。

また、今回の条例についても、いろいろな問題があるように感じてますし、そういう声も市民からも聞こえてきます。これはタイミングの問題でしょうし、いい政策だと思います。いい政策だけでも、タイミングの問題もあるんじゃないかと。そういうことについても、各課長さん方も市長とひとつ待っちゃらんなどというようなことが声が出なかったのかなということも思っておりますけれども、行け行けどんどんでいいかしらんけども、そういうところも機微といますか、そういうことも考えてやられたほうがいいんじゃないかというふうには思います。

きょうは、水産商工観光課長と消防長に最後の3月議会最後ですね、無事定年を迎えられて4月からは新しい人生を歩かれますが、水道課長にはちょっと触れませんでしたけれども、あと参事とか課長補佐とか8名の方が、無事定年を迎えられるということで、大変にお疲れ様でしたということ言わせて、最後の質問者としてこの今任期中の質問を本会議場での質問を終わらせていただきたいと思います。長らくありがとうございました。

○議長（森 正勝） 以上で、平成27年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第21号から議案第31号までの議案11件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。よって議案第21号から議案第31号までの議案11件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査することに決定いたしました。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（森 正勝） 明12日から19日までは、議事の都合により休会といたします。次の本会議は3月20日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（森 正勝） 本日はこれもちまして散会いたします。

○事務局長（磯脇正道） 御起立願います。一同、礼。

午後0時16分散会

平成 2 7 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 2 7 年 3 月 2 0 日

本会議第4号（3月20日）（金曜）

出席議員 16名

1番	川越信男	9番	北方貞明
2番	堀内貴志	10番	池山節夫
3番	大藪藤幸	11番	森正勝
4番	感王寺耕造	12番	川尻達志
5番	池之上誠	13番	宮迫泰倫
6番	堀添國尚	14番	徳留邦治
7番	田平輝也	15番	篠原静則
8番	持留良一	16番	川畑三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇雅弥	農林課長	
副市長	松下正	併任	
総務課長	中谷大潤	農業委員会	
企画課長	角野毅	事務局長	池松烈
財政課長	野妻正美	水産商工	
税務課長	前木場強也	観光課長	山口親志
市民課長	白木修文	土木課長	宮迫章二
市民相談		水道課長	塚田光春
サービス課長		会計課長	堀内昭人
併任		監査事務局長	保久上光昭
選挙管理委員会		消防長	迫田八州夕起
事務局長	北迫一信	教育長	長濱重光
保健福祉課長	篠原輝義	教育総務課長	川畑千歳
生活環境課長	田之上康	学校教育課長	牧浩寿
		社会教育課長	森山博之

議会事務局出席者

事務局長	磯脇正道	書記	橘圭一郎
		書記	有馬英朗

平成27年3月20日午前10時開議

△開 議

○議長（森 正勝） 皆さん、おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

△議案第1号～議案第11号、議案第21号～議案第31号、議案第33号～議案第38号、請願第8号～請願第9号、陳情第29号～陳情第30号一括上程

○議長（森 正勝） 日程第1、議案1号から日程第11、議案第11号まで及び日程第12、議案21号から日程第22、議案第31号まで並びに日程第23、議案第33号から日程第28、議案第38号までの議案28件、日程第29、請願第8号及び日程第30、請願第9号の請願2件、日程第31、陳情第29号及び日程第32、陳情第30号の陳情2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第1号 垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例 案

議案第2号 垂水市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例 案

議案第3号 垂水市介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例 案

議案第4号 垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市報酬及び費用弁償条例の一

部を改正する条例 案

議案第7号 垂水市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第9号 垂水市課設置条例の一部を改正する条例 案

議案第10号 垂水市行政手続条例の一部を改正する条例 案

議案第11号 垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例 案

議案第21号 平成27年度垂水市一般会計予算案

議案第22号 平成27年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第23号 平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第24号 平成27年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第25号 平成27年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第26号 平成27年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第27号 平成27年度垂水市病院事業会計予算案

議案第28号 平成27年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第29号 平成27年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第30号 平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第31号 平成27年度垂水市水道事業会計予算案

議案第33号 垂水市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例 案

議題第34号 垂水市食育推進会議条例 案

議案第35号 垂水市職員退職手当支給条例の一

部を改正する条例 案
議案第36号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案
議案第37号 垂水市介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例 案
議案第38号 平成26年度垂水市一般会計補正予算（第7号） 案
請願第8号 国民健康保険税の引下げを求める請願書
請願第9号 介護保険料の値上げの中止を求める請願書
陳情第29号 川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情書
陳情第30号 集団的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書

○議長（森 正勝） ここで、各常任委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長感王寺耕造議員。

[産業厚生委員長感王寺耕造議員登壇]

○産業厚生委員長（感王寺耕造） 皆さん、おはようございます。

去る2月26日、3月10日、3月11日の本会議において、産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月13日に委員会を開き審査しましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第2号垂水市介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準等に関する条例案、議案第3号垂水市介護保険法に基づく地域包括支援センターの人員及び運営に係る基準に関する条例案、議案第34号垂水市食育推進会議条例案、議案第36号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案及び議案第37号垂水市介護

保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成27年度垂水市一般会計予算案中の所管費目については原案の通り可決されました。

次に、議案第25号平成27年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第26号平成27年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第27号平成27年度垂水市病院事業会計予算案、議案第28号平成27年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第29号平成27年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第30号平成27年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第31号平成27年度垂水市水道事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

さらに、議案第38号平成26年度垂水市一般会計補正予算第7号案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、請願第9号介護保険料の値上げの中止を求める請願については、不採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） 次に、総務文教委員長川畑三郎議員。

[総務文教委員長川畑三郎議員登壇]

○総務文教委員長（川畑三郎） 去る2月26日及び3月10日並びに3月11日の本会議において、総務文教委員会付託となりました各案件について、3月16日、委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第1号垂水市民間資金活用集合住宅建設促進条例案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に議案第4号垂水市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例案、議案第5号垂水市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する

条例案、議案第6号垂水市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案及び議案第7号垂水市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員組合と協議されて得た結論は重視するが、市長会や知事会が批判的だったものをなぜ今回提案したのかとの意見をもとに異議があったため、挙手により採決を行い、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号垂水市課設置条例の一部を改正する条例案、議案第10号垂水市行政手続条例の一部を改正する条例案及び議案第11号垂水市産業開発促進条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成27年度垂水市一般会計予算案中の所管費目及び歳入全款につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成27年度垂水市健康保険特別会計予算案につきましては、原案の通り可決されました。

次に、議案第23号平成27年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、軽減措置の段階的な廃止について異議があったため、挙手により採決を行い、賛成多数により原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号平成27年度垂水市交通災害特別会計予算案につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号垂水市教育委員会教育長の勤務時間、休暇及び職務専念義務の特例に関する条例案及び議案第35号垂水市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきましては、いずれも原案のとおり可決されました。

次に議案第38号平成26年度垂水市一般会計補

正予算（第7号）案中の所管費目及び歳入全款につきましては、原案のとおり可決されました。

次に、請願第8号国民健康保険税の引上げを求める陳情書につきましては、採択とすることに決定しました。

次に、陳情第29号川内原発1・2号機の再稼働に当たって九州電力に住民説明会を求める陳情書及び陳情第30号集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回を求める陳情書につきましては、いずれも不採択とすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（森 正勝） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、4点にわたって議案に対して反対の立場で討論させていただきたいと思います。

まず最初に、議案8号垂水市市職員の給与に関する条例の一部を改正する議案について、反対の立場で討論をいたします。

条例案の内容は、職員のモチベーションの低下はもちろんのこと、賃上げによる経済の好循環をつくるという政府の経済政策と逆行するものです。特に市の経済にとってはマイナスになると、市民の大多数の願いである景気回復、地域経済活性化に冷や水を浴びせることは確実に、地域間の民間労働者の賃金への悪影響など、抑制にもつながることも懸念がされます。

根本問題は、地域間や世代間の配分の見直しの理由自体が、これまでの公務員の賃金決定の原則やルールをないがしろにするものでありま

す。地方自治会など地方三団体も、地域経済に予断を許さない状況など懸念を表明しています。

以上のような理由から、議案8号垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については反対をいたします。

次に、議案23号平成27年度後期高齢者医療特別会計予算案に、反対の立場で討論をいたします。

大きな問題は、所得の低い人の保険料、特例軽減措置を段階的になくすことです。垂水市でも、1,200名近い高齢者が対象になります。このことで保険料が負担増になり、試算では3倍から10倍の保険料になるとの予想です。

問題は、軽減措置が段階的に廃止され、負担がふえれば、生活に大きな影響を与えることです。これまで、2年ごとの保険料の見直しで毎回のように保険料が値上げされ、滞納者もふえてきているという現実があります。

さらに、滞納処分を受けてることも、見逃すことのできない問題であります。高齢者の生活を支えているのは、基本的には年金です。この間も年金は減らされ、さらに、マクロ経済スライドの導入によって生活が悪化していくことは明らかです。

高齢者の生活は、消費税増税による影響、さらに医療、介護などの負担は膨らみ、長生きすることがますますつらくさせるものになっています。

このような中、所得対策であった軽減措置をなくすことは、絶対に許されません。後期高齢者医療制度は2008年から実施され、公的医療保険から切り離し、別立ての医療制度に囲い込んだもので、年齢で医療を差別する制度は、世界でも異例のものです。制度が始まるや、国民の怒りが爆発し、自民公明の政権は、保険料軽減措置などを行い、沈静化を図りました。

今回厚労省が廃止をした軽減措置は、このときのもので、このとき政府は、改善の象徴と

して盛んに宣伝をしていました。今ごろになってはしごを外すようなやり方で負担増を迫ることは、道理がありません。国民の痛みが全くわかっていないものと言わざるを得ません。

制度発足より7年目が始まろうとする中、弊害はいよいよ浮き彫りになってきています。2年ごとの保険料の改定のたびに、保険料は引き上げを繰り返しています。保険料を払えずに滞納した75歳の方は、全国で25万人に上ります。本県でも300人近くになり、垂水市でも20数名になっているという現状があります。

保険料の支払いが困難な高齢者が広がっているのに、軽減措置を廃止という負担を求めることは、生活苦に追い打ちをかけることにはおぼろげにありません。問題だらけの後期高齢者医療保険制度の廃止、元の老人保険制度に戻すべきだというふうに考えます。

長生きした人たちのつらい思いをさせる医療保険制度は、全ての世代にとっても不幸なことです。消費税の増税が社会保障充実のためという口実は、これらからも成り立ちません。大企業に応分な負担を求め、必要な財源を確保し、安心して長生きできる社会保障の再生の拡充へ転換することを強く国に求めていくことが、議会の責任としてもあるのではないのでしょうか。

以上の点を指摘をして、議案第23号平成27年度後期高齢者医療特別会計予算案に反対の討論を終わります。

次に、議案25号平成27年度垂水市介護保険特別会計予算案と関連する関係で、議案36号介護保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。

第6期介護保険事業計画の策定により、保険給付見込額が減ることなどを踏まえ、介護保険額を設定し直し、所得段階の見直しを図るというものです。標準保険料では、現行の月額4,180円を5,100円に値上げし、保険料所得段階は、現行6から9へ見直すものとなっています。

第1号保険者は軽減措置がとられていますが、国保での7割軽減よりも高いものになっています。この値上げによって、介護保険を受給している人への影響も出てくると考えられます。現在でも、支給限度額の4割から5割程度しかサービスは使われてません。今後、高い保険料を払った上に、さらに利用料が2割に引き上げられることは、利用者やそれを支える家族、家庭にも大きな影響が出てくるといふふうに思います。保険料の大幅値上げ、とんでもないことです。さらに大きな問題は、現在でも十分高い保険料であることが収納率にも表れています。ますます払えない世帯が増えることになりかねません。

私は、負担軽減の対策として、基金の取り崩し、さらに県にためこまれ、取り崩しが可能になっている財政安定化基金の活用を求めてきました。これらは、もともと介護保険料が源資なわけですから、保険料の軽減措置に充てることは当たり前のことであります。さらに、一般会計からの繰り入れも検討すべきと対策も提案しています。

厚労省は、独自補填はできないとする見解を自治体に通知していましたが、法令は禁止されていないと、一般会計からの繰り入れを認めました。鳥取県の岩波町や北海道長沼町では、来年度一般会計から繰り入れをし、保険料の負担軽減を行うことになっています。全国では400を超える自治体が一般会計から繰り入れをしています。

国には、国民の暮らしと健康を守る責任があります。よりよい介護保険制度にしていくためにも、責任上、国庫負担の、このようなときは負担をすべきものではないでしょうか。国の来年度予算案では、高齢化などふえる社会保障予算の自然増も削り込み、社会保障切り捨てが強行されようとしています。介護サービスの利用料を1割から2割に引き上げ、70から74歳の医

療費負担を、新たに70歳の人から1割を2割に増やします。生活の支えであるマクロ経済スライドが発動されます。年金の削減は、高齢者の生活を直撃します。このようなことから、保険料の値上げは高齢者の生活や健康を侵すのにほかなりません。

よって、議案第25号平成27年度垂水市介護保険特別会計予算案と関連する関係で議案第36号介護保険条例の一部を改正する条例案については反対し、以上で討論を終わります。

○議長（森 正勝） 以上で、通告による討論は終わりました。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

最初に、議案からお諮りいたします。

異議がありますので、議案第8号、議案第23号、議案第25号及び議案第36号を除き、各議案を各常任委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号、議案第23号、議案第25号及び議案第36号を除き、各議案は各常任委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号は、起立により採決をいたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森 正勝） 起立多数です。

よって、議案第8号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第23号は、起立により採決をいたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方

は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝) 起立多数です。

よって、議案第23号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第25号は、起立による採決をいたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝) 起立多数です。

よって、議案第25号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第36号は、起立により採決をいたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝) 起立多数です。

よって、議案第36号は委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、請願をお諮りいたします。

請願第8号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立による採決をいたします。本請願を採択することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝) 起立少数です。

よって、請願第8号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立による採決をいたします。本請願を採択と決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝) 起立少数です。

よって、請願第9号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第29号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決をいたします。本陳情を採択と決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝) 起立少数です。

よって、陳情第29号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第30号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について起立により採決をいたします。本陳情を採択と決することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(森 正勝) 起立少数です。

よって、陳情第30号は不採択とすることに決定いたしました。

△議案第39号上程

○議長(森 正勝) 日程第33、議案第39号垂水市監査委員の選任についてを議題とします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長(尾脇雅弥) 議案第39号垂水市監査委員の選任について、御説明を申し上げます。

現在監査委員であります岩元明氏が、平成27年3月31日をもって辞職されることから、新たに岩元悦郎氏を監査委員として選任しようとするものでございます。

選任しようとする岩元悦郎氏の住所は、垂水市柗原274番地。生年月日は、昭和28年7月26日。委員の任期は4年でございます。

なお、この議案の上程は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものでございます。御同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(森 正勝) ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集を願います。

午前10時25分休憩

午前10時30分開議

○議長（森 正勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど議題といたしました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 正勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第39号について、同意することに御意義はありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（森 正勝） 異議なしと認めます。

よって、議案第39号垂水市監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

△副市長挨拶

○議長（森 正勝） ここで、副市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

○副市長（松下 正） 皆様、お疲れさまです。議長より許可をいただきましたので、発言させていただきます。

この3月末をもって、垂水市副市長の職を退任させていただくことになりました。先の一般質問においても、これまでの思いについては発言させていただきましたが、改めまして、最後のお礼の言葉を申し上げたいと思います。

本当にあつという間の2年間であったと感じております。この間、皆様方には、公私ともに大変お世話になりました。県職員のみままであれば経験できないような充実した、充実かつ刺激的な現場を体験することができました。

4月からは県に復帰いたしますが、垂水市を

本当のふるさとと思い、かつ大隅地域の発展のことを常に念頭に置きながら、県政の発展のために微力を尽くしてまいりたいと考えておりません。

また、市議会議員の皆様には、この2年間私に対し大所高所から、また、市民に身近な立場としての視点から叱咤激励をいただき、心から厚くお礼を申し上げます。

さらに、勇退されます議員の皆様には、今まで市政発展のために御尽力いただきましたことに敬意を表するとともに、これまでの御労苦に対し感謝申し上げます。

なお、次期の選挙に臨まれる議員の皆様には、来るべき市議会議員選挙において勝利を修めまして、引き続き執行部に対して暖かい御指導、御助言いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、市議会と執行部の皆さんが力を合わせて地方創生の難局を乗り越えていただき、若者たちが垂水に夢と誇りを持ち、生涯を安心して過ごせるような垂水市を実現していただきますことを、切に願います。

全ての皆様に感謝申し上げ、お礼の言葉いたします。

本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（森 正勝） ありがとうございました。新天地での御活躍を期待いたしております。

ここで、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思いますので、副議長と交代いたします。

〔副議長、議長席に着席〕

○副議長（池之上誠） しばらくの間、会議の進行を務めさせていただきます。

ここで、議長から挨拶のための発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

〔議長森 正勝登壇〕

○議長（森 正勝） 去る2月26日から本日まで23日間にわたり、議員各員におかれましては、時節柄何かと御多忙中にもかかわらず、本会議、委員会を通じ、熱心に議案等の審査をしていた

だき、そして、本日をもって平成27年度予算を含む本定例会に上程された全ての議案の成立を見ましたことを、議長としまして厚く御礼を申し上げます。

さて、時の流れはまことに早いものです。既に4年という月日がたってしまいました。私どもの任期は来月29日までで、あと1カ月余りを残しておりますが、特に緊急な案件のない限り、今任期中にお互いがこの席で顔を合わせるの、本日が最後になろうかと存じます。

この4年間、各位におかれましては、議員としての政治活動を通じ、本市発展と市民生活の向上、福祉増進のために懸命に努力精進されたことに対しまして、改めまして衷心より感謝の意を表します。

私、未熟者の議長ではございましたけれども、大過なく職責を全うすることができましたことは、ひとえに議員各位の御支援と御協力の賜物でございます。心から厚く感謝を申し上げます。

ときに、来月はいよいよ市民の審判を仰がなければならない私どもの選挙がございます。今回の選挙から議員定数が14名になることから、非常に厳しい選挙になろうかと存じますが、再選を期して出馬される各位には、ぜひ揃ってこの席で再び顔を合わせられることができますように、健闘を心から祈念を申し上げます。

また、議員各位の中には今限りで勇退されることもあるやに聞き及んでおります。今後とも、公私ともにわたり御厚誼を賜りますとともに、御健勝を心からお祈り申し上げます。

次に、執行部の皆様に一言申し上げます。

過去4年間、議会運営に対しまして御協力をいただきましたことに、心から深くお礼を申し上げます。私どもは議員としての立場から様々な問題提起をし、また相当手厳しい議論も行いまして、時としては失礼な点もあったかと思えます。これも全て、市民の福祉の向上と市の発展を願う一念からの言動でありましたことを、

御理解の上、御了承をお願い申し上げたいと思います。

今日、国、県、町ともに大変厳しい激動の時代に突入しておりますが、各位におかれましては、今後とも御自重、御自愛の上、公僕精神に徹せられまして、市民の幸せと本市の発展のためにお励み下さいますよう心からお願いを申し上げます。

以上をもって、私の挨拶といたします。皆さん、本当にありがとうございました。（拍手）
○副議長（池之上誠） それでは終わりましたので、議長と交代させていただきます。ありがとうございました。

〔議長、議長席に着席〕

○議長（森 正勝） この際、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（尾脇雅弥） 市議会は、緊急な案件がない限り本日をもって任期最後の議会になろうかと思っておりますので、議長から発言のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におかれましては、4年間にわたる議員活動を通じて市政発展に御尽力を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

また、行財政改革の一環として議員定数の削減にも御理解をいただきましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

皆様方の中には今限りで御勇退をされる方もおられますが、これからも健康に留意をされまして、市政発展のためにお力添えを賜りますよう、よろしくをお願いを申し上げます。

また、引き続き御出馬をされる方におかれましては、御健闘をいただきめでたく御当選になり、再びこの議場でお目にかかれますよう、心からお待ち申し上げます。

人口減少や高齢化が進む中、地方交付税や税

収の減少による財源確保など、本市の抱える中長期的な課題は山積みしておりますが、これらの課題を一つ一つ解決をし、一層の市政の飛躍を果たすためには、市議会と執行部が一丸となって取り組んでいく必要がございます。そのためには、議会運営に堪能な皆様方が必要とされております。ぜひ頑張って当選をしていただきたいと願う次第でございます。

2期目のこれからの4年間を、行財政改革を始め、市民と共同のもと、安心安全で住んでよかったと思える元気な町づくりを目指しまして、私を先頭に職員一同結集した行政の運営に当たってまいります。

最後に、くれぐれも健康に留意くださいまして、お願いを申し上げ、御挨拶とさせていただきます。4年間、お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○議長（森 正勝） これで、本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

△閉 会

○議長（森 正勝） これをもちまして、平成27年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時40分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員